377.31
R99r

複写

0052440000

0052440-000

377.31-R99r

竜谷大学三百年史

竜谷大学・編

竜谷大学出版部

1939

AHN

トエ-10-32

龍谷大學三百年史

377.31 R99r

法主猊下題字

国立国会
27. 3. -4
図書館

261142

慧眼能度見真彼岸

丸照

序

わが龍谷大學は、寛永十六年本願寺第十三世良如上人の創建にかゝり、本年を以つて、正に三百年の星霜を閲することになる。その間、內は一宗の狀勢と外は世相の推移とにより、幾分の隆替は免れなかつたが、學佛の講業連綿として絶ゆることなく、派內宗侶の養成、佛教文化の昂揚に寄與するところ決して尠くはない。

茲に創立三百周年の佳辰を迎ふるに當り、昨年來、各種の記念事業が計畫せられてゐたが、その中の一として、本學歷史の編纂に着手し、漸くここに脫稿、刻劂に附して以つて江湖に見ゆることになつた。固より短日月の成果であるから、叙述の樣式、內容の精錬等に完璧を期するを得ないが、學校沿革史としては、本書の如き長年月に亘るものは稀である。本書の公刊によつて、本學沿革の概略を明かにし、併せて本邦文教史研究の上に、何等かの貢獻

をなすところあらば、これに過ぎたる幸ひはない。

本書巻頭の題字は、わが大法主猊下の下附せらるゝところにして、吾人の感激措く能はざるところである。

本書の編纂は本學教授禿氏祐祥・西谷順誓の兩氏顧問となり、教授西光義遵氏編輯主任となり、講師宮崎圓遵・普賢大圓の兩氏專ら執筆の任に當つた。ここに一言附記して、その勞を謝する次第である。

昭和十四年七月

龍谷大學長　足利瑞義識

凡例

一　史料は多く本學所藏の諸記錄に依つたが、間々學外の記錄を參照したこともある。引用文はすべて、原文のまゝ出すやうにつとめたが、ただ片假名のものだけは平假名に改め、形式を一定した。

一　表紙の六ッ藤の紋章は、學林の所傳に依れば、西吟以來の聲章である。裏表紙の三寶章は本學現在の校章である。

一　題簽の文字は足利現學長の筆である。

一　圖版は多く本學の所藏にかゝるが、二三禿氏教授所藏品に依つたものもある。

一　本書の草稿は、昨昭和十三年四月より史料蒐集に着手し、次いで起草に取懸り、約一年餘の短日月の間に、公務の餘暇を以つて、取纏めたものである。從つて充分に推敲を施す餘裕のなかつたことを遺憾とする。讀者之を諒せられよ。

昭和十四年七月

編者識

龍谷大學三百年史　目次

第一篇　創　建

第一章　序　說……一
第二章　學林創設の背景……四
一　文教の興起……四
二　宗學の勃興……九
第三章　學林の創建……一五

第二篇　學林時代（前期）——能化時代——

第四章　能化と所化……二二
一　能化職の繼承……二二
二　所化生活の概要……三七
第五章　甍舍の擴張……四九

一　初期の鬱舍移建……四九
二　明曆の鬱舍破却と復興……五一
三　元祿・元文・寶曆の改築……五七
四　天明の類燒と再建……六六
第六章　講筵の擴充……七二
一　擴充の狀態……七二
二　講本と期間……八〇
三　學林の地方出講……八六
第七章　學林前期の宗學……九〇
一　學林發達期の宗學……九〇
二　學林全盛期の宗學……九九
三　學林顚落期の宗學……一一三
第八章　圖書の蒐集……一二四
一　初期の圖書蒐集……一二四
二　龍谷學鬱大藏の成立……一二八
三　天明以後の林藏の一面……一三一
第九章　制度の整備……一四〇
一　歷代能化の制法……一四〇
二　所化の位階と職制……一四五
三　知事と看護……一五九
四　服　制……一六〇
第十章　前期學林の經濟……一六六
一　學林の外護者……一六六
二　學林の常住物……一七五
三　所化の負擔……一八〇
第十一章　承應閱牆　附　性均問題……一八五
一　閱牆の顚末……一八五
二　閱牆の意義……一九一

三　性均の問題……一九八
第十二章　明和法論……二〇三
一　法論の由來……二〇三
二　法論の顚末……二〇八
三　本山の裁決……二一六
四　歸國後の智遍……二二三
五　法論の意義……二二七
六　法論の影響……二三七
第三篇　三業惑亂
第十三章　總　說……二四七
第十四章　問題の書『願生歸命辯』……二四九
第十五章　惑亂の序曲……二五四
一　功存を中心とする學林の統制……二五四
二　歸命辯を中心とする論戰……二五九

第十六章　論戰の概觀……二六六
一　學林と藝備學徒との論戰……二六六
二　智洞と道隱・春貞との會談……二六六
第十七章　暴動の顚末……二七一
一　道隱・智洞の譴責……二七六
二　新古兩派の暴動……二七六
第十八章　糺明の事情……二八〇
一　幕府の干涉……二八九
二　本山の處置……二八九
第十九章　惑亂の意義……二九四
第四篇　學林時代（後期）——年預勸學時代——
第二十章　文化四年の學林開筵……三〇〇
一　講筵再開と取締條目……三一一
二　開筵後の狀況……三一一
……三一八

第二十一章　黌舍の變遷……三一二
一　文化の經藏改築……三一二
二　文政の新寮造營　附　火消方の設置……三一七
三　天保の寮舍造營……三二一
四　扁額下附と御成御殿造營……三二八
五　元治の類燒とその復興……三四一
第二十二章　學階と登科……三五一
一　學階の設置……三五一
二　登科制度の設定……三五五
三　明治初年の登科制度……三六一
第二十三章　職制の更改……三六五
一　年預勸學の設置……三六五
二　學林職員の增加……三七二
三　職員の服制……三八一
第二十四章　講筵の改新……三八八
一　安居の講筵……三八八
二　夏間の講學……三九九
第二十五章　學林後期の宗學……四〇六
一　宗學の特色……四〇六
二　學派と學林……四一五
三　著作と學說……四二七
第二十六章　所化生活の推移……四四三
一　所化掛籍の奬勵……四四三
二　自剃刀の嚴制……四五一
三　精勤所化の表彰……四五八
四　所化風紀の振肅……四六一
五　所化の寡少とその原因……四七七
第二十七章　後期學林の經濟……四八二

一　黌舍の造營と所化の負擔……四八二
二　天保改革と學林……四八六
三　所化經濟の助成……四九七
四　所化經濟の實狀……五〇六
第二十八章　學林と諸國講會……五〇九
一　御用講の興隆……五〇九
二　教令講の誕生……五一八
第二十九章　異解異安心の取締……五二四
一　安心取締の方針……五二四
二　三業歸命說の餘喘……五二九
三　稱名正因の異計……五三四
第三十章　宗祖六百回遠忌と學林……五四三
一　大谷の遠忌豫修と學林……五四三
二　學林の遠忌豫修……五四五
三　本山の遠忌と學林……五五四
第三十一章　明治維新と學林……五六二
一　社會の變動と學林……五六二
二　學林改革の消息……五六七
三　職制の改革……五七二
四　勤王と護法……五七九
五　外學の興隆……五八八
第五篇　學校時代
第三十二章　學校制度の採用……五九九
一　學級制度の濫觴……五九九
二　本派學制の更改と大教校……六〇三
第三十三章　大教校の設立……六〇六
一　大教校の新築……六〇六
二　大教校の體制……六一〇

三　明治天皇の行幸……六一六
四　内外の思想動向と眞宗學序……六二〇
五　大教校の復稱と三科及び二科制度……六三〇
第三十四章　教授校と普通教校……六四二
一　教授校の始末……六四二
二　普通教校の設立と發展……六四六
第三十五章　大學林の設立……六五六
一　大學林例の發布……六五六
二　二院一寮の構成……六五九
三　大學林・文學寮の分立……六六五
第三十六章　別立後の文學寮……六七一
一　文學寮の別立……六七一
二　文學寮の新築……六七五
三　文學寮の改正とその後……六七八

第三十七章　佛教大學及び東西分立……六八六
一　佛教大學の成立……六八六
二　佛教高等中學の高輪移轉……六八九
三　佛教專門大學と高輪佛教大學……六九七
四　高輪大學廢止の過程……七〇五
第三十八章　其後の佛教大學……七一〇
一　講座制度の採用……七一〇
二　三科制度の實施……七一九
三　學年制度への復歸……七二八
四　講座制度の採用と專門部の設置……七三五
第三十九章　龍谷大學の設立……七四六
一　大學令による昇格……七四六
二　昇格後の龍谷大學……七四九
三　出張講座及び出版部……七五七

第四十章　圖書の蒐集と圖書館の建設……七六五
一　圖書の增加……七六五
二　文學寮・高輪大學の圖書蒐集……七七〇
三　圖書館の造立とその後……七七三
四　圖書館の新築……七七六
第四十一章　學校時代の經濟……七八〇
一　學校經濟の維持……七八〇
二　學生の學資扶助と授業料……七八三
三　眞宗學田會興廢の始末……七九三
四　獨立財團の設立……八〇〇
第四十二章　學內の諸團體と學會……八一一
一　反省會……八一一
二　海外宣教會　附　萬國青年佛教聯合會……八一七
三　眞宗青年傳道會……八二三
四　佛教大學の諸學會……八二七
五　龍谷大學の諸學會……八三三
第四十三章　學友會と同窓會……八三六
一　法話會・乙未會・學而會……八三六
二　高輪學友會……八三九
三　壬寅會・學友會……八四二
四　同窓會……八五七
第四十四章　學校時代の宗學……八六六
一　大教校・大學林時代の宗學……八六六
二　佛教大學時代の宗學……八七九
三　龍谷大學時代の宗學……八八九
第四十五章　安居及び學階制度……九〇八
一　安居と學制改革……九〇八
二　安居制度の刷新……九一〇

三　講本の特色……九二三
四　學階制度の整備……九二六
第四十六章　本學の現狀……九二四
一　校地と營造物……九二四
二　龍谷大學財團……九三八
三　教育方針と構成……九四一
四　職制……九四二
五　學生々徒……九四五
六　文學部……九四六
七　研究科・選科・聽講生……九五五
八　大學豫科……九五五
九　專門部……九五七
一〇　教授會と評議會……九五八
一一　經費……九五九

館書圖

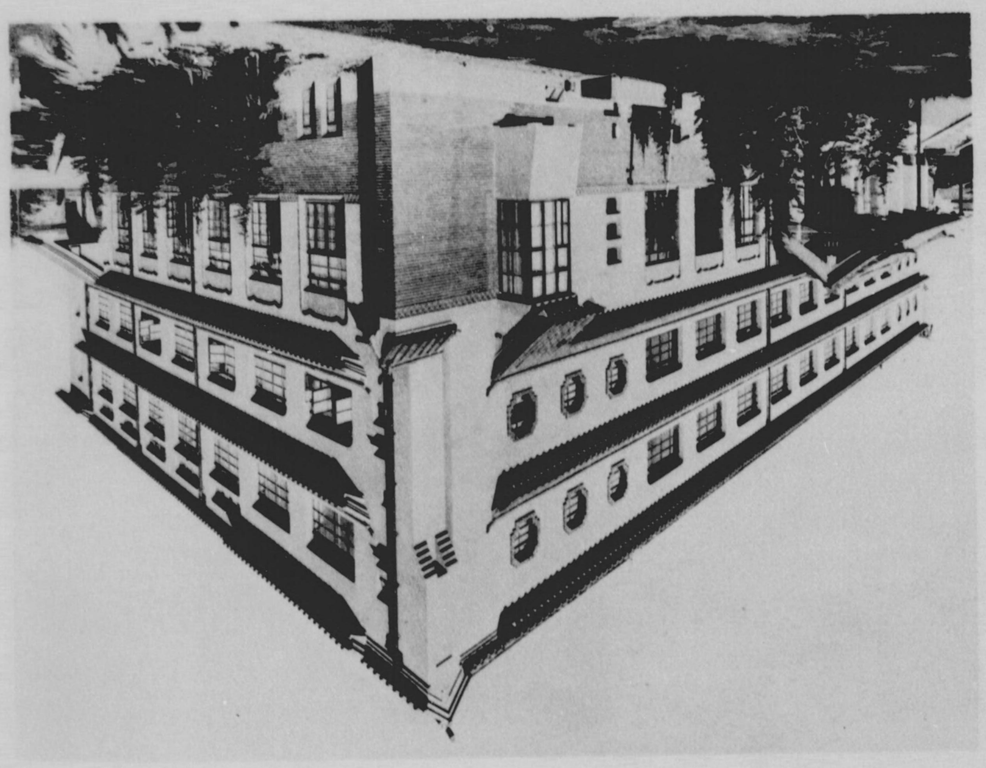

龍谷大學三百年史

第一篇　創建

第一章　序說

わが龍谷大學は、遠く本願寺第十三世敎興院良如宗主が、寛永十六年、本山廓内に創設された學寮に起源する。その後、時運に從つて隆替は免れなかつたにしても、學佛の講業連綿として絶ゆることなく、眞理探究の學府として、幾星霜を閲しつゝ現在に至つた。かくて創立以來こゝに三百歲、その間一派宗學の淵叢たるは云ふまでもなく、一般學術の研鑽・文化發展の上に貢獻し來つたところまた尠しとしない。

こゝに三百年の歷史を概觀するに、創建の初め學寮と稱せられたわが學黌は、やがて學林と改稱されたが、この學林の制は、幕末維新まで凡そ二百三十年間繼續せられ、明治初年に至り、一般學校の制に倣つてより七十年を經て現在に及んでゐる。されば三百年の歷史は、これを制度の上より見れば、大別して學林時代と學校時代となすことが出來る。而して學林の講筵は、夏講を中心とする安居制度であつて、學校

時代の學年または講座の制度とは著しい對比をなしてゐる。

學林創立の後凡そ百六十年間は、謂はゆる能化が講主であり、學林の統率者であつた時代である。初めて准玄講業を開き、次で西吟能化の職に就いたが、創建間もなき承應年間には、西吟・月感の間に論爭あり、遂に學寮を破却するの已むなきに至らしめた。その後學寮は、幾許もなくして復興せられ、知空等が西吟の後を承けてその講業に盡したが、當代猶ほ草創の域を出でなかつた。次いで第三代若霖・第四代法霖の時代を經て第五代義教の頃に及べば、學林の體制多く整ひ、やがて學林の極盛期を形成するに至つた。然しこの學林の盛期も、寛政より文化に亙る三業惑亂によつて頓坐し、こゝに能化の時代も、第七代智洞を以て窮まることゝなつた。かくて三業惑亂鎭定して學林また靜謐に歸し、講筵再び開かれるに及び、一派學界の耆宿たる勸學一名を選んで、年々順次在覺せしめ、學林を統理せしめた。謂はゆる年預勸學の制即ちこれである。而してこの後凡そ七十年、學林はこの形態のまゝ明治初年まで推移したのである。能化が終身の職たると、年預が任期一年を以つて交替するのとは著しい相違であつて、學林時代は、更に二分して能化時代と年預時代との二期に區劃し得るのである。而かもその中間に介在するところの三業惑亂は、學林と在野學匠との安心上の論爭に始まるが、その影響は諸方面に及び、學林にとつては勿論、一派教學の上にも重要な問題であつて、特に顧慮せられねばならぬところである。

學林講學の主潮は宗乘の學であり、餘乘の學また併はせ修せられた。然るに德川時代一般の學問的基調は儒學乃至國學であり、それ等は、やがて德川中期以後の政治運動ともなつたが、また神道論の展開となり、排佛論を興隆せしめた。而かも一般學問の進歩は、他面に於いて外學即ち蘭學の隆盛を來し、外來思想の浸潤を拒否し得なかつた。こゝに於いてか、學林も傳統的な宗餘乘の學のみに止まることを得ず、幕末の頃には皇學・儒學・破邪學を取り入れ、以つて內外思潮に對應せざるを得なくなつた。かくの如き學林の雰圍氣と、明治初年外國より歸朝せる派內新進の意見とによつて、學林も傳統的舊態を脫却して、一般學校の體制に准ずることゝなつた。大教校の設立即ちこれであつて、本學の新しき學校としての黎明はこゝに展開し始めたのである。この後七十年、本學の主潮は大教校以來大學林・佛教大學・佛教專門大學・佛教大學・龍谷大學と流れ來つたが、かくの如き制度變遷の過程は、要するに一般社會の學問・文化の急激な進展に對して、傳統的宗餘乘の學の外に謂はゆる普通學を如何に取り扱ひ、乃至如何に取捨するかに主要な起因が存したのである。また本學と關係を持ち、その傍系として西山教授校・普通教校・文學寮・高輪佛教大學等を經營し、また廢止したことも、この觀點より理解せらるべきである。

斯くてわが龍谷大學三百年の歷史は、これを大別して凡そ五期に分つことが出來る。即ち第一は創建であり、第二は學林時代前期即ち能化時代であり、第三は三業惑亂の時代であり、第四は學林時代後期即ち年預勸學時代であり、第五は明治以後の學校時代である。以下三百年の推移變遷を、かくの如き制度的觀點より成された時代區劃に從つて篇章を立て、各時代の學嚢の構成並に活動の跡を敍述するであらう。

第二章　學林創設の背景

一　文教の興起

學林の創建を叙するに當り、先づその背景として一二の事實を顧慮しておく必要がある、その一は德川時代初頭に於ける文運の興隆であり、その二は宗內に於ける宗學の勃興である。蓋し立教開宗以來四百年、初めて一宗に學費の創設されたについては、色々の原由が存したにしても、少くとも如上の二點は沒却し得ないところであるから、最初に這般の事情を簡單に記述しておかうと思ふ。

一般に暗黑時代と稱される如く、室町時代は、戰亂のために文教地に落ち、僅かに五山禪僧によつて儒學・詩文が維持されてゐたに過ぎなかつた。然し織田氏出で、豐臣氏の覇業が成立すると、また漸く文運興隆の曙光が輝き初め、更に德川氏の治世が近づくと共に、この傾向は次第に深化した。これについて先づ朝廷の御好學と御出版、並びに德川氏の文教政策を顧慮しなければならぬ。

文祿の朝鮮征伐は、文化的にも色々の影響をわが國に與へたが、中にも活字版の傳來は殊に注意すべきもので、早くこれによつて開版されたのは後陽成天皇である。天皇は和漢の學に通じ給ひ、親しく『伊勢』『源氏』等の物語を講せられたが、文祿二年『古文孝經』を活字版で刊行されてより、慶長八年に至る間に

『四書』以下『日本書紀』(神代卷)『職原抄』等漢籍和書等十二三部を開版された。謂はゆる慶長勅版即ちこれである。次いで後水尾天皇も御好學にましまし、また御出版も遊ばされたが、兩天皇の如上の御事蹟は、當代文運の興隆に關係するところが洵に多い。

德川家康も幼少より學を好んだが、文祿元年、秀吉に從つて肥前名護屋の陣にゐた時、藤原惺窩を招いて聖學の理を尋ね、翌年には彼を江戸に聘して講書せしめた。これ以來、家康の學問に關する事蹟は數多いが、慶長四年、彼が深く信任せる足利學校庫主三要元佶をして、伏見に於て活字版『孔子家語』を出版せしめ、その後同十一年に至る間に『三略』『六韜』『貞觀政要』『東鑑』『周易』『七書』等を開版せしめた。その間同六年には元佶をして伏見に圓光寺を創せしめ、これを學校卽ち洛陽學校となし、また駿府や江戸城に文庫を造つた。蓋し『三略』『六韜』等の兵書は家康の好尙に出で、『貞觀政要』『東鑑』等は政治の範をこれに求めたによるにしても、『孔子家語』『周易』の出版乃至學校文庫の造立等は、明かに聖道を弘め、文教を盛んにせんとしたことによるのである。而して慶長十二年には、惺窩の弟子林羅山が家康の顧問となり、やがて儒學が幕府の官學となり、林家が儒官となつたが、右の謂はゆる伏見版の後、慶長二十年、『大藏一覽』が印行せられ、次で開版に着手した『群書治要』の如き謂はゆる駿府版は、また佛教保護の精神から出たところである。されば家康は、戰亂の後を承けた當時としては、文治主義によつて社會の秩序を正し、文教を振興せんとしたのであつて、儒教の奬勵、佛教の尊信によつて、國民思想の動向を定め、文教の興隆に

よつて、その基礎を統一せんとしたのである。

斯くの如き政策をとつた家康が、一般に學問を奬勵したことは云ふまでもない。慶長十七年六月、彼が公卿に文學を奬勵したことはさることながら、元和元年七月武家法度を發布して、武士は文武弓馬の道を ば嗜み、文を左とし、武を右とするは古の法であつて、文武倶に兼備せざるべからざることを第一條に制定したのは、家康の學問奬勵を鮮明に物語るものである。公武に對する態度が、既にかくの如きものであつたから、佛敎各宗名刹に下された法度に於いても、僧侶の學問を重視し、學問によつて僧侶の進退を定めて、總じて學問を奬勵したのは當然のことである。

その一二の例を擧ぐれば、慶長八年四月十日智積院に下した法度は、勤學住山の所化は、二十年に充たずば法幢を立つべからず、所化にして能化の命を用ゐない非法の輩は追放すべし、所化學中、結黨して公事を企つべからず等の三箇條で、すべて僧徒の修學に關するものである。また同十三年八月八日下附の比叡山法度の中には、山門の衆徒、學道を勤めざるものは住坊叶はず、顯密の名室は、學頭を以て相續すべきこと等を定めてゐる。次で翌十四年八月二十八日、東寺・醍醐寺・高野山學侶方並に關東眞言古義諸寺に法度を下したが、その中には、東寺・高野の交衆は、すべて學問を相續すべく、東寺勧智院は一宗の勧學院であつて、その所藏聖敎は類本なきものであるから、書寫して高野山に納むべきことを令し、東寺・醍醐は殊に敎相の退轉を興隆すべく、高野山二十個の名室は、碩學を以て相續すべきことを定め、關東眞

言古義の諸寺に對しては、一年兩度の法談・二季の稽古は懈怠なからしめ、東寺住山は必ず三年を遂ぐべく、談義所の諸法度は能化の下知に從ひ、古跡の一山一寺は必ず學匠を住せしむべきこと等を令したが、更に十一月二十一日には、秀忠が東寺及び高野に對して修學を怠り、行儀不律の住持は貶黜すべきことを命じてゐる。この後、同十七年五月二十八日下された天下曹洞宗法度には、三十年修行成就の人に非ずして法幢を立つること、二十年の修行を遂げずして江湖頭を致すこと等を禁じ、同年十月四日長谷寺に下した法度にも、學問のために住山する徒は、二十年未滿にして法幢を執ることを禁じ、能化の命に從はざる所化は、追放すべきことを命じて居り、翌年五月二十一日の關東新義眞言宗法度にも、所化住山二十年の制を立てゝゐる。また元和二年十一月の淨土宗法度には、圓戒の傳授は碩學の衆、道場の儀式を整へてこれを執行し、淺學の輩には、猥にこれを授與せず、淨土修學十五年に至らざれば血脈を傳授せず、乃至、若年にして學問十年に及ぶものにして、色衣袈裟を望む輩は、六十歲以後に至つてこれを許すも、上人號は斟酌あるべきことを定めてゐる。この種の法度は、各宗各名刹に下されたもので、それ等には、何等かの形に於いて勤學修道の趣旨が規定されてある。されば前述慶長十七年十月四日、長谷寺法度が下附されるや、同月二十七日、小池坊宥義・智積院祐宣の智豐兩能化が、右の法度の趣旨を奉ずべきことを布令したやうに、上述の法度を受けた各宗各寺では、各々その趣旨を實施したのであつて、幕府の學問奬勵は、法度を通じて各宗に及び、やがて各々それを制度化して行つたのである。

前に述べた慶長勅版並に幕府の官版は、一般民間の開版事業を刺戟し、謂はゆる私版の盛行を來し、時と共に盛んとなつた。而してそれは更に佛寺に及び、要法寺を初めとして京都寺院に於ける開版も盛んとなり、本願寺准如宗主の慶長七年『文類聚鈔』刊行も、その一であるは次節に述べる如くであるが、それはともかく、この風潮は、慶長の末年に至つて、高麗海印寺版『大藏經』の覆刻をさへ企圖せしむるに至つたのである。凡そ典籍の流布は教學發展の基調であるが、一面には如上の佛書の開版あり、また他の一面には、前述の幕府の學問奬勵ありとすれば、佛教界の學問研究は興隆せざるを得ない。

斯うした場合、最も必要にして不可缺のものは、云ふまでもなく僧徒勤學修道の組織的機關である。先に一言した家康の伏見圓光寺の洛陽學校は、僧侶教養のために設けたものであり、この後、更に家康は學校の設立を計畫したが、遂に實現しなかつた。然し元來わが國に於いても、古くより寺院は一面には學問所であつたが、寺院の内容組織が複雜となると、僧徒修學のために特殊な施設が成された。諸大寺に於ける謂ゆる勸學院が即ちそれであり、中世以降、史上に見える談所、談義所の如きまたその一種である。これ等は、室町時代の戰亂のために衰微したとは云へ、猶ほ諸寺に存するものがあり、前來叙述する如き文教興隆の機運に動かされて復活興隆するに至つた。而かもそれと共に、僧徒修學の機關が、諸宗諸寺に新に設けられることもまた稀ではなかつた。室町時代の末葉から出現するところの檀林の如き即ちそれである。就中日蓮宗では、天正の初め下總飯塚光福寺日統初めて飯塚講肆を開き、次で日生これを飯高檀林と改め、その後關東・關西に本宗檀林が尠からず開かれた。眞言宗や天台宗にも、この種檀林の設備があるが、淨土宗鎭西派の關東十八檀林もまた著名である。これは存應慈照が家康と圖つて、江戸增上寺以下關東の十八箇所に設けたところで、その創設は、慶長七年とも元和元年とも云ひ傳へられてゐる。

この種の檀林は次第に諸所に施設され、僧侶の修學に資したのであつて、本學の前身たる學寮の創設も、また斯うした機運と相通ずるものであるは云ふまでもないが、最後に、慶長の頃、本願寺の北隣本圀寺にも、この種の施設の存したことを附言しておかう。本圀寺は、慶長の初年頃『法華玄義序』一帖を刊行したことがあるが、慶長十七年極月、「本國寺學校」の名に於て『佛祖歷代通載』二十冊を開版して居り、本學藏するところの本書には左の刊記があるが、この「學校」とは恐らく如上檀林に類するものであつたであらう。

本國寺學校　玉潤日銳補爛脫耳
十住　從實乘進
法壽　珠金林謬
四僧集會異體同心鏤梓刊板行天下
慶長十七壬子極月十九日

二　宗學の勃興

第二章　學林創設の背景

眞宗々學の源流は存覺上人が『選擇註解鈔』や『六要鈔』等を述作して祖典を註釋し、『淨典目錄』を編んで今家依用の聖典を明かにされた態度に存すると云ひ得よう。これ蓋し鎌倉時代末期以來、漸く一宗の體制を整へた淨土宗内に、教義研鑽の機運の勃興しつゝあるに對應されたものである。然しこの後眞宗は全體として沈滯に陷り存覺上人の跡を繼ぐものもなく、教義の研究また杜絶えた。

室町時代の中葉、本願寺に蓮如上人出で、專修寺に眞慧上人現れて、眞宗再興の時機到來し、その盛んなること遙かに前代を超えるに至つた。然し當代眞宗の眼目は庶民の教化に置かれ、その主力は布教に注がれてゐたから、教義の學問的研究は猶次の時代を待たねばならなかつた。尤も當代に於いても、將來の宗學發展に先行する事實として、注意すべき史實がないわけではない。たとへば聖教の傳授の如きはその一であつて、云ふまでもなく、聖教を門下に授與することは、眞宗に於いては宗祖に初まるが、こゝに云ふところの傳授は、宗主の恩恕を蒙つて主として聖教の訓讀を傳授されることである。『實悟記』に傳へた慶聞坊龍玄が蓮如宗主より『教行信證』『六要鈔』等當流聖教の大略を傳授されたとあるは早い例であり、龍玄はこれを蓮如宗主の息男等に傳へ、その歿後は順興寺實從がこの任に當つた如くで、『證如上人日記』や『私心記』等にこれに關する記事がある。また實悟の筆錄に代表される如く、この時代には云はゞ故實に就いての關心が起つてゐるが、實悟の弟實孝の如きもこの種の記錄を殘した人である。更に實悟と共に稱される顯誓は、この時代の末に『反故裏書』を書いて宗史の濫觴をなした如く、宗内には歷史的精神の高揚があり、一宗の成立と發展とを考へんとする態度が現れてゐる。聖教の傳授以下右に列擧したところは、直ちに宗學の研鑽を意味するものでは勿論ないが、そうした雰圍氣はやがて宗學勃興の機運を待望せしむるものと見ることが出來るであらう。『私心記』に聖教の校合をなしたことや、聖教を「談合」したことが記されてゐるのは、その關心が聖教の内容研鑽へと向ひつゝある過程を暗示してゐるものではあるまいか。

かくて眞宗中興の後、教團人の關心は次第に内面的に向ひつゝあつたが、既に前節に述べた如く、室町時代の社會的混亂も織豐二氏の出現によつて漸く靜謐し、更に德川氏の治世近づくと共に、文運興隆の黎明は開けんとしつゝある。この時に當り、本願寺には第十二世准如宗主あり、教團の學問的傾向は一段深化することゝなつた。本願寺所藏天正二十年五月の文書に、『法事讃』『論』『論註』『血脈傳來鈔』『般舟讃』『愚禿鈔』等六部の聖教が「理門さまへ參」とある。准如宗主は天正十九年十五歳にして得度、理光院または理門と稱されたが、右六部の聖教の宗主の手許に移されたのはその翌年のことであつて、宗主が宗典に親しまれたのは得度の後間もないことと云ふべく、猶幼少の時代にあるのである。而してこの後もこの方面に精進され、慶長二年冬には『愚禿鈔』を、同六年十二月には『眞宗用意』を書寫され、其書寫するところの『淨土眞要鈔』『念佛行人申狀』と共に本願寺に襲藏されてゐる。かくて慶長七年に至り、宗主は二十六歳にして『文類聚鈔』を刊行された。卽ち本學藏するところの一本の奥に

右斯文類聚鈔者、爲末代興隆板木開之者也而已

慶長七壬寅年極月日（准如宗主花押）

と刊記があるが、これ實に眞宗に於ける漢文聖教刊行の嚆矢である。宗主はまた外典にも深く關心を持たれ、『言經鄕記』によれば、文祿四年四月より慶長五年三月の頃までの間に、宗主は當時本山内に居住した山科言經をして、『古文眞寶抄』『毛詩』『六韜抄』『續古今集』『八代集』『太平記』『公卿補任』『職原抄』等の和漢の典籍を書寫校合せしめ、また「門跡御學問所」に言經を召して、それ等を讀ましめてゐるが、また宗主は前節述ぶところの伏見版の開版當事者三要元佶や相國寺の承兌等とも交渉のあつたことが知られるのであつて、宗主の『文類聚鈔』開版と伏見版との關係を思はしむるものがある。更に本學には宗主の手澤和漢書の襲藏されるもの數點に及び、宗主好學の一面を偲ばしむるものがある。宗主の讓狀の一節に「就中行學共無二油斷一可レ被二相嗜一」ことを諭してゐられるが、かくの如き言葉は歷代讓狀にその例なきところで、こゝにも宗主性格の一面を思ふべきものがある。次下に述べる如く、學寮の創立は宗主滅後凡そ十年、良如宗主の手になつたが、それはこの宗主の意志を繼承されたものと云ふべく、また宗主に事へた人々の中に學匠輩出し、本派宗學の淵源をなしたのも、その由來するところ宗主の好學に歸すべきである。されば准如宗主こそ實に本派宗學の祖父とも稱すべきであらう。

さて宗内末徒の中、黎明期の宗學者として先づ擧ぐべきものは、慶秀である。慶秀は大和長福寺の開基で、寺傳によれば、早く眞宗に歸依し、元龜三年十九歲にして顯如宗主に從つて薩度し、法名を慶秀と下

附された。敎如上人はその精志を賞して、七條堀川に長福寺を與へて本山の堂衆に列せしめたが、その後敎如上人別に東六條に一寺を創立されるや、彼は深く心を上人に寄せたと云ふ。彼の硏學の經歷は明かでないが、慶長十年七月四十八歲にして『正信偈私記』を、翌年『三帖和讃私記』を著し、また別に『安心決定鈔私記』の作があつて、德川治世に入つて宗門末徒著作の先鞭をなした。

かくて慶秀は先づ宗學の先驅をなしたが、これに次ぐ學匠として注意すべきは了尊、准玄、祐俊等である。就中了尊は寬永十五年正月五十七歲を以て寂したが、准玄は同十七年學寮開講に當つて能化職に任せられた時五十一歲であるから、了尊は准玄よりも先輩であり、祐俊は時に四十歲であつて遙かに後輩である。彼等はすべて准如宗主に事へた人々であるが、その學問的經歷等不明に屬し、またその學解を窺ふべき遺著も殘されてゐない。たゞその生涯の履歷よりこれを推して、當時本派學界を牛耳つた人々と考へ得るのみであるが、恐らく前述准如宗主好學の雰圍氣の中に育くまれた學匠であつたのであらう。

先づ了尊は紀伊和歌浦性應寺の住侶で、同寺『由緒』によれば、彼は元和四年霜月一家衆に上され、同七年十月内陣着坐を許されてゐる。然るに『常在京中由緒書』には同五年四月二十日「御兒樣」（良如宗主）を指南して稽古申上ぐべき命を受け、また『敎行信證』の傳授を受けて、後に見臺を拜領し、連枝や院内衆中の指南となつて傳授した。而して「其後於二御本山一學頭職被二仰付一候」とあるが、これ恐らく當時學界の長老であつたことを示すものと解すべく、或は准玄より先輩として重視されてゐたのであつたかも知れない。彼の著述

は明かでないが、本學にはその書寫になる『下間系圖』一卷あり、また慶長十七・同十八年及び元和二年等の『日次記』、または元和年間の『死亡之覺』等自筆記錄が數部傳つてゐる。侍從と稱した一雄は了尊の子で、寛永元年三月『眞宗正依典籍集』一卷を作り、德川時代宗典目錄の濫觴をなした。また了尊の門下には西吟・月感のあつたことは著名であるが、早く江戸の地に於いて宗典の研鑽に努めた空誓も彼の門に出たと考へられて居り、後の宗學界は了尊の提撕に負ふところ頗る多かつたのである。

河内出口光善寺の准玄は初めて能化の職に就いた人で、當時卓拔の學匠であつたことは云ふまでもないが、その外彼の學問的事績については傳へられるところがない。また祐俊は京都西光寺の住、俊從の子、父子共に御堂衆で、『常在京中由緒書』によれば、祐俊は幼少より准如宗主に常隨して學問筆道を稽古し、准良兩宗主の代筆を勤めたと云ふが、寛永六年准如宗主の息男昭澄が播州本德寺入院に當つては、その後見として下向し、前述了尊と共に學文聲明を指南すべく命せられた。彼は筆錄の才に富み、准・良兩宗主より屢々褒美されたと傳へ、著すところ『洛東豐國八宗法事記』『准宗主送終記』『學寮造立事付以後法論次第』（承應闕牆記）等著名であるが、本學には右の外彼が元和七年四月二十六歲にして記するところの『興正寺殿御兒（准尊）御得度日記』の自筆本がある。これ等は學解の書ではないが、彼の經歷には前述の如く多少宗學に素養のあつたことを示すものがある。

以上の外早くこの時代から活動し初めたのではないかと思はれる學匠もないではないが、適確に寛永十

良如上人眞蹟

七年學寮開講以前にそれを認め得るのは、凡そ上記の人々を多く出ないやうである。かくて宗學は猶草昧の域を出でないが、然し前述准如宗主の慶長七年『文類聚鈔』の開版に次いで寛永十三年には坊間に『敎行信證』及び『文類聚鈔』『愚禿鈔』『二門偈』（以上三書合本）並に『六要鈔』等純粹學解のために聖敎の出版がなされてゐることを見ても、また學寮創建に當つて所化凡そ六十人を收容し得る寮舍を營んだことを見ても、自ら明かな如く、一般に宗學勃興の機運は時代と共に深化されつゝあるのであつて、やがて本山に學寮の造立あり、宗學の研鑽が組織化されることの遠からざるを思はしむるものがあるのである。

第三章　學林の創建

學林建立の議が初めて起つたのは、寛永十五年十二月のことで、翌年春工事を起し、十月に至つて完成し、十一月十四日慶讃の式を擧げた。寛文三年西光寺祐俊は『學寮造立事付以後法論次第』（承應閑談記）一卷を著して、その顚末を詳述してゐる。次にそれによつて、學林造立の事情を述べよう。

寛永十五年十二月上旬の頃、京三條銀座の野村宗句なる信徒が、娘の菩提のために學寮造建を願ひ出た。そこで、本山阿彌陀堂の北、茶所の西後の方に、初めて學寮を造ることゝなり、翌年初春の頃から工事を起した。この地は、もと准如宗主在世中は、北の御所と稱する常の居所であつたが、御往生の後、座敷も

庭もそのまゝにして本徳寺昭澄（法名准圓）の母儀（准如の室）が住してゐたのであつた。

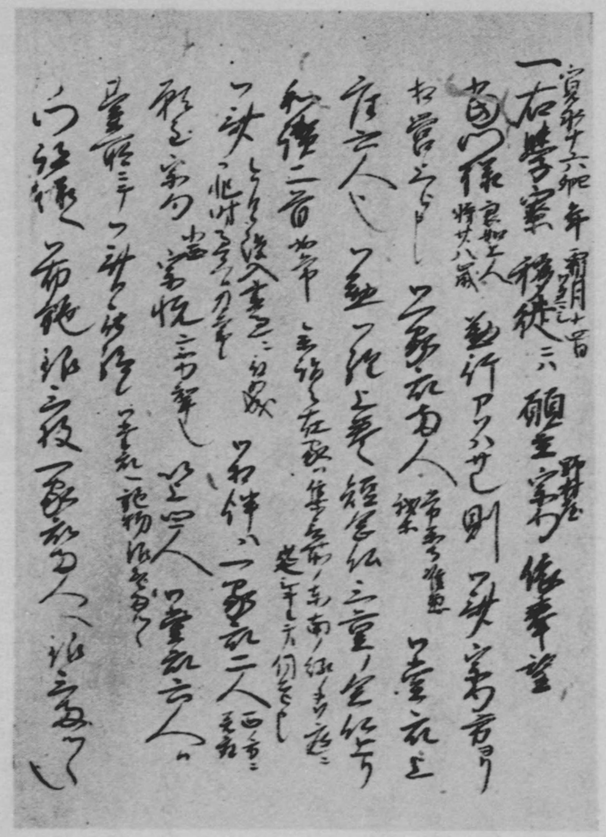

寛永十六卯年霜月廿日
一、右學寮移徙ニ付願主宗句依奉望、當門様良如上人、時ニ二十八歳　動行あそばされ、則御齋宗句方より相營上被申候、御一家衆兩人、常樂寺准惠、我等　御

祐後自筆「學寮造立事」巻首

それで先づ庭の樹木を掘り、居室も上壇の間二間程切り取つて其處に塀を造つて、學寮の工事を初めたが、その年十月の初め頃には、集會所と所化の寮とが出來上つた。

次いで十一月十四日に至り移徙の慶讃會が修されたが、この日は、願主宗句の請により、當門良如宗主が親修された。その模様は卽ち次の如くであつた。

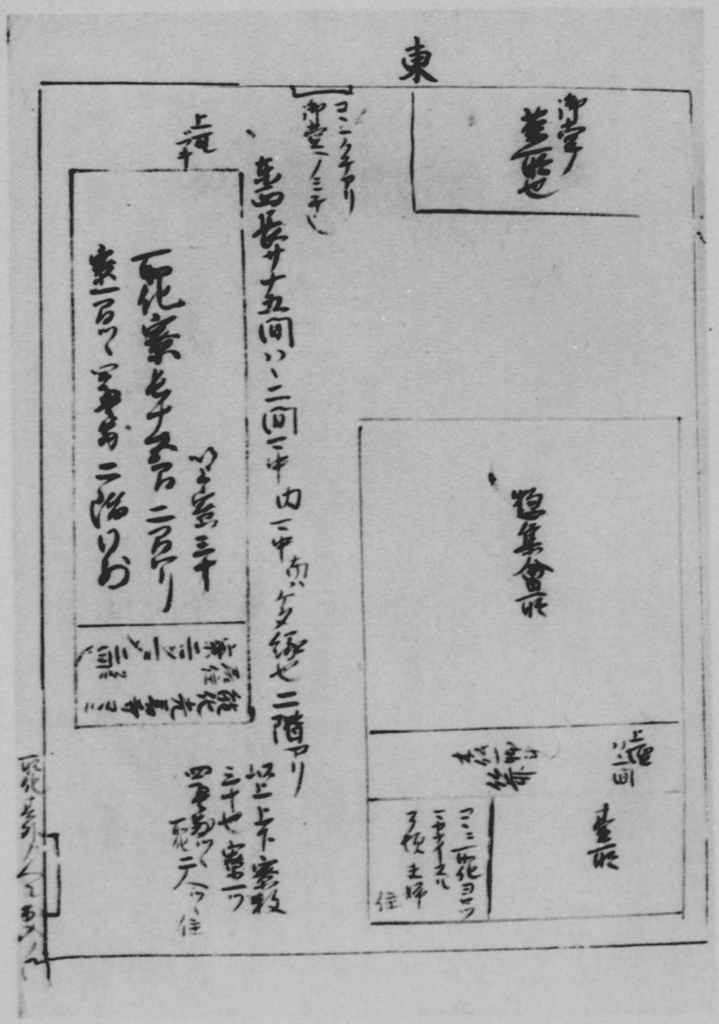

創建當時の學寮圖　（祐後自筆「學寮造立事」所載）

堂衆上座六人也、御勤は經上卷・短念佛・三重の念佛上り・和讃二首如ゝ常、參詣之在家は集會所の東南の縁の きわ庭に莚しきして伺ひ被ゝ申候、御齋ゝ爲ゝ成御非時過候へは及ゝ暮候、御相伴は一家衆二人 西の方に着座 願主宗句、小西宗悦 宗句聟也以上四人、御堂衆六人は臺所にて御齋被ゝ終候 御堂衆へ施物 銀壹兩つゝ、御門跡樣へ御布施銀三枚、一家衆兩人へ銀三兩つゝ也

かくて翌年四月十五日から、末寺の僧侶がこゝに結夏し、河内出口光善寺准玄が講主として『和讃』を講じた。これ實にわが學寮に於ける講業の權輿であつて、こゝに學林は完成されたのである。當時學林は學寮と稱したものゝ如く、祐俊は呼ぶに學寮の名を以てしてゐる。學林と云ふに至つたのは、更に後のことである。

學寮の建物は、祐俊はその記に概略を圖示してゐるが、本山茶所の西に惣集會所があり、その西北に所化寮がある。惣集會所とは云ふ迄もなく講堂であつて東面して建ち、西側に一間の佛壇があり、その後に臺所がある。其處に了順夫婦が住して使丁の役をなし、また所化の食事をも整へたのである。惣集會所の建坪等は明かでない。所化寮は東西十五間・幅二間半で、南側に緣がある瓦葺二階建で、上下に三十室あるが、一室四疊敷で、所化二人宛が住することゝなつてゐる。然し講主の居室が特別に造られてゐないので、所化寮の西端二室を一室として、准玄がこれに住し、正保三年迄七年間こゝに滯在したのである。猶東方には御堂へ通ずる道があり、西北には所化其他の人々の出入の門があつて、四圍は塀を以つて圍まれてゐたのであつた。

正德四年八月七日、能化知空が八十一歳の時、學林のことを回顧して記した「學林之由來」なる一篇が、その『追日記』の中に收められてある。これは從來多く注意されなかつたものであるが、初期學林の事情を知る上に貴重な史料である。それはともかく、この中に、宗句については、「銀座年寄野村や新兵衞入道宗句」とあつて、その俗名や町内の年寄であつたことを傳へてゐるが、また學林の經濟について述ぶるところがある。尤もこれについては、寬政五年看護沁水の記した『年譜』にも所見あり、彼の聞き傳へるところでは、宗句が學寮創建の資金のみならず、能化の資料として「七人分之資糧」を定めたと云つてゐて、多少その事情を窺知し得るのであるが、知空の傳ふるところは更に詳細である。卽ち學寮造立を記した次に、

宗句願人に而入用不レ殘被レ出、其上能化の御扶持六人分下男治左衞門一人扶持分銀一年ニ六十目入用之分永代相調候樣に、銀子多分被ニ指上一、此銀子之利分に而、能化之扶持下男治左衞門一人の扶持の入用相調候樣願上致置候

と云つてゐる。されば宗句は學寮造立の費用の外、能化の一年の入費銀六十匁を利子として捻出出來る財源を學林に寄附したのである。銀六十匁が六人分と下男一人分と云ふのは、所化の入費六人分及び下男の費用一人分の意味であらう。從つて當時の在寮所化一人の入費も凡そ想像されるわけである。

また知空の傳へた講義の模樣は、講堂佛殿の前に少し高い上段があり、そこで准玄一人が講義し、所化は寺内院内衆も御堂衆もすべて一般所化と同列で、何等區別なく聽講したのである。順興寺の先々代や勝授寺諦山・知空の兄圓海等は開闢當時からの所化であつたと云ふ。所化の寮は前述の如く一室二人として三十室で六十人であるが、能化の居室にも使用したから、それ程も入寮出來なかつたであらう。然し、後述の承應閱牆で學寮が破却した時、退散した所化六十人とあるから、最初から少くとも四五十人の所化はゐたのであらう。知空は十歳十一歳の頃、屢々この所化の寮に兄圓海を訪ねたことがあると云つてゐる。

第二篇　學林時代（前期）

——能化時代——

第四章　能化と所化

一　能化職の繼承

本山學寮を創建するや、寛永十七年良如宗主は河内出口の光善寺准玄を能化職に任じ、以つて學徒の師範たらしめたのであつて、是れ實に眞宗に於ける能化職の濫觴である。

凡そ能化なる名稱は、他宗派に於いても早くより採用せられ、一宗派の長老または學頭に對する呼稱となつてゐた。眞言宗では、根來山の道瑜・賴譽の頃より既にこの名稱を用ひ、初めは師範役の意であつたが、後智山豐山分立以來は、一山の總主を能化または化主といふたのである。高野山にも亦、この名稱が用ひられてゐたが、わが派に於いてはこの時始めて能化職を設け、以つて一派の學頭と爲したのである。安永十年三月晦日寺社奉行牧野豐前守よりの照會により、時の築地別院輪番が提出した文書は、わが派に於ける能化の如何なるものなるかを說明するのに充分であると思ふから、その原文を左に揭げて置かう。

學頭と唱取扱候處有レ之候哉之事
覺
右御尋被レ爲レ在候當本山にて御門主者祖師相傳の安心の趣、諸門葉へ被二相示一候事故、一宗にては善知識と稱し來申候、學問之筋にては一派の末寺の内にて學解の相勝候を見立、尚一宗の所化より相願、本山講談所において夏中並平日迄も講釋いたし、勿論宗門安心の趣、教意に違不レ申候教誡有レ之儀は御座候、依レ之一流にては能化と稱し來申候、一宗の學問の司候故、學頭と申由相聞候得共、本山においては學頭と甲名目は無二御座一候、猶亦能化と稱し僧寺號の義は其寺々在來の寺號を呼申儀に御座候　以上

築地本願寺輪番
明　善　寺
信　光　寺
牧野豐前守樣
御役人中

學林創設とともに設置された能化職の制度は、その後百六十年間存續し、准玄・西吟・知空・若霖・法霖・義教・功存・智洞と次第に繼承されたが、能化の性質は時代の經過に伴つて相當の變化を來し、また繼職の事情も決して一準ではなかつた。

准玄は初代能化に登職し、折角榮譽を擔ひながら、後世彼は能化の世代に加へられず、第一代の能化として數へられざることになつてゐる。これ蓋し准玄の孫寂玄は異義を弘め衆を惑すにより、元祿六年本山の處罰を受けたが、間もなくその黨類とともに東派に轉屬した。是に於いてその醜を厭ひ、罪を祖父たる准玄に及ぼし、彼を以つて能化の世代より除却することになつたのである。祐俊の『學寮造立事』によれば、

准玄は正保四年三月學寮の普請の前より、河州出口の私宅へ歸つてゐたが、この年の九月十二日豐前小倉の西吟は召されて能化に任せられた。これを第一代能化とする。而して寛文三年七月十五日西吟の歿するや、その後を襲ふて第二代能化となれるを知空とする。

知空の能化任職の年時に就いては、一般に西吟の歿年たる寛文三年とするのが定說であるけれども、別に確實な史實があつての立論ではなく、この點極めて明瞭を缺いて居り、『通紀』にも『講主傳』にも登職の年時を明言してゐない。『學林沿革史』には明曆二年十月の條下に西吟の歸國せることを述べて後、「宗主吟の來らざるを以つて、乃ち典講知空に命じ學職を攝し學侶を攝せしむ」と述べ、また知空の『自叙傳』（『學苑談叢』所收）にはこの『沿革史』の說を裏書するが如く、「吟師國之後、本山光圓大僧正、命レ空使レ勤二學林之講役一而領二於郡國之學衆一」と記されてゐる。この兩書の記述によれば、知空は西吟歸國の後、いくばくも無く學職を攝し、講筵を設けたことを知り得るが、その學職を攝するとは如何なる意味か、またその年時は何時であるかといふ點は、依然として未解決のまゝ殘されてゐる。

本學圖書館に藏する『光隆寺知空追日記』の中の「學林之由來」には能化繼承の事情を述べて、次の如くいふてゐる。

永照寺往生以來は法輪寺戒空・敎宗寺閑隆・光隆寺知空三人能化の代役勤候樣にと被二仰遣一候而、三人代り代りて講談勤め申候、戒空閑隆兩人往生被レ致候而、知空一人只今罷在候

卽ち西吟示寂の後は法輪寺戒空・敎宗寺閑隆と光隆寺知空の三人が「能化代役」を命せられ、輪次に學林の講義を勤めることになつたのである。この中、戒空の如何なる人物であつたかは、今日明瞭にする文獻を缺いてゐるが、閑隆は『通紀』によれば御堂衆に列なり、元祿十四年には學林に於いて、『四帖疏』を講せることを知り得るのである、但し閑隆もそれ以上のことを詳にし得ない。而して前揭『追日記』の記事に依れば、戒空・閑隆の歿年までは、三人が能化代役を勤め、それ以後は知空一人がこれを勤めたといふのであるから、知空は兩人の歿後何時とはなしに、自然に能化になつたものと斷定せねばならぬ。尤も戒空・閑隆何れもその寂年を詳にせないが、閑隆は元祿十四年に學林に於いて講じてゐるから、少くとも、それ以後の示寂と云はねばならぬ。而して元祿十四年は知空六十八歲に相當するから、知空が一人生殘つて、能化としての實權を行使するやうになつたのは、極めて晩年のことゝなるのである。安居の講業目錄には、元祿十五年以後は殆んど連年、知空が講者を勤めてゐるから、彼が事實上の能化になつたのは、元祿十四、五年の頃と推定しても大した誤りではなからうと思ふ。知空はその一生涯、東奔西走の生活をなし、席の溫まる暇なく、學林に常住して學徒の指導に任じてゐたのではないから、『知空追日記』の記事は極めて自然に受取り得るのである。

西吟の歿後能化代役を命せられた三人の中、戒空の如何なる人物なりしかは、今日明瞭を缺くが、閑隆・知空の兩者は明かに御堂衆に列つてゐた。學林の講事はこれらの人々が、御堂衆としての職務の傍ら、交互にこれに當つたものであり、殊に知空の如きは、その生涯の大半は各地に轉任し、京都に常住してゐたのではない。從つて西吟歿後の多年の間は、學林に於ける學頭の地位も、著しくその權威を失墜してゐたことは想像に難くない。知空の『追日記』『學林之由來』によると、准玄・西吟の頃は講者一人上段に坐して講釋をなし、その他のものは身分の上下を問はず、すべて下段にあつて聽講したにも拘らず、近年本願寺の寺內の院內衆のために屋垜(ヤライ)を置き別席を設け、講者と聽衆との區別を少くしたことが記されてあるが、これは正にかゝる空氣の反映と見ることが出來る。知空は晩年かゝる空氣の一掃に努め、能化の權威確立の上に相當の努力を拂つたものらしく、「學林之由來」によると、前記の屋垜を取除かしめ、且つ正德二・三年の初夏、院內衆より再び屋垜を置き別席を設くるやう要求があつたのに對し、これを拒絕し、その返書の中に、學林に於いては、身分の上下にかゝはらず、すべてが一樣に所化たるべきことを强調して、左の如くいふてゐる。

> 院內衆も御堂衆も、緣聞と申者にて、學林にて面々の官位職は、學問之處へは出合不レ申候間、所化へ被レ下候學林に而候へば、御所望次第に所化へ案內申候

かくて知空の晩年には、能化の地位も次第に高まり、次の若霖の頃になると愈々その威を深くするのである。

享保三年八月十三日知空歿するや、幾許もなく若霖第三代能化となる。知空はその身御堂衆に列りながら

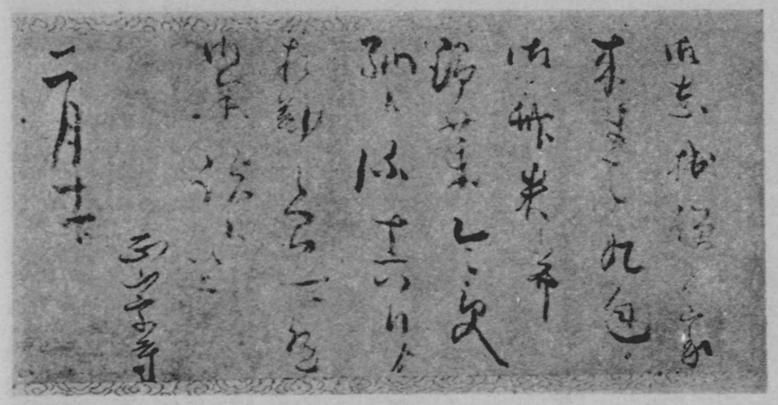

法霖自筆消息

ら能化を兼ね、且つ學林に常在して學徒の指導に當つたのでなかつた。然るに若霖は專ら能化をその任とし、また毎年講事を設けて宗侶の提撕に盡してゐるから、等しく能化といふても、その間に可成り性質の相違あるを認めねばならぬ。若霖はその後十八年、享保二十年に歿し、翌年正月廿日その高足法霖が第四代能化に登つたが、これまた專ら能化に任じ、連年開講してゐたのは若霖と同樣である。そして知空によつて高められた能化の地位は、若霖法霖の二英匠によつて遺憾なく繼承され、殊に法霖の如きは、一宗の僧俗より絶大の尊信を受けてゐたやうである。かの元文五年六月二十八日本山重役に對して爲せる『古數奇屋法語』の如きは、一宗の權臣を前にして何の憚るところもなく、時弊を指摘し敎誨せるもので、もつてその識見の高邁であつたことや、能化の權威そのものが著しく高かりしことをも知りうるのである。

法霖は能化職にあること僅か六年にして、寬保元年示寂したが、その後、寶曆五年に義敎が能化に任せられるまで、凡そ十三年間は學林は能化を缺いた、故に世間でこの時代を能化闕員時代といふてゐる。能化を闕いたのは、これに相當する學匠が缺乏してゐたのに由るのではなく、寧ろ優秀なる學者が多かつたのである。然も能化が決定しなかつたのは、これには色々な理由も考へ得るであらうが、凡そ左の三箇條がその重要なものと思はれる。

（一）　法霖門下に英匠の多かつたこと。

（二）　學林に排他的な空氣の濃厚なりしこと。

（三）　在野の學匠にも優秀な人物の多かつたこと。

先づ第一項に就いて考へると、法霖は四十九歲をもつて早逝したが、その門下には高霖・道粹・僧樸・天倪・繼成等の俊秀多く、中にも粹・樸二師の如きは最も優なる人物であつた。然るにこれらの學匠は、知空が西吟の後を受け、若霖が知空の後を襲ひ、法霖が若霖を嗣いだやうに、その師法霖の後を繼ぐには何れも餘りに年少である。法霖入滅の時、道粹は二十九歲であり、僧樸は漸く二十三歲に達せるに過ぎぬ。然も學すでに一家をなし、學林はこれら法霖門下の手によつて動かされてゐたのであるから、能化の人選にはその動向が重大視されねばならなかつた。事實、高霖は寬保元年十一月、卽ち法霖の寂後僅か一ヶ月、早くも『論學職』（玄智編『禪餘奇觀』收）なる一篇を草し、能化資格の條件として三ヶ條を擧げ、且つ學林の正系を傳承せる人でなければならぬことを論じてゐる。その三ヶ條とは次の如くである。

凡修二此職一(化應)者、三者必備、一曰具二擇法眼一分二別邪正一宗說款通、循循善誘レ人、二曰威儀可レ則言行相應、忠信爲レ法、有二大道心一不レ爲二利名一撓レ志、不二敢尚一奢華一三曰探究二本宗一旁通二諸家一待レ扣善鳴、應レ問能答、智通二事理一才兼二古今一一家著述、不レ愧二筆削一備二此三一者、可レ以爲二學者模範一焉

本山はこれら法霖門下を心服せしむる人物の選定に困つてゐたのである。

第二項に就いては前項に記すやうな實狀で學林に於いては、在野の學匠に對する排他的氣分漸く著るしく、外來の講者にはその講義に對し論難を設け、難詰することがしば〳〵であつたらしい。性均の『僻難驗非』にも

> 畢竟ずる處は、代々の講者を理不盡に詰難し、學林を奪ひ取らんとする謀計邪貪、吁可レ憐、我兼て關東に在し時、聞及たる事、又有人の筵てより如レ此輕觸問を擧て障碍すべしと告知せたることなれば、去年招請の使として來れる、安藝の泰雲と云へる上座の僧に、此の障難する事を二三輩寄合尋問けれども、成程毎年講師と異論ありて穩ならず、當年は腦滿中に江州玆遠と云ふ者の講ずる故に、何の事もなく畢れり、他より來る講者は兎や角もめたれども、來年は左樣なことはあるまじと達て請するに依て、加程の黒意樂なることゝは思はず、肯ひ上洛するに果然として如是障難をなす故、泰雲も面目なしとて竊に歸國せり

と述べてゐる。これは寶暦二年性均が安居代講の節、功存・天倪等の學林長薦に難詰された時のことであつて、この文は性均の門人の手になつたものであるから、その悉くは信ずべきではないにしても、かゝる弊風が存したことだけは認められる。

第三に能化闕員時代には、能化の代りに當代著名の學者が代講に任せられたが、中にも越中の義敎と播州の智暹とは最も衆望があり、兩人の何れに能化てふ中原の鹿が獲られるか容易に決定しなかつた。卽ち寛延二年には義敎は『觀經』を講じ、更にその翌年には『二門偈』を講じたるに對し、智暹またその後三年寶暦三年には『五敎章』を講じ、その翌年には『論註』を講じてゐる。かくて兩師は比肩して學林に於いてその聲譽を馳せ、或るものは義敎を立てんと欲し、或るものは智暹を擁せんと欲し、容易に雌雄が決しなかつたのである。

かくて能化は確定せず、十三年の歳月は經過したが、終に寶暦五年義敎は聲衆の推挽により、第五代能化に備はることになつた。義敎はその學系より云へば越中安定の門下であり、學林の傍系に屬する學者である。然しながら、その學說を見るに多く法霖の衣鉢を傳へ、その學は廣く宗の内外に通じ、德望また一世に高く、『清流紀談』に於ける廣岡喜齋の義敎に對する崇信の如き正に師の德化を示す一證である。智暹は、その德望の程を知る材料乏しく、遽かにこゝに明言し得ないが、その學風たるや法霖のそれと相異ること甚しく、かの明和法論の主要なる根原が玆にあること後述の如くである。高霖が『論學職』に於いて論じたる條件は、恐らく當時の學林の代表的なる意見であらうが、義敎は實にその條件に合致せる人物であつたのである。殊に師は『觀經』の講義大いに譽あり、且つ『千五百條彈憚改』等を著して日蓮の徒の來難を破斥せる功績もあり、また安藝の古貫、伊勢の節山等の唱導に名ある人々が、深く歎譽したので緇白の人望整ひ、終に能化に登ることになつたのである。

義敎は寶暦五年六月晦日登職し、明和五年六月六日歿するまで、十五年間能化の職にあつたが、その間

常に學林に居らず、殆んど隔年に上京して講事に當るを例としてゐる。これは從來、義敎の謙德の然らしむると同時に、一方にはまた、法霖門下の英匠たる僧樸・道粹等に對する氣がねにもよるものと說かれてゐるが、これは恐らく肯綮を得てゐると思はれる。さりながら、縱令義敎が法霖門下の逸足に讓るところがあつたにしても、知空・若霖・法霖によつて築かれ來つた能化職そのものの地位は依然として高く、能化は「大講主」「御能師」「御能化」「御能主」と敬稱され、學林大衆より深甚の尊崇を受けてゐたのである。かの仰誓のものせる『明和法論次第』や、當時の學林記錄たる『萬檢雜牘』等によれば、かゝる雰圍氣が明かに看取し得るのである。然しながら能化の權勢の最頂點に達したのは、義敎に次いで第六代能化となつた功存の頃である。功存は明和六年四月十四日、義敎に次で第六代能化となつたが、その能化任職に就いては、德望より來りたる自然の結果にあらずして、時の執政に取入りたるためなりといふ芳しからざる風說もあるが、當時の學界の狀勢よりすれば、當然彼が登職すべき順序になつてゐたのである。卽ち義敎能化の下に學林に出入した學匠の主なるものは、僧樸・道粹・憲榮・功存・天倪・繼成等であるが、この中僧樸・道粹・憲榮の三人は、寶曆十二年より明和元年に至る僅々三箇年の間に相いで物故し、殘る三人の中では功存最も有力であつた。卽ち彼は明和三年四年の兩年に亘つて代講を勤め、またかの明和法論に於いては、後に至つて述べるやうに名實ともに老能化義敎を補佐する學林學徒中の第一人者であつたことなどより察するに、功存の任職は正に當然の順序であつたのである。然しながら師の能化就任には必ずしも衆望が一致してゐたといふのではなく、相當の反對のあつたことを忘れてはならぬ。この點に就いては明和法論の結末として、後章に至つて詳述するが、要するところ、學林內よりは、明和法論に於ける彼の處置に關しての不滿があり、學林外よりは、同じく明和法論に於ける彼の言論に就いての糺彈があつたのである。

然るに功存は一度能化となるや、巧みに學林大衆を統制し、自己の地位を高揚することに成功した。卽ち天明六年十月には院家列座を免せられ、寬政三年には殿中杖を、同四年には實明院なる院號を許され、且つまたその能化在職二十七年の長きに亘り、その間本講を勤むること十七回、歷代能化中比類なき權勢を保持するに至つたのである。『學林萬檢雜牘』によると、彼が鄕里越前へ歸國するに際しては、學林大衆は五條大橋まで見送りをなし、上洛の場合は、所化中が山科花山三軒茶屋まで出迎へをなすを例としてゐた、また學林より地方へ出講する時も、それ相當の處まで送迎をなし、時によるとわざ〳〵知事が見舞品を持ち、機嫌伺ひに出向いたやうなこともある。眞宗に於いて宗主は門末の僧俗を敎導すべき立場にあるが、能化も亦學問の方面では最高の地位を占めてゐる。能化の勢力がかくの如く高まると、宗主の職分と能化のそれとが混亂を來すが如き傾向さへも生ずるに至つた。『龍谷大學論叢』(第二六三號)に禿氏祐祥氏が述べてゐるが如く、歷代宗主が御書と稱して法語を認め、これを門下に授與するが如く、功存も亦これに類似することを行ふにさへ至つてゐるのである。

かくて功存は歴世能化中、最高の權勢を保持しつゝ、寛政八年寂を示したが、その裏面に於いて、既に能化職そのものゝ頽落の素因を醞醸しつゝあつたのである。卽ちその著『願生歸命辨』に對する在野學徒の糺彈は漸く熾烈ならんとし、次の第七代能化智洞の時に至つてこれが爆發し、能化職は遂に廢止の悲運に際會したのである。

寛政九年五月十五日智洞第七代能化となる。智洞は功存と學系を異にし、僧鎔・慧雲等と共に僧樸門下に屬する。鎔・雲兩師は樸門の雙璧にして、その信任も厚く、且つまた兩人は智洞に先んじて本講をも勤めてゐるから、學者としては智洞は彼等に一歩を讓つてゐたことが想像され、殊に僧鎔は德望衆に越え、夙に功存の後繼者に擬せられてゐたのである。然るに天明二年慧雲先づ歿し、翌三年には僧鎔相次いで逝いたので、智洞の學界に於ける地位は次第に有力となり、且つまた智洞は天明二年に慧雲と共に安居代講を勤めたるを始めとして、功存在職中に四回までも代講を命せられてゐるから、彼は功存歿後の能化候補者としては正に第一者であつたのである。彼の能化就任の事情に就いては、執政下間兵部卿と結托策動した結果による等との甚だ芳しからざる風聞もあるが、學林に於けるその地位より見れば、功存亡き後は當然能化に任せられる順序になつてゐたと見るのが至當であらう。

智洞能化在職中は、謂はゆる三業惑亂の騒擾熾烈を極め、在野の學匠と學林との間には猛烈なる爭鬪が爲されたが、終に享和三年四月より官憲の取調べが開始され、文化三年七月に至つて漸く幕府の裁決が下された。その結果智洞を始め學林側の諸學匠は夫々嚴罰を受け、在野の學匠に對する學林派の完全なる敗北となり、西吟以來長き歴史を有する能化制度は、ここに終幕を閉ぢざるを得ざる破目に立到つたのである。その詳細は後の「三業惑亂」の下に於いて叙することゝして、ここには省略する。

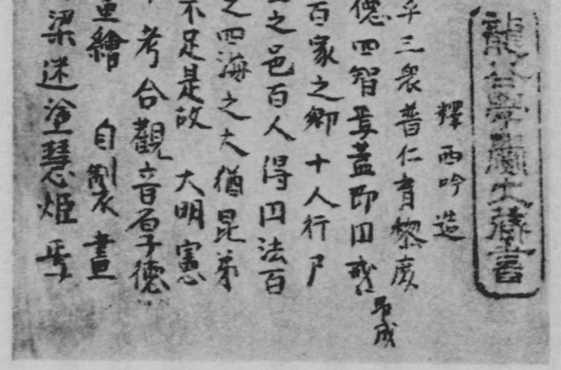

西吟自筆「畫圖略要鈔」

以上に於いて大略能化繼職の事情を述べたから、次に歴代能化の略傳を記して置く。

准玄は河内出口光善寺の住にして圓雅と稱す、准玄はその字である。姓は藤原氏、父は准勝といふ。寛永十七年能化に任せられてより以來、七年間は學鑒に在つて學徒の指導に當つてゐたが、正保四年歸國し、慶安元年五月十六日逝く、壽六十。

西吟は豐前小倉永照寺の住、自ら照默と號す。姓は村上氏、父を西秀といふ。某年紀州性應寺了尊、中

津に來つて講筵を開くや、西吟弱齡にしてこれに師事した。後慧日山に登り禪を學ぶこと三年、雪窻と深く交るところがあつた。間もなく小倉に歸り專ら宗乘を研究してゐたが、准玄が舊里に歸るや、召されて能化となつた。任職の年法制七條を定めて學徒を策進し、慶安二年正月には『大經』を講じ、承應元年十月には『安樂集』を講じ、更にこの冬には法制十二條を定めてゐる。承應二年肥後の月感上京し來り師を彈該し、終に承應鬩牆と稱する大事件となつたが、これに就いては後章に至つて詳說する豫定である。寬文三年七月十五日永照寺に於いて寂。年五十九。寶曆年中宗主諡して成規院といふ。

知空は京都六條光隆寺の住侶にして字は性應、臥雲閣と號し、また寂如宗主より大可と號せしめらる。姓は渡邊師、父は粟田口眞覺寺明性である。十一歲にして八幡念佛寺の長老長蓮社增譽に隨つて鎭西義を學び、且又、八幡山の寶幢房の書法を習ふ。居ること五年、十五の歲眞覺寺に於いて落髮して、兄圓海より宗義を學ぶ。次で泉涌寺に入つて天圭長隆より法華楞嚴圓覺等の諸經を學び、更に粟生に至つて泰瓚談笈より西山義を承く。十七歲學林に入り西吟を禮して師となし、『論註』『安樂集』『正信偈』等を聽く。十九歲本山の堂僧に任じ、それより或は諸國の輪番を歷任し、或は本山の土木の業を司る等功績顯著なるものがある。その間講學著述を廢せず、且つしば〳〵門末の邪義を糺明し、凡そ眞俗に亘つて材幹ある蓋し師の如きは稀である。享保三年八月十三日寂、世壽八十五。宗主諡して演慈院といふ。著書二十一部、考訂刊行せるもの四十一部、講書四十六部に上るといふ(知空道日記、知空自傳、講主傳)

若霖は江州日野正崇寺の住にして一名汝岱、桃溪・暘谷・綿嶽・息影等の號あり。武州金澤の產、幼時父に從つて東都に遊び知空に見えたが、空師はこれを奇としてその門下に列した。京都に來るや知空の自坊光隆寺に止まり、ここに於て薙染學習した。次で諸宗の碩德に參じてその壺奧を究めたが、學內外を兼ね、且つ詩文に巧みにして、その名一世に高かつた。嘗て天台の靈空は深くその器を愛し、改宗せしめて日光の宮に薦めんとし、白石・東涯等の儒宗またその詩藻を褒稱し珍重したといふ。某年『淨名經』の解釋に就き師知空と合はず、終に學嚢を擯出せらる。それより諸國を浪遊し、講說文藻を事としてゐたが、齡四十を過ぎて時望ます〳〵重く、知空また勘氣を許して附するに宗門の後事を以つてした。知空の歿後、學嚢を掌ること凡そ十八年、その講學は巧妙にして童蒙も能くこれを解し、爲に講席を開く毎に四方の學徒雲集したといふ。享保二十年九月十七日寂、享壽六十一。宗主諡して離塵院といふ。著書數部あり。中に於いて『正信偈文軌』最も世に顯る。

法霖本名は慧琳、松華と號し、また日溪と號す。姓は雜賀氏、紀州海士郡關戶村の人。年二十七にして學林に入り桃溪に師事したが、溪師はこれを副講となし、正崇寺の嗣法たらしめた。享保十六年師に代つて華嚴鳳潭の來難を摧破し、後四年能化となる。その講席に臨むや常に一紙の備忘を設けず、然も講辯滔々として澁滯するところがなかつた。偶々遺忘ある時は頂上を按じて能くこれを言ひ、聽徒語つて「霖公肚裏三藏、乃ち百會を出す」と稱したといふ。寬保元年十月十八日疾を以て私房に卒す。時に年四十九。

宗主諡して演暢院といふ。著述三十數部。その學は幽玄にして高妙、他人の能く企及し得るところでない。玄智が『通紀』に於て「自良宗主設學黌、法匠數出、祖道漸明、然輝光炫燿、至此時而極矣」と賞歎せるも亦宜なりと云はねばならぬ。

義敎は越中氷見圓滿寺の住侶、姓は大原氏、能登の產である。師は法霖と學系を異にし、氷見西光寺安定に從つて研學、後京畿に遊ぶ。爲人溫厚にしてその學博淵、日蓮の徒の外難を碎破するに最も功勳があつた。講主に任じてより以來、常に京に居らず、隔年上洛して講筵を敷いた。明和五年五月六日歿、年七十五。宗主諡して泰通院といふ。著すところ十數部あり。

功存の傳として確實なるものは稀である。今智洞の撰にかゝる碑銘によりて、その概略を云へば、功存字は子成、少時義洞と呼び、自ら靈山と號す。越前今出郡小坂村靈鞍山下明正寺の產である。若くして平乘寺慧鐺に事へて習學し、十八歲笈を負ふて學林に隸し、法霖の講席に陪した。四十歲宗主の命によりて大田平乘寺を嗣ぎ、次で『願生歸命辨』を著して無歸命安心を破した。五十歲學職に任じ、七十七歲寬政八年九月二十三日逝く。著書十餘部。

智洞は京都五辻勝滿寺の男にして一條淨敎寺を紹ぐ。桃華坊と號す。少にして僧樸の門に入りて宗乘を習學し、また他に於いて華嚴を學び造詣深かりしといふ。かの明和法論には功存・天倪・繼成等と共に論戰に加り、享和元年院家に任せらる。文化三年七月三業惑亂の責任者として罪に伏し、遠嶋の處刑を受けたが、發するに至らずして江戶傳馬町の獄中に病歿した。享壽未詳。著書二十數部あり。

二　所化生活の概要

能化の講義を聽き、宗學の研鑽に從事する者を所化と云つたのであるが、所化なる言葉は、既に祐俊の所記に見えるから、最初より用ゐられたものであり、また幕末維新まで使はれたのである。『學林諸記錄』に收むるところの、元文四年四月寺社奉行が一宗の制度慣習に就いて問尋したのに答へた上申書の一節に、

> 惣而學文者、年數限り無御座段者不及申上候、此方宗門之輩、若年之時より其國或他國おゐて學解修行仕候上、本山え入寮三年以上住職被仰付候、尤遠國又者貧地、在京之草鞋難調輩者、押而住職勤居申ものも御座候得共、本山式法御尋付申上候、式法者右之通入寮三年以上住職被申付候

と記してある。卽ち本山の定法としては、末寺僧侶は三年以上入寮懸籍するを必要としたのであり、その上初めて一寺の住職たるを得たのである。

所化が學林に入つて、聽講研學することを懸籍と云ひ、また何年もこれを繼續するを續籍と稱した。籍はまた席とも記し、所化の國郡村寺號及び名を學林の所化の帳に記載することである。

初代能化西吟が承應元年に制定した學寮の職制では、新來の僧を取り扱ふのは治事と上座で、先づ懸籍希望の僧が來た場合には、最初治事がその國郡寺號名稱等を改め、修學の意志をたしかめた上、これを上

座に告げ、寮中を案内して舊住所化に紹介するのであるが、上座はこれを佛前に導いて禮拜せしめ、別室で師弟の約をなし、その上記帳するのである。この西吟の制では、新來僧は入貲を出すことが見えないが、知空の『學林之由來』には、學問希望の者は入寺銀を出して記帳することを述べてゐるから、恐らく西吟の頃から入寺銀を必要としたであらう。入寺銀は後世入貲と稱したが、一言で云へば、所化研學の義務として學林に納附すべき金である。右の如く初期の學林では、新來僧の懸籍の時日は一定せず、本人の希望によつた如くであるが、學林が發展すると新來の所化も多くなつたので、記帳の日も定められ、また手續も相當煩雜となつた。學林當路者の記錄である『萬檢雜牘』を中心とし、三業惑亂後間もなく作られたと思はれる『學林歲時記』を參照して、その次第手續等を示すと、凡そ次の如くである。即ち四月八日學林に新來僧を集合せしめ、閼をとらしめて籍の番號を定め、知事所で、國郡所寺號席名等を自筆で書かしめ、保證人から保證書を出さしめて署名捺名せしめる。次で、食堂で掛屋に入貲銀を出し、その請取を知事所に收め、更に佛前に於いて知事が、本山から黃袈裟の許されてゐることを申渡し、また學林の制條を讀み聞かしめ、如法に修學し、黃袈裟の規定も遵守することを誓約せしめるのである。この時、新所化が學林に提出する誓約書及び保證人の保證書等は、寶曆十二年に案文が規定されてゐる。寬政五年に看護沁水が編するところの『學林年譜』に載するものを示せばつぎの如くである。(「歲時記」所載は多少文字に相違があるが大意は相同じである。)

掛塔之掟

一札

一徒黨連判事強訴構數儀一切仕間敷事
一如何樣之恥辱罷成候共、隨分堪忍仕、喧嘩口論仕間敷事
一叢林之法式學業一通師命ニ違背仕間敷事
一心術行跡專王法に順し、他之見聞之上本宗嘲無之樣相嗜可レ申事
一近世念佛門にあたをなす惡知識事其黨類交申間敷事
一雖レ爲ニ新參一叢林に一旦勤來候、例格ニ違背仕間敷事
一講主より被ニ仰出一候萬事觸流之上者、早速領承仕、異儀申間敷事
一大衆之內、私之心に不ニ相叶一人有之候共、他之非を見す、但し自之學業を爲レ守、遺恨構數存間敷事
一講談學業之妨成候儀、或は人之害に成候儀抔、毛頭企申間敷事
附、右之儀に付同氣之友と示合候事、二人已上主伴共徒黨之罪可レ落事
右之條約急度相守可レ申候、若一件にても於違犯者、大衆之擯擯を可レ蒙候

年號　月　日

宛名　知事

在宿請證文之一札

一今度留學在京之僧、其國其郡其村邑及守護地頭且其寺號生緣等、我等能存たる僧にて、御制禁之邪宗門者不レ及レ申、他宗他流にても無ニ御座一候、且又犯ニ官法一及ニ罪籍一之者にても無レ之候、依レ之拙者保證に罷立申候、留學之間此僧に付如何樣之越度出來候共、急度罷出埒明可申事

一此僧不圖入用等有之候共、資料之儀衆中江御無心爲申間敷事、別而諸債明白に爲償可レ申候、若缺通候義於レ有レ之者、我等方江引請
急度返辨可レ申候、仍而爲二後日一證文如レ件

年號　月　日

宛名　知事

初期の學林では、所化は多く所化寮に入つて宿泊したやうである。然し後世では所化の數も非常に多くなつたので、到底所化の寮には收容することが出來ぬので、外泊する者も多かつた。入寮に際しても、所化は一定の誓約書を出すので、寬政元年四月入寮保證十箇條が新定されたことが、『萬檢雜牘』に見えてゐる。

斯くの如き手續を經て、新來の僧は初めて所化としての待遇を受けることゝなる。所化は講義開筵中これを聽講し、研學するのであつて、夏安居に懸籍するを一夏と數へた。而してこれ等の所化を統制するために所化の間に位階が立てられ、位階は、初めは學問の淺深によつて五階に分ち、それに相應して學林の職務が定められてゐつたが、後には夏數によつて六階に分つことゝし、その中から何人かを選んで學林の諸務を司らしめたのであるが、これ等の制度については、後に詳說するからこゝに省略しよう。たゞこゝに一言すべきは、所化の生活は一面に於いて、右の如き學林所制の位階に支配されるものであるが、それと共にまたその生國を基調とする一面があつたことである。これはこの時代としては當然のことでもあるが、所化の記名には、必ずその生國が記されてゐる如く、所化生活の一面には常にその生國が伴ふのであつて、生國を等しくする者は、何等かの事ある時同一行動をとることが度々であり、『萬檢雜牘』には可なり早い頃から、さうした記事が散見する。斯うした同一生國の所化の會合を「國會」と稱し、上記『萬檢』の天明六年の條下に見えるが如きその一例であつて、同八年五月二十九日の臘上衆評に於いて、各々の國から長を選び、部頭を立てゝ評定衆と稱し、種々の所化の會合決議等に責任を持たしめることを議決してゐる。これは林中に於ける所化の統制にも意味があるが、殊に夏間歸國在鄉中の所化と學林との聯絡のためでもあつて、各地散在の所化は、その國の評定衆を一支點として統制聯絡されるのである。卽ち所化生活に於いては、學林の位階等と共に、その生國が一つの基調をなしてゐたのである。

元來所化は學林にあつて能化の講義を聽き、宗學の研鑽に從事する者であるが、所化の學林生活も年久しくなり、學問も進んで來ると、副講や附講に選ばれることもあり、また謂はゆる古薦として學林で重きをなして來る。而かも全學林の所化の數も增加し、古薦も多くなると、所化の勢力も增大して來るのは自然の勢である。所謂薦上衆評は斯うした所化の一面を示す最も顯著な一例で、現存『萬檢雜牘』の卷初延享四年の條に既に見え、その後屢々現はれてゐるから、相當早い時代から行はれた如くである。それは久しい學林生活を經た薦滿と上座の衆が集つて、學林に關する諸問題を論議し議決するので、この種の會合は屢々開かれ、多くの問題は先づこれが議題となつた。學林衆務の代行者たる知事や看護は執務上常にこの意見を聞いてゐるのみならず、能化もその決議を非常に尊重し殆んどそれを採擇してゐる。『學林舊記』所

載、天明六年夏末の藪上衆評の中に「萬事衆評之義、御能主ゟ御窺申上相定可ㇾ申事」と云ふ一條があるが、斯うした議定の成されねばならなかつたところに、所謂藪上衆評の地位が暗示されてゐるであらう。従つて一言に所化と云つても、藪上の地位は學林に於いては可なり高いものであつた。『萬檢雜牘』に載するところの、安永九年築地輪番の寺社奉行への答申書の中に、能化は「學問之筋に而は一派之末寺之内に而、學解之相勝候を見立、尚一宗之所化共より相願」ふて、就任すると云つて、所化の意志の強く働くことを公然と述べてゐるのは、この頃の學林所化の地位を物語るものと見られやう。

然らば、凡そ學林には如何程の所化が懸籍してゐたのであるか。承應の圀牆によつて學寮が破却された時、在寮所化は六十人であつたことは既に一言した通りであるが、その後延寶八年の懸籍名簿には七十名が登載されてゐる。従つて甚だ概略であるが、西吟・知空の頃の所化在籍者數が略々これで想定されるわけである。次にその名籍を掲げておかう。

延寶八庚申年名籍

肥後	教伯	相州	辨宗	防州	峻隆	越中	杭流
筑前	祐讃	肥後	全瑞	肥後	智雲	越後	壽沿
江戸	了秀	江戸	廓翁	藝州	祐信	播州	圓重
播州	傳說	播州	淨賢	筑前	林庭	筑前	圓智
豐後	惠空	越後	關秀	藝州	須祖	藝州	遊山

播州	圓山	藝州	西岸	播州	賢立	阿波	南柳
伊豫	松柳	勢州	正吟	攝州	正意	和州	覺圓
防州	本哲	江州	江雲	越後	圓石	江州	義關
因州	玄秀	因州	峻察	防州	圓空	京都寺内	一夢
越中	路貞	越中	露計	尾州	月閑	肥前	大通
尾州	須札	防州	雲照	江州	休巖	江州	隆岸
江州	淨天	豐後	惠周	肥前	智悅	江州	性琢
播州	智蓮	越前	一空	長州	玄碩	長州	明傳
長州	宗雲	相州	善達	攝州	眞教	長州	席瑞
播州	正哲	石州	正傳	越中	玄應	越中	泰存
豐後	了閑	尾州	格龍	後越	慈孝	越後	郭全
長州	端隆	武州	大列	御寺内	智融	能州	周佐
筑前	西周	筑前	西丹				

合七十口

これを地理的に分けて見ると次の如くで、初期學林所化の分布が凡そ推察出來る。

京都	二	近江	六	大和	一	攝津	四
播磨	五	伊勢	一	尾張	三	相模	二
武藏	三	越前	二	能登	一	越中	五

越後　四　安藝　四
長門　五　石見　一
筑前　五　肥前　二　周防　三　因幡　二
肥後　三　阿波　二　伊豫　一
豐後　三

この後の所化の數は數十年間知るべき文獻はない。たゞその間知空が元祿十五年大阪御堂に於いて『註維摩經』を講じた時聽徒二千人、翌年同所に於いて『選擇集』を開筵した時同じく三千人と、『安居講業記』に記されてあるが、學林の所化數は知るべき術もない。學林所化の概數を知り得るのは『萬檢雜牘』の現存する延享四年からで、この年六月學林から本山に上納した所化の御眞影開扉御禮銀から推定して、二百九十五人の所化のゐたことが知られるのが初めであつて、その後時々所化數を推知すべき記事が散見してゐる。先に一言した『安居講業記』は明治十七年學林參事青木達門の編するところで、安居の講本・講者等の外に聽徒の數が寬延二年以後文政三年まで殆んど連續して記されてある。また三業惑亂の後間もなく編纂されたと思はれる『學林沿革志』にも、同じく寬政二年より寬政四年までの所化數の記入がある。而かも兩書の記述は時に相異るものもないではないが殆んど一致し、また他の一二の文獻に散見するところと對照しても大差がないから、これは信據して大過あるまいと思はれる。次にそれ等を表示しよう。

年號		學林沿革志	安居講業記	其他	萬檢雜牘
延享	四				二九五(六・四、御眞扉御禮影開)
寬延	元				
	二	四七三	四七三		
	三	三九〇餘	三九八		
寬曆	元	三八〇	三八八		
	二	五二〇餘	五二六		五三〇(五・一五、永藥三回忌供養)
	三	三六〇餘	三六九		
	四	五〇〇餘	五〇五		
	五	四五〇	四五〇		
	六		三七五		
	七	五〇〇餘	五〇六		
	八	四六〇餘	四六三		約一三〇(四・一八、山科宗圭奉迎)
	九	五一〇餘	五一二		
	一〇	五二〇餘	五二七		
	一一	八四〇餘	八四一		五九〇(三宗祖五百回忌志納總所化)
	一二	五三〇餘	五三六		
	一三				

中夏間

萬檢雜牘	
五八(八・二五報恩講)	
一〇餘(九・二七龍谷會)	五八(報恩講)
一四四(龍谷會)	六二(報恩講)

明和元	五六〇餘	五六七				
二	一〇七〇餘	一〇七五				
三	六九〇餘	六九四				
四	一〇六〇餘	一〇六七				
五	七〇〇	七〇一				
六	九四〇	九四一				
七	五五〇餘	五五一				
八	八三〇餘	八三九				
安永元	五八〇餘	五八四				
二	八四〇餘	八四八				
三	六七〇餘	六七六				
四		九一五				
五	七三〇	七三〇				
六	一〇三〇餘	一〇三二				
七	七九〇餘	七九四				
八	一一〇〇餘	一一〇八				
九	八六〇餘	八六八				
天明元	一〇六〇餘	一〇六七	一〇〇〇餘（明和法論次第）			
二		九三一		一三八（龍谷會）		
				七八（報恩講龍谷會）		
				三〇餘（八・朔秋講）		
				四五（報恩講）		
				一二〇餘（龍谷會）		
				三〇餘（九・朔秋講）		
				二〇餘（報恩講）		

寛政元	一〇〇〇	一〇一一				
二	八五〇	八五七				
三	一二〇〇	一〇九九				
四	一〇六〇	一〇六九				
五	一〇六〇餘	一〇六八	一〇七五（通紀）			
六	一二四〇餘	一三四七				
七	九七〇餘	九七一				
八	一一〇〇餘	一一一七				
九	一〇七〇餘	一〇七五				
十	九七〇	九七〇				
				三〇餘（報恩講）		
				二一（自悉林中）		
				三六（在京所化）		
				三〇餘（九・五秋講）		
				一〇〇餘（龍谷會）		
				八五（龍谷會）		

これは、能化で云へば、法霖歿して義敎就職の數年前より、功存を經て智洞の時代三業惑亂直前までゞあつて、云はゞ學林最盛期に相當するが、以つて當時の所化の概數を推知すべきものがあらう。たゞ右の表に於いて、『萬檢雜牘』と『沿革志』並に『講業記』の兩書との所化數に大差があることがあり、また兩書の所傳には一千名を超えて到底學林講堂に收容し得ないのではないかを思はしむるものがあるが、それは『萬檢雜牘』がその當日の學林實在數を示してゐるのに對し、右兩書は恐らく懸籍數に據つて數へたからであらう。後にも述べるやうに、少くとも寶曆以後に於いては、講義の始終を聽く者も勿論多いが、一

夏懸籍とは必ずしも開講より講竟までの聽講を意味せず、開筵中の一定日數（實暦以後は三十席）の聽講を以つてしてゐる。從つて等しく一夏懸籍と云つても、早く懸籍して講竟前既に歸國する者もあり、開筵半にして懸籍し、講竟以前退京する者もあり、或は講竟前に懸籍する者もゐるわけであるが、更に贖銀の制があつて、規定の席數に充たなくとも贖銀納入によつて僅かに懸籍を許された者もゐるわけである。それで、右兩書がさうした懸籍を以つて數へたから、多數となつたものと思はれる。その日〳〵の學林にその實聽講したのは、恐らく『萬檢雜牘』に散見する程度であつたであらう。

猶ほ、所化は夏安居の後に多く歸鄉するのであるが、中には猶滯在して秋講以下の開講を聽き、研學に從事する者もあつた。然し天明四年の如く「自恣後林中所化たた二人」と云ふのは特例であるにしても、この所謂自恣後の夏間の在寮者は數多いわけではないので、秋講等夏間の開筵に侍する者は、多く在寮者であるが、右の表に見るやうに甚だ尠かつた。多くの年は三十名を越さなかつたやうである。また八月二十五日の學林の報恩講や、九月二十七日の龍谷會には在寮所化のみならず、在京所化や近在の所化も來會するので、前揭の如く夏間でも常に百名内外に達してゐたのである。

第五章　黌舍の擴張

一　初期の黌舍移建

學寮の造營成つて八年の後、卽ち正保四年三月に至り、黌舍を本山築地の外西侍町に移轉することゝなつた。知空の『學林之由來』に、彼が最初の學寮に研學したことを記した次に、

> 右之内學寮之屋敷御用に付御所の西の築地之外大宮通の東との間に一筋の侍町御座候南よりに屋敷御座候、其地へ學林を被二移立一候、良如樣御成被レ成候事も御座候、爲二御見分一也

と述べてゐるものが卽ちそれで、前學寮の地が本山に於いて入用となつたので、こゝに移轉することゝなつたのである。前記祐俊の記錄によれば、同年三月十一日より黌舍を毀ち初め、夏中秋の初まで普請あり、八月下旬頃には大體集會所並に所化寮が完成した。この年三月普請の始まる前、准玄は鄉里に歸つたから、西吟が能化職に任ぜられ、九月十二日より新講堂に於いて『阿彌陀經』を講じた。但し、猶ほ能化の寮が學林中になかつたので、西吟は佛照寺の門の上長屋に居住して、日々學寮に通つたと云ふ。『龍谷講主傳』（西吟傳）に、「正保三年冬十二月宗句之子改造講堂」とあるが、このことは祐俊の記錄にも、また玄智の『本願寺通紀』にも見えず、兩書共右の正保四年三月移建のことを記すより考ふれば、恐らく三年末よ

り移建の議あり、四年に至つて成つたものか、而してその資は宗句の子の出すところであつたのであらうか。

次いで、慶安二年六月、京立賣下ル町堀川通壺屋治右衞門が寮八間を寄進したことを祐俊は傳へてゐる。前記『講主傳』には、中村氏が銀四百兩を出し、新に衆寮を建て書籍數十部を施入したとある。このことは『通紀』に逸して傳を缺いてゐるが、祐俊の記錄に明かであるから、敢て疑ふべきではあるまい。

本山茶所の後より西侍町に移つた黌舍は、その後六年を經て、承應元年三轉して興正寺の南川端に移された。知空はこれについて、「其後又學林之屋敷入用付興正寺殿の南七條通の北堀川の西の屋敷へ學林を被移、此地へも良如樣御成御覽被遊候」と云つて、移轉の事情と移建の地について述べてゐる。良如宗主が先に西侍町移建の際も、またこの度も移建に當つて親しくその土地を見分されたと云ふことは、宗主が學寮に對して如何に熱心であられたかと云ふことを思はしめるであらう。また祐俊の傳ふるところによれば、この移建の工事は、七月十六日より舊黌舍を毀ち初め、九月中には凡そ普請が完成した。この地は興正寺の坊官下間式部卿の屋敷であつたが、この度本山より替地を與へられて、學寮のために召し上げられたのである。而して次下に引くところの、明曆元年七月の學寮破却の記錄によれば、少くともこの度建てられた黌舍は、中央に講堂があり、その北南に所化の寮があり、更に東川端に長寮があつたやうである。創建當初一棟であつた所化寮は、前述慶安二年の增築で二棟となつたが、この度の移建では、それが南北相對して建てられたのであらう。然し東方の長寮とは何を意味するか、明かでないが、或は能化の居室や、學寮執務の場所であつたのであらう。またはこの頃の學寮には、多少の藏書の設備もあつたと考へられるから、さうしたことに用ゐられるものであつたとも考へられる。ともかく、この度移建して完成した黌舍は、創建當時に比して、相當規模が擴大されてゐることが考へられる。

二　明曆の黌舍破却と復興

前述の黌舍の普請の始まつた承應元年七月から、能化西吟は上洛在京してゐたが、愈々十月よりこの新黌に於いて講筵を開き『安樂集』を講じた。然るに、翌年正月肥後熊本延壽寺月感が上京し、西吟の所說を批難したので、こゝに端なくも兩者の間に諍論を惹起し、事件は次第に擴大されて行つた。謂はゆる承應の閱牆即ちそれである。この事件は、翌三年を經て、明曆元年七月に至つて漸く落着し、幕府はその關係者を各々處分したが、それとゝもに、學寮の破却を命じた。蓋し、この事件は學寮より起つたものであり、而かも學寮は全く先代にこれなき新法であり、また造立當初幕府に無屆であつたと云ふのが、その主なる理由であつたやうである。その間の詳細な事情は、後に至つて敍述するが、この事件によつて、漸く興隆の運にあつた學寮も、一度廢絕するの已むなきに至つたのである。黌舍取り毀ちの狀況次第については、祐俊がその記錄に次の如く傳へてゐる。

一、掃部頭殿（○井伊直孝）御扱の中に、學寮は先早々御崩候樣に、達て被レ仰候付、七月十二日上原數馬江戸より御上せ被レ成候、十八日申刻半當地へ數馬上著被レ申候、則翌日十九日早朝より學寮打壞可レ申之由被二申越一候得共、所化唯今六十人餘居申候、其道具運出候事俄に難レ成候、明日白晝に雜具共町屋へ持運候事、猶以見苦あるへきとて、七月十八日其夜亥刻より明方迄隨分運出候得共、自身々々持出申付、翌日の暮時分迄に漸仕廻申候き、

一、七月十九日には、寮中の疊共悉くあけ、或は戸障子、立具をはづし、又棚等などおろし、二十日早朝より毀初（ケヌシ）候、先つ中の講堂を打壞候、次に北南の所化の寮二十日より二十二日まで悉く毀し、二十三日早々より東の方川端の長寮不レ殘打毀、二十四日之晩門迄取拂、東方北方によし墻仕置候二十日より、人足四十人計、大工十人計にて崩し申候、

（中　略）

一、當地學寮毀候一兩日より、井伊掃部殿より、横目當院へ罷越、忍にて京に居申、毎日樣參り見申、江戸へ早飛脚にて、佐和より被二申遣一候由候、

八月九日には、板倉周防殿（○重宗・二條所司代）より、學寮頽申跡を、檢見に侍貳三人被レ越、則横田帶刀喚出候て、屋敷の指圖仕取被レ歸候、

幕命によつて黌舍は毀たれたので、學寮はその所在を失ふことゝなつたが、この年十月十九日より西吟は佛照寺で所化二十五六人のために『起信論』序を講じ、この月中に終つて十一月六日歸國した。そこで本山では、名古屋順敎寺惠敎を在京せしめて、講談のことを司らしめた。然るに翌年三月に至り、本山では開講の議があり、西吟の上洛を促したので、六月十五日西吟は入京した。また本山では、家臣八木藏人父子が、この度の事件で昨年九月以來逼居して在京せず、その邸宅は建具等取り除いて釘付けにしてあるのを修理し、學寮の疊等を敷かしめ、これを西吟の宿所となし、また講談の會所ともする豫定であつたが、上洛した西吟は、遂にこの家に入らずして佛照寺に宿り、また講義をも開かず、十月九日遂に下國したのであつた。

西光寺祐俊は、學寮造立の最初よりこの度の事件の始終を詳記し、萬治を經て寛文三年に至る顚末を記してゐるが、破却後の學寮に關しては、右の西吟歸國に筆を斷つて、その後何等言及するところがない。然らば、その後の學寮は如何にして再興されたのであるか。これは古來未詳に屬する問題であつて、玄智も『通紀』寛文十年二月の條に、「是月光隆寺知空於二學林一講二自撰論註翼解一（事出二知空手記一、未レ詳ニ何年何所再二興學林一）」と一項を立てつゝ、學林の再興を未詳に殘し、また寛政五年看護沁水は『年譜』の編纂に際し、この再興の事情を考究したが、遂に論斷を下すに至らなかつた。後ち此の問題に論及せる人なしとしないが、依然明確な論定に到達してゐない然るに知空の『學林之由來』には、破却後の學林の消息について傳ふるところあり、こゝに初めて眞相を把捉し得るのは、洵に欣びに堪へない。

さて、知空は學寮破却の顚末を叙した次に、「其より以來本寺の學林と名乘り申事無レ之候」と結び、更に筆をつゞけて、

其時在寮の所化俄に路頭に立候ものも御座候に付不便に思召、幸に醫者の擧屋敷御座候間、先當座此處成共罷在候樣にと、流浪の所化へ被レ下候、屋敷に只今の學林也、これ御かりやの心地にて學寮と名乘事は無レ之筈也、然はかりの講尺處、かりの所、所化のかり宿と申ものに而候、天下御免の學林に而は無レ之候、然者かりやの學林に而御座候へは根本所化へ被レ下候當座之居處也。

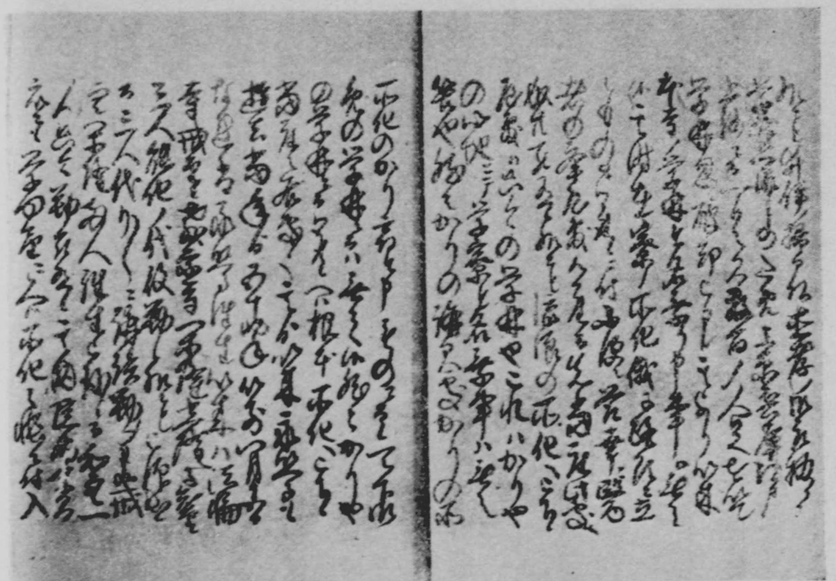

知空自筆「學林之由來」（學林復興の條）

と云つてゐる。卽ち學寮破却によつて、在寮所化の中には路頭に迷ふ者もゐたので、これらの所化のために本山から醫者の學屋敷を當座の學寮として下附せられたと云ふのであり、それ故に公に學寮と名乘ることはなく、假の學寮、假の所化の宿所であつたと云ふのである。而して知空はこれについて、その後西吟も歿したについて、法輪寺戒空、敎宗寺閑隆と知空自身と三人が能化の代役を命せられ、三人輪次に開筵したと云つてゐる。

されば學寮は明曆の破却によつて從來の學寮は廢絶したが、その後たとひ假の學寮で公稱し得るものでなかつたにしても、直に醫者の學屋敷に營構されてゐたのであつて、事實上の學寮としては廢絶したのではない。而してその場所は「只今の學林」の地であるが、この『由來』の書かれた正德

頃學林のあつたのは、今の東中筋魚棚下ルところである。後に述べるところの元祿八年の學林再建の記錄に、當時の學林を「東中筋御借屋會所」と稱して、猶本山からの借屋たることを示してゐるのは、右の知空の云ふところと一致するものである。

斯くて學林は非公式のものであるとは云へ、とにかく繼續してゐたのであるが、その後間もなく本山において、云はば公認の學寮の復興が企圖された。これは遂に實現に至らなかつたが、斯うした機運の存したことが注意せられる。卽ち『學林沿革志』に次の如く述べてゐる。

二年己亥（○寬文）春、本山家老上田織部をして東下し、井伊直孝に就て學寮再建の事を謀らしむ、直孝學寮の名を改め、講談所と爲ん事を勸む、然とも事未た緖に就かざるなり（此事補後記に見えす、實曆中の別記に載す。）

このことは『學林諸記錄』所收「學寮之儀記錄及ニ穿鑿書拔」の中にも註記があるから、信用すべきものであらう。

右に云ふ如く、井伊直孝は講談所と改稱して再興を勸めたが時機未だ至らずして實現しなかつたが、如上の假の學寮に於いても、遂に學寮の名を用ゐず、學林と稱したやうである。蓋し從來の學寮は、既に幕府より破却されたもので、その後の學舍は知空の云ふ如く天下御免のものでないから、憚つて學寮の語を避けたのであらう。學林の語の現存文獻中の初見は、知空手澤本『論註翼解』（玄智舊藏、本學圖書館藏）卷四の末尾に著者自ら

于時寛文第十庚戌四月十一日於學林講之畢第三講也空子三十七齢

と記せるものである。尤も知空の『由來』を見ると、彼は文中或る時は學寮と云ひ、或る時は學林と稱して、その用法は一定してゐない。されば恐らく學寮の語を避けて學林と稱するに至つたのは明確な時期があるのでなく、何時しか云ひ慣されたゝめであらうと思はれる。因に、この後に於ても、本山より幕府に提出する如き公の文書には、たとへば安永九年の寺社奉行への上申書（「萬檢雜牘」所收）のやうに學林とも稱せず「講談所」と云つた如くである。

『學林諸記錄』收むるところの「口話筆記」の一篇は、承應閲牆關係の記錄で、年代の明記はないが、終に「右桃溪師筆記に而御座候」とあつて、桃溪若霖の記と見るべきものである。その中に、學寮破却を記した次に、

然諸國來集之所化共、勤學之場所無レ之致二迷惑一候故、御寺内東中筋魚棚下ル處、急二立講舍一、來者聽講申候、其後町名隨二講舍一學林町與名申候、今時迄七拾年餘致二相續一申候事

と云つてゐる。若霖は享保三年より同二十年まで能化に在職した人であるから、學寮が破却せられ、假黌となつた明暦元年より數ふれば、享保九年から七十年に當り、前述知空の所傳と凡そ一致する。たゞ「急立二講舍一」を文字通り解釋すれば誤傳と云ふべきであるが、それはともかく、こゝに東中筋魚棚の地をその後學林町と稱したと云ふは注意すべき所傳である。恐らく遂に幕府公認の講談所とも成らず、假の黌舍も次下叙述の元祿八年まで改築されずして、何時しか假の黌舍も學林と稱されるに至るとゝもに、その所在の町も、學林町と呼ばれるやうになつたのであらう。

三　元祿・元文・寶暦の改築

元祿八年春、學林より本山に願ひ出て、久しく假黌のまゝ過して來た學林は、講堂・衆寮等を再興した。『通紀』に、「二月（〇元祿八年）再二興學黌於東中筋街一、四月成、十九日知空講二楞嚴經於新黌一」とあるのは、このことを云へるものであるが、『學林古記錄拔書』及び『年譜』に收めた「元祿八乙亥年東中筋講堂再建之記錄」には、次の如く稍〻詳しく再興の事情を傳へてゐる。而してこゝに特に講堂再興と云へるは、蓋し明暦破却の後醫者の學屋敷を假黌として講堂の存しなかつたことを暗示するものであり、こゝに至つて初めて講堂は再興され學林は面目を改めたのである。

此春講堂御再興奉願上候

知事智圓を以指出願申候處、東中筋御借屋會所修理造作被レ遊可レ被レ下候旨被二仰出一候也、於二御殿一御執事方列座而被二仰渡一、入寺銀溜有レ之候は丶指上可レ申之旨、當分貳貫目程指上可レ申候、然所七八貫目拜借被二仰付一候樣奉レ願、講堂作事出來以後、年々來會之所化集中奉加仕候而返納可仕之段御請申上候

五間六間講堂・十八軒衆寮・庫裏已下悉修理造立被二仰付一候也

普請奉行安本十郎兵衞並枝見見廻宰領樋口藤兵衞

第五章　黌舍の擴張

これに依れば、この度造立の講堂は、從來學林が本山から借用使用してゐた會所卽ち醫者の舉屋敷の假甍を修理造營したので、その外、所化寮・庫裏等もともに完成したのである。而しその講堂は五間に六間で所化寮は十八軒あり、その他に庫裏があつた。その費用は學林の「入寺銀」によつたと云ふが、これ恐らく所化の學林への入貲金を意味するものであらう。入寺銀の名は知空の『學林之由來』に既に見えるところで、早くから斯うした稱呼があつたのである。

斯くて學林は正式に東中筋に再興され、この後幕末に至る迄この地で繁榮したのである。その爲には何度か修理・改築等があつたが、元祿の再興に次いで改築されたのは元文二年である。この年は卽ち法霖能化就職の翌年である。『學林諸記錄』所收「學寮之儀記錄及穿鑿書拔」に先づ「東中筋學林町」と標し、「元祿八乙亥年四月御普請成就」とある次に、「元文二丁巳年御堂西面相成建替」と云つてゐる。この「建替」については、右の記錄の外に文獻がない。然しこの「拔書」には、次に寬延四年(寶曆元年)及び寶曆十三年の講堂再建のことを記し、「右者水口若狹樣ゟ差出書付相見候」と云つてゐるが、水口若狹は、後述の如く寬延四年改築の統領となつた人であるから、この所傳は信用すべきであらう。

さて右の元文二年の改築によつて、講堂は西向にされたが、前述の記錄には、その外何等傳ふるところがない。然し、『萬檢雜牘』延享四年の條下に「常住物之錄」あり、學林の建具、疊その他に就いて記すところがある。延享四年は元文二年より後約十年で、この間學林甍舍に大異動がなかつたやうであるから、以つてその頃の甍舍の概況を推察すべきであらう。

一、本尊　後光臺座	一體	
一、机	一脚	
一、火舍花瓶　心切一ツ共	一通	
一、佛器	二ツ	
一、釣輪燈	壹封	
一、和讃　箱入	三帖　正信偈一册	
一、同　机	一脚	
一、鑒	一　臺共	
一、雲板	一　鐘木共	
一、拍子木	一對	
一、佛前襖	四枚	
一、同下床襖	四枚	
一、講堂障子	貳拾八枚	
一、同半障子	拾枚	
一、結界	四ツ	
一、講座疊	一疊	
一、講堂上下疊	五十貳疊	
一、侍者座疊	一疊	
一、典座疊	一疊	
一、後椽東口戶	一枚	
右講堂常現在物也		
一、閱藏閣障子	六枚　內二枚缺	
一、同小障子	五枚	
一、同戶	十四枚	
一、同疊	十九疊	
一、禮盤臺	大小二ツ	
小臺己夏破壞合入藏隅		
右閱藏閣現存也		
一、知事寮襖	四枚	
一、同　戶	九枚	
一、同　障子	六枚	
一、同　小障子	貳枚	
一、同　煙草盆	一ツ	
一、吹烟煤	貳本	
一、同疊	九疊	
右南知事寮現存也		
一、北知事寮襖	貳枚	
一、同　戶	貳枚	

一、同障子　　貳枚
一、同疊　　六疊
　右北知事寮現存也
一、衆寮七軒戸　　十四枚
一、同障子　　十一枚
一、同疊　　四十二疊
　右衆寮現存也

これによると、講堂は五十二疊敷であるから、元祿八年再興の五間に六間の講堂と大差ないやうで、その調度によつて講堂内部の有様が略〻想像される。閲藏閣は元來圖書閲覽の用をなすものとして、その名があるのであらうが、後世では能化や職員等の居室に充てられたし、而してこゝにも圖書閲覽の設備があつたやうに思はれないから、恐らく能化の居室であらう。その戸・障子等から考へて、これは一棟獨立の建物ではなかつたかと思はれる。前掲元祿再興の記錄には、閲藏閣の名は見えない。庫裏と云ふのがあるが、或はこれを云へるものかも知れないが、次下の臺所を指してゐるのか詳かでない。知事寮は南北二室であるが、これ亦戸・障子の數から考へて相接近せる二室であり、次下の寛延二年の記錄から見て、衆寮と一棟であつたことが知られる。衆寮は七戸であつて、疊數四十二疊であるから、一間六疊である。元祿再興の際は、「十八軒衆寮・庫裏」とあつて、講堂以外に十八室あつたらしい。これに比較すると、今の衆

一、臺所疊　　十六疊
一、飯臺
一、家具諸道具
　右臺所現存之分舊來之通、更不考
一、古疊　　貳拾九疊　内七疊缺
　　長半疊二疊　内一疊缺
　右閲藏閣北間敷之

寮七室は尠いやうであるが、これに閲藏閣や知事室または臺所等すべて合すると、舍全體としては必ずしも小さくなつたと云ふわけではあるまいと思はれる。猶、この延享四年の翌々年即ち寛延二年に、當時の知事道粹が學衆の各室に標籍を造つたことが『萬檢雜牘』に見えるが、それは當時の學衆の部屋の配置を示してゐるから左に引用しておかう。

南第一間　知事所　　同東廂　記籍所
南第二間　首座室　當職知事　　同第三間　同同副
同第四間　新隷室　　同第五間　耆年室　八・九・十年
北第一間　臘滿室　十六年已上　　同第二間　下座室　三年已下、再入接之
同第三間　上座室　十一年已上　　同第四間　中座室　四年已上

元文二年改築の後、數年を經て講堂の重修が企てられた。而して延享五年(寛延元年)の頃より學林で資金を調達し初めたが、大阪廣岡氏の施入のあつたことは次下第十章第一節及び第二節に述ぶるが如くである。この工事は寶暦元年(寛延四年)に着手し、翌二年完成したものでその經過は『萬檢雜牘』によつて知ることが出

來る。

先づ當時學林の境内が狹隘であつたので、その地所を擴張せんとし、初め西洞院裏にて南北十五間、東西五間の添へ地を得るやうに計畫したが、民家の希望や、町奉行の調停等によつて、結局南北十二間、東西四間を買收して、地所を廣め、南北九間の講堂を建設することゝなつた。添地買收の手續の終つたのは寶曆元年七月八日であるが、これより先き六月二日には、敷地平均のため古講堂は除去され、工事中は講舍として古阿彌陀堂が用ゐられることになつた。而してその後八月十四日、本山から寺内に命じて地築を始行せしめ、九月三日石築始行あり、次いで同月二十三日立柱、十月五日上棟を畢つた。棟領は水口若狹であつた。斯くて年を越えて二年四月八日に至り、工事も殆んど終了したゝめであらう、本山坊官や、町役人の講堂檢分あり、また「講堂及ニ大破一候處、廣岡氏再建之段及ニ見分一遂ニ言上一候、御門主樣御滿悅言上被仰出一候者、從レ是已後講堂不レ及ニ破損一樣後々之知事江可ニ申遣一旨」坊官より看護觀亮に申達があつた。而して同月十四日午中尅遷佛の法會があり、翌日から今年度の夏安居が開筵されたのである。

この度の改築によつて、學林は地域も擴張し、講堂初め大門、食堂も改築されて相當規模を大にしたことは云ふ迄もない。然しこの中、講堂は南北九間と云ふ以外に、東西の間數は傳へられてゐない。元祿再興の講堂が五間に六間であつたことを思ふと、この度改築された講堂は南北九間に對し、東西五間乃至六間であつたであらうと思はれる。而して衆寮その他は如何であつたか、『萬檢』には何等記錄がない。恐らく舊態のまゝであつたのであらう。

この後寶曆十三年に至り、講堂以外の一部の建物が改築された。『萬檢雜牘』是年の條に、

今年從ニ正月一至ニ四月七日一、食堂門・衆寮・閱寮玄關表側高塀等再建成就如ニ別記一

と云へるもの是れである。こゝに謂はゆる「別記」は傳つてゐないので、その詳細は明かにし難いが、それについて參照すべき一二の記錄がある。寶曆十三年正月廣岡如榮は故久西の小祥忌を學林に修し、その志として銀八貫を施入して食堂を建てた。そこで所化等はその恩を謝してその後久西の命日には讀經したことが『萬檢雜牘』に見えるが、これについては猶次下の第十章第一節に述べるから、今はそれに讓らう。またこの年春南隣蓮光寺の地面表口一間半一尺六寸、裏行十四間四尺を買得し、二月十日正式に手續を終り、次いで三月には、銀四百匁を投じて町内諸役永代免除となし、更に油小路藤野家の玄關唐破風を本山から下されたので、閱藏閣の南面にこれを備へたこと等が『萬檢雜牘』によつて知られ、それ等が右の食堂門、衆寮其他の改築と關聯あることを思はしむるものがある。更に次節に述べる天明八年學林類燒の記事によれば當時の衆寮が南北二棟あつたと考ふべきである。若し然れば、右の寶曆十三年の改築後天明八年まで、衆寮造營のことは見えないから、二棟となつたのは、この度の造營であつたと見るべきである。『學林舊記』に所化の寮を波羅蜜寮と四依寮とした記事があり、それには年記はないが、享保十九年と寶曆十三年との記事の間にあるから、寶曆頃のものと考へられ、而かも所化の寮が二棟記されてゐるより見て

恐らく上述の寶暦十三年改築の衆寮を示したものと思はれる。左にこれを引用しやう。

波羅密寮

攝慳窩	上座室	兼簡寮	同宿下座新隷
清涼舍	新隷室	兼淨頭	
耐辱巖	耆年室	兼厨司	同　寮　或同　階若新隷
策勤居	中座室	兼厨司	同　寮　或同　階若新隷
禪那窟	下座室	兼淨頭	
般若窻	臘滿室	兼司教	同宿下座新隷

・四依寮

依法居	耆年室	兼厨司	同宿中座
依義舍	下座室	兼淨頭	
了義窟	新隷室	同上	
依智巖	臘滿室	兼司教或座新隷	

以つて當時の所化寮や各室の名稱或は所化分宿の狀況等推察すべきものがあり、斯うした名稱の用ゐられてゐるところに、當時の所化寮の雰圍氣を思はしむるものがあらう。次下に述べる天明四年廣岡氏が別邸を寄附し、それを能化の居室と定めたことについて、翌五年四月所化寮の所化分宿の室を變更したことを記した『萬檢雜牘』の記事の中に、「一、習憚窟を見習知事寮と相定候事」と云つてゐるが、この習憚屈の名は右に掲げた所化の室名に見えない點から考へて、如上の室の名稱も後に變更されたことがあつたと思はれる。

以上は所化の寮についてゞあるが、猶、閲寮はこの後明和二年二月に、講堂は安永九年正月に各々修理を加へてゐる。

天明四年七月下旬、智洞は大阪尊光寺で『阿彌陀經』を講談した。その節、加島屋廣岡久右衞門の京都西洞院の別邸を學林に寄附することを勸めたところ、加島屋では、丁度先代正西が去年十二月十六日に歿し、永代經上納の志願があつたので、右別邸を永代經として寄進することゝなつた。そこで、加島屋は町方と相謀つて、別邸の永代諸役を清算し、十月三日、學林に於いて法會を勤修し、その席上で正式に寄進を受け、毎月十六日永代讀經すべきことを約した。次いで同五日、別邸の建物、及び疊・建具、其他土藏・門側の建物、並に庭園の手水鉢・石燈籠・樹木等すべて現狀のまゝ學林に引きついで、その年を越えた。學林では、右の建物は能化の居室となす豫定であつたが、大分荒れてゐるので相當修理を要するし、それには費用も都合せねばならなかつたので、ともかく今春は風雨を防ぐ程度にとゞめ、修理の工夫もしたい積りであつたが、能化功存は既に頽齡であり、また特に好みもないと云ふので、今夏から使用することを希望した。そこで三月中旬から、水口若狹に命じて修理せしめ、この月功存の入洛するや、未だ修理中であつたに拘らず、直にこの邸に入つた。而して從來能化は閲寮に居住したのであつたが、こゝに於いてそ

れが不用となつたので、今まで手狹であつた知事・看護所を閤寮に移し、從來の衆寮二階の看護所は古臘室となし、階下の二間は臘上衆評の會所と變更した。これは四月六日のことで、直に各室の標札を打ち改めた。(萬檢雜牘)

四　天明の類燒と再建

天明八年正月晦日午前五時河東の一角に失した火は、折しも激しい東南の風に擴大されて、禁闕を初め奉り、二條城以下公卿・武家の邸宅や社寺の堂宇と無數の民家を燒き拂ふた。類燒の町二千町と云はれ、實に應仁以來の京の大火と稱されてゐる。この火は西洞院より西に伸びて、學林に及んだのは午後三時頃であつたが、この後夜に入つて、遂に何回かの移建と幾度かの改築とを經て、漸次規模を大にし、次第に體制を整へ來つた學林を全く烏有に歸せしめ、灰燼と化せしめた。時の看護沁水は『萬檢雜牘』の中に、學林類燒を次の如く傳へてゐる。

一、正月晦日曉天七時河東より出火、東風烈しくして六ツ時飛火河を越へ、寺町高辻上る永養寺に移り、次第に彌り、五ツ半時佛光寺御本山に移り、暫時の間に諸堂悉く燒失、夫より、因幡堂燒失、火勢ます〳〵熾盛にして暴風しきりに、戸々にうつり速かなる事は水の流るゝか如し、當學林は八ツ半時西洞院より火移り、大講堂の裏より燒出、閻藏閣並に役所え火分り・北寮續上集會所・食堂・南寮等半時許りに燒失す、閻藏閣・土藏は明る朔日朝六時内より燃出候、御經藏の儀は晦日夜七ツ時食堂番淨助(傭助事)地燒之中に分入、戸を開き候故殘り候、閻寮之土藏も心掛け候得共、地燒甚しく土地迫候故心外なから不能二其義一候との事に候、學林御寶物書記類等之用物取退は晦日四ツ半時、油小路道祖神まで出置候、御佛具金物類は庭前井戸の中に沈め候、同夜六ツ半の比七條通甚危く相見へ候故、竹田覺城房方か或は丸山晴阿彌(巡察)方え立退度候に付、大和藥洲伊賀正應兩人右の方被レ參、人足工面有レ之候得共、古今稀なる大變騷動之事故、人足壹人も無レ之、早速立歸り、所化六人に而稻荷御旅所南野中まて右之用物取のけ候、尤學林役所掛り之所化中は學林事濟候上は、御殿へ相詰め居候、學林之用物守護いたし終夜野中に在候兩三輩、雨降り風强く春寒難レ堪事に候、食事の義は學林立退き候前、淨助に申付米壹斗はかり炊かせ持せ退き候故、所化中諸共朔日の夜まて艱難を凌候事

この記錄によつて、學林類燒の狀況は凡そ推察することが出來る。本山では阿彌陀堂の門・鼓樓・茶所等は同夜四ツ半(午後十一時)より八ツ時(午前二時)迄に燒失し兩御堂や御殿は六條村の鳶方の獻身的努力によつて、幸ひ災を逃れた。然し御眞影・御本尊・歷代御影其他は兩門主等と共に晝九ツ時(午後零時)尼寺大通寺へ立退き、更に七ツ時(午後四時)伏見の掛所に避難された。學林の本尊及び諸記錄類は前記竹田覺城方に預けた。

鎭火したのは二月朔日七ツ時(午後四時)であるが、地燒土藏の火等は、三日まで殘つてゐたと云ふ。本山御眞影等の還御は二日七ツ半時(午後五時)に入御され、所化等も亦供奉した。この火事について學林所化の手配が『萬檢』に記されてある。

御眞影供奉五人

上座　越前界雄
中座　伊豆隆憲
同　　信濃弘鎧
下座　大阪濯心

學林役所掛り六人

御本山御經藏
將軍家御位牌掛り
都合十三人

新隷　但馬信順
上座　大和萊州
耆年　江州萊洞
中座　伊勢惠深
下座　泉州覺雄
同　伊賀正應
新隷　備前秦嶺
外食堂番　淨助
臘滿　近江眞空
監護　近江沁水

次に、鎭火後の狀況を一言すれば、先づ鎭火と共に二日に、能化功存と大阪加島屋へ類燒の旨通知した。五日には、本山より、火災に際して働いた所化へ褒賞があつたが、六日には、學林から本山に見舞を上納した。十一日には攝津智寬が學林灰掻の手傳人夫を上京させたが、到底不足であつたので、十四日から特別に人夫を傭ひ入れた。講堂が類燒したので、早くより、今夏の講談所を何處とするかの議があつたが、十五日に至り、本山集會所借用を願ひ出で、二十八日に許可せられたから、學林境内正面に、その旨高札を建てゝ掲示した。この二十八日には、學林境内惣園の竹木・繩等も攝津智寬の扱ひで學林に到着してゐるが、また加島屋から火事見舞として、米二俵・味噌一桶・大根漬一桶等が到着し、大阪淨光寺・播州專精寺等からもそれ〴〵見舞が届けられた。猶、學林では、講堂再建の節には境内を擴張したいと云ふ意向が已前からあつたので、この月二十三日、その旨を本山に願ひ出てゐるが、このことは更に後に至つて言及しよう。

三月に入つて、先づ九日に學林の惣園が成就したが、これには人夫八十人を要した。次いで二十日に、能化の宿所は下魚棚堀川角專修寺と定められ、追々修理が加へられた。能化の入洛は翌月四日で、この後こゝが假閣藏閣とされた。また同じく三月二十日から經藏の差掛の工事が始まり、食堂が上棟した。共に非常に工事を急いだので、經藏の方は早く成就したが、二間に一間の廣さである。食堂は四月七日に成就した。五間に二間半の建物で、上三分は佛間並に知事所、中は食堂、下は庫裡としたのである。

斯くて四月十四日に至り、學林本尊を本山集會所に遷座し、十五日より開講した。而してこの後寬政三年まで四箇年の夏講は、こゝに開講されたのである。それはともかく、この開講中から、學林再建の計畫は次第に進められた。卽ち四月十九日には石州仰誓・豆州求道の兩人が大阪に下り、二十一日加島屋の主人に面談して再建を依頼したが、加島屋でも祖先の芳躅を追ふて承諾した。學林内部では、隨時見舞金を學林に納むべきことや、例年上座上昇者が行ふ饗應や、また一般所化の靈山會等を停止して、それ等の入貲金を學林常住物に納むべきことを規定し、更に學林再建募緣簿を印刷し、これを歸國する所化に任意の冊數を渡し、地方から募財する方策をも立てた。七月朔日能化功存が、歸國に當つて金子五十兩を寄進

したのも、右の如き學林再建の募緣を示すものである。尤も一方では、大火後のことで、諸物價が高騰し滯在所化の負擔も多いわけであるから、滯在日數や償贖銀等も臨時減少して、所化の生活をも考慮した事情もある。五月朔日正午より夕方まで大衆一同出動し、燒跡の破瓦燼灰等を悉く掻除し、以て奉仕に勤めた。この後暫らく學林再建に關する記事が見えぬが、十一月に至ると、閱藏閣對面所が凡そ完成し、その九尺床に本尊を安置して假佛殿となし、從來食堂にあつたこの西の一間に移した。而して十九日に學林の報恩講を修してゐるが、この建物は加島屋の配慮によるものであつた。斯うした普請があつたので、この年の秋講は行はれなかつた。

翌年正月改元して寬政元年となつたが、この年四月六日學林の南邊に假知事所が造られた。これは當年夏講開筵に備へたもので、またこの月九日には、學林再建の募緣簿一千冊印刷を商人に命じてゐるが、これは六月三日に諸國の臘滿に發送したのである。これより先昨年五月末越前同行中から、閱寮材木寄進の議あり、それが未だ到着してゐなかつたところ、この四月に發送の通知があつたものか、十三日に學林から加島屋へ運賃八兩の支拂を依頼し、併せて講堂再建のことを謀つてゐる。而して五月二十日加島屋との間に、材木到着次第普請にとりかゝる相談が結ばれたが、それが閏六月成就したらしく、この月十一日に谷川元庸が閱寮能化の居室の畫を完成してゐる。次いで八月五日、智洞は大阪に下り、加島屋に寮舍や講堂の再建を依頼し、若しそれが不可能ならば、銀二十兩借用したい旨を申し出た。而してこの月十一日より經藏の地均を始め、九月には經藏を引き移し、翌年正月にも手を加へんとしてゐるが、寮舍のことは所見がない。

學林類燒直後、地域擴張を本山に願ひ出たことは先に一言したが、その後、この問題は如何に推移したか。初め學林では、今の場所は狹隘なので他に移轉したい希望があり、火災前にも出願したことがあつたが、町名も學林町として既に公儀でも扱はれてゐて、それも不都合であるから、この火災を機會に、奥行を西洞院まで擴げて、三十間四面位に擴張したいと願つたのであつた。然し、これには町家も動かさねばならぬので、その後主として智洞が町奉行蒲生圖書と交涉に當つたのである。而して寬政元年六月、及び同二年正月兩度の會談を重ねたが、遂に二年六月に至り、圖書より町内に相謀り、二十七日結局南北十六間東西四間の地所を、金子八十兩餘で讓り受けたのである。

斯くて類燒後の學林は次第に復興の緒に就き、今や地域も擴張せられて來たが、その中心たる講堂は未だ再建されない。上來の叙述にも注意した如く、學林からは屢〻加島屋にそのことを依頼し、先方も一應それを承諾してゐるのであるが、色々の事情で容易に實現せず、寬政二年九月學林から復た加島屋にこのことを相謀つたが、時節柄公儀への憚もあるとて進捗せず、十月朔日も同樣に相談したけれども、これも何等具體的に進捗しなかつた。然し、翌三年二月に至り、講堂の古礎石を掘り起し地を平均してゐるから、その後愈〻再建實現の時機が到來したやうである。然らば、この講堂は、その後如何にして再建成就した

かと云ふに、現存『萬檢雜講』は寛政三年四月を終として、その後數年間を逸して傳へないから、その詳細を知るを得ないことは洵に遺憾である。而かもまた外にこのことを傳へた文獻を見出さぬのであるが、たゞ『學林沿革志』寛政三年の條に、是年特に學林を再建せんとし、大阪廣岡氏が、前看護越前智藏はその性著實にして才幹あり、毎事疎脫なき人であるからと云ふので重任せしめんことを能化に請ふたことが見えて居り、このことまた『知事看護名簿』にも傳ふるところである。而して翌四年の再建成就については、『沿革志』に、「四月講堂再造成る、十四日遷佛會を行ひ、翌日より結夏す、功存正信偈を講ず」とあるばかりである。所傳甚だ簡單であるが、右に云ふ如く、現存の記錄ではこれを以てその一斑を推知するの外はない。

第六章　講筵の擴充

一　擴充の狀態

學寮創建以來、わが學苑に於いては、連綿として講筵が布かれてゐる。尤もその間、講者の都合や曩内の騒動によつて缺講になつた年もある。また記錄が不備なるため、講書並に講者を明かにし得ない年が少くないけれども、大體に於いて累年不缺に講席が設けられてゐたのである。そして年月を經過するに從ひ、幾分の盛衰はあつたとは云へ、概して發展擴充の一路を辿り、講筵の種類、講者の人數、講書の選擇等にいろ〳〵の變化を示してゐる。卽ち講筵の種類より云へば、本講・代講・副講・內講・附講・春講・秋講・冬講等が年を追ふて設けられ、講者の數も亦、年に依つて出入があり、講書の選擇にも、時代によつて特殊の傾向を看取し得るのである。本章に於いては、かゝる諸點を注意しつゝ、能化時代に於ける講筵擴充の狀態を概觀してみようと思ふ。尤も年々開講の詳細は、本書卷末の年表を參照せられたい。

本曩に於いて、講筵の濫觴をなせるものは、寛永十七年の安居に於ける准玄の『和讃』講義である。師はこの年能化に任ぜられるや上洛して來たが、曩內には能化の住居がないので、所化寮の西方の端二間を一つにして玆に居り、四月十五日より講釋を始めた。講書は『和讃』である。その後、寛永十八年より正保三年に至る六年間は、今日記錄を缺き詳細を知ることを得ないが、祐俊の『學寮造立事』によれば、准玄は寛永十七年の安居が終つても、右の處に居住し、「翌年夏より又經・選擇抔時々讀被申候て、正保三年丙戌之夏迄者(前後七年也)光善寺能化に候き」とあり、また「光善寺は去(正保四年丁亥)三月、學寮普請之前より河州出口之私宅へ下リ被申候」とあるから、在職中は常に曩內に掛錫し、教授に任じてゐたことを知り得る。從つて年々相續して安居の講肆の張られたことも亦想像に難くないのである。

西吟は准玄の歸國後間もなく能化職に就き、正保四年九月十二日より『阿彌陀經』を講じてゐる。翌慶安

元年には正月二十三日より歸國し、八月十四日に上洛してゐるが、年内には講席を設けなかつた。越えて慶安二年正月二十三日よりは『大無量壽經』の講釋を始めてゐるが、その後二年間は明かでない。承應元年には、七月下旬に西吟の上京を待つて、十月八日より『安樂集』が開講されてゐるが、翌承應二年正月には、肥後熊本の延壽寺月感上京し來り、西吟彈劾の火蓋を切り、ここに端なくも一大騷擾が勃起し、學黌の講肆は一時停止するの止むなきに至つてゐる。所謂承應閣牆とはこれであつて、その詳細は後に章を改めて叙べるところがあらう。

明曆元年には、西吟が佛照寺に於いて、『起信論』を講じたことが、『學寮造立事』に記されてあるが、これは永々滯京してをりながら、講釋の無いのは、他の聞えも如何あらんといふ外見上の施設であつたらしいから、十月十九日より始められて、月中に終つてゐるといふ、極めて短期間のものであつたやうだ。西吟は、同年十一月に歸國し、翌二年六月十五日には、本山の召に應じて上京してゐるが、この時も、亦講筵を張ることをせなかつた。これは、西吟故國の領主小笠原右近が、江戸より歸國の途次、大津まで西吟を呼寄せ、京都に於いて講肆を張ることを中止するやう勸告せるによるものである。蓋し承應閣牆は事學黌より起り、これが爲に幕府は、黌舍を壞たしめたる程であるから、西吟をして、その責任上遠慮せしめたのであらう。かくて西吟は、寬文三年七月十五日に寂するまで七箇年間、學黌に於ける講席を設くることなくして終つてゐる。

西吟の歿後、知空・戒空・閑隆の三人が能化代役を命せられ、代る〳〵講學に任じたことは前述の通りであるが、その後寬文三年より元祿十三年に至る三十八年間は、本黌に於ける講筵の明確を缺けることは、『本黌講書目錄』や『學林年譜』に云へる通りである。殊に『年譜』は、寬政五年八月三十一日看護泌水より、本山へ呈出せるものであるから、この時分に、已に記錄を缺いてゐたことを知り得るのである。然しながら、この期間には、學黌は缺講してゐたといふのではなく、毎年學事は等閑に附されてゐたのではないであらう。『年譜』に、「寬文三年りよ延享四丁卯年迄凡八十六年之間之事跡委曲に難知然りと雖も歲々に春夏講談不闕に相勤候事は所化出席之帳面有之候」とあるによつても、想像し得るのである。併し記錄を缺ける今日に於いては、その詳細を知る由もないが、幸に『通紀』及び『御由緒年契』に極めて僅かながら、この期間の學黌の學事に言及してゐるところがあるので、よつて以つてその片鱗を窺ふことが出來る。而して元祿十四年より以後の學林の講事は、比較的詳細に記載された記錄があるので、われらはその大體を知り得るのである。

さて西吟歿後の講業を概觀すると、三人の能化代役の中、戒空の業跡に就いては全く記錄を缺き、閑隆またわづかに元祿十四年に『四帖疏』を講せることを知り得るに過ぎず、唯知空のみその講事の記錄を殘してゐるのである。而も知空にしても寬文三年以後三十八年間に於いては彼自らが學林に於いて講肆を張つた記錄は、僅かに寬文八年・九年・十年・十二年・延寶四年・元祿八年の六ケ年より外に見出すことが出

來ない。而して元祿十四年より以後は、途中二三年の不明なる部分もあるが、大體、連年安居の講筵が張られてゐたことを知り得るのである。但し安居は、學林に於いて催される慣例となつてゐたが、元祿十五年・十六年、及び寶永二年・六年・七年の五ケ年は、大阪別院に於いて設けられてあることを忘れてはならない。

さて以上は、知空自らの講業に就いて記して來たのであるが、知空時代の、學林講筵の特徴として數ふべきものは、代講と春講の制度が設けられたことである。代講とは、講主にあらざるものが、講主に代りて講ずることであり、春講とは、春季に於いて爲す講義であつて、この兩講の設置は、卽ち知空時代に於ける、講筵の擴充を意味するものと云はねばならぬ。

知空は、西吟の在世中、明曆二年に『論註』を、寬文二年には『淨土和讃』を講じたことが『本黌講書目錄』に記されてゐるが、これらが如何なる意味の講義であつたか明かでない。若し、これが學林に於いて、能化西吟に代つて爲せるものであるならば、本黌に於ける代講の嚆矢は、知空にありとせなければならぬが、その意味が明瞭でないから、確定的なる斷言を避けねばならぬ。『通紀』には、延寶五年四月には御堂衆善巧寺空吟、光瀨寺乘恩、尊超寺了海の三人が、本山の命により、學林に於いて學徒を統領し、空吟は『正信偈要解』を、乘恩は『選擇集』を、了海は『觀經元照疏』を講じたことが記されてゐる。この『通紀』の記述により、『本願寺派學事史』の如きはこれを以つて代講の嚆矢と稱してゐるが、西吟歿後は能化を決定せず、三人の能化代役を設けて講事を掌らしめてゐたのであるから、嚴密なる意味に於ける代講の有る筈がない。從つて延寶五年、空吟等の三人を以つて、代講と名づけるのは妥當でない。然らば代講の濫觴は何れに置くべきやといふに、事實の上はいざ知らず、記錄の上では正德二年にありと云はねばならぬ。『知空追日記』の「學林之由來」には、知空が大阪出役にて不在の爲に、正德二年には、峻諦及び性海を上洛せしめ、前者には善導の『四帖疏』を、後者には元照の『小經義疏』を代つて講せしめ、翌三年にも亦、性海をして元照の『觀經疏』を代つて講せしめたことが記されてある。この頃には戒空、閑隆既に亡く、知空が能化になつてゐた時代であるから、これは明確なる代講である。それ故に代講の權輿は、正德二年の峻諦・性海の講事にありと推定するのである。『學林沿革志』にも「正德二年四月知空越前峻諦、近江性海をあげて代講とす、代講の名之に始まる」といふてゐるが、正鵠を得た見解と思ふ。その後享保三年に知空が歿するまで、俊諦・性海の外に若霖がしば〳〵代講をつとめてゐるが、これは知空の發病や地方出張の爲に、彼自らが講席に臨むを得なかつたによるものである。

春講は『學林年譜』に寶永元年の春、大阪別院に於いて、知空が『選擇集』を講じたとあるのが記錄に於ける初見であるが、これは本黌に於ける開講ではない。本黌に於ける春講の最初は、翌寶永二年、知空が『淨土和讃』を講じたといふのがそれである。慶應三年八月晦日、學林に與へられた達書には、「春秋冬之三講者寶永二乙酉月演慈院知空能化以來例年開講有之候」とあるが、かやうに春講の起原を寶永二年に置く

は、本覺に於けるそれに限つたが爲であらう。春講の記錄は知空の時代には、その後、正德五年と享保二年との二回しか見出されないが、これは前記達書にある如く、例年開催されてゐたと見るべきものである かどうか、外に確證がないので、茲に遽かに斷言し得ない。秋講冬講のことも、達書には知空が創設したやうに記してあるが、同じく不明である。

かくて知空能化時代には、本講の外に代講春講の兩講が增加せられ、學林の講筵は次第に充實の一路を辿つたのである。

猶ほ知空能化の學事として忘れてはならないことは、知空の地方に於ける開講であつて、彼は或は江都の築地別院に、或は大阪の津村別院に、或は廣島の佛護寺に掛錫して、夫々講筵を設けてゐる。然しこれらのことに關しては、後の「地方出講」の章下に於いて記述したいと思ふから、こゝでは割愛して置かうと思ふ。

享保三年知空歿するや若霖能化となり、それより連年能化が不缺に本講を勤めてゐるが、殊に注意すべきは附講の設置である。附講とは本講に附隨して行ふ安居の講事であつて、若霖の能化任職の翌年享保四年に、能化自ら『大經』を講じ、これに配するに性海の『淨土和讃』と、峻諦の『四帖疏』の講事をもつてしてゐるが、これが記錄に於ける附講の初見とする。それより以後しば〳〵慈海、法霖を附講せしめ、殊に享保十一年より若霖の歿年たる享保二十年に至る十年間は、若霖法霖の二英匠が相並んで講肆を張り、その相狀はまことに壯觀を極めてゐる。知空時代、能化が兎角不在勝ちであつたのに比較してみると、一段の充實を認めずにはをれない。

法霖は能化就任後、僅か七年にして寂してゐるが、その間毎歲自ら本講をつとめ、蘊蓄を傾けて學徒の指導に任じた。この時代に於いて、特に注意すべきは、內講の制度の設けられたることである。元文三年法霖が法制五條を立てゝ衆衆に示したことは既述の通りであるが、その第二條には

一　學林本講並內講之節者申不及、其外就二法要一講堂へ出席之節、衣體御作法之通、可二相守一事

とあるが、この內講は、黌內の有志者の爲に、私に講筵を開かしむるをいふのであつて、これをもつて學林內講の權輿とするのである。

法霖の滅後十三年間は、謂はゆる能化闕員時代であつて、毎年學德優秀なる學匠を選擇して安居の代講をたらしめた。この時代に於いては、附講の數が著しく增加せられ、四名五名の學匠が、肩々相摩して講肆を張れることは、講筵の擴充として、特に注目すべき現象である。殊に延享四年の如き、若霖、法霖二師の年回に相當するといふ理由で、敎遠・凝翠・節山・道粹・尙賢・江雪・古貫・繼成等の臘上が相並んで講施をなし、一大壯觀を呈してゐる。

義敎は能化在職中、京都に常住せず、隔年に上洛し來つて學徒を提撕した。安居の講席の如きも、その歸國の年は、他の有力なる宗學者を擇び、己れに代つてこれに當らしめてゐる。講主たる者が、常に學林

に居て學徒を監督せず、隔年に代講を置くことは、この時に始めてその例を作つたのである。前代に於いて、漸く盛んならんとする狀態にあつた附講は、この頃になると連年、益々盛大に擧行されてゐるが、特に逸してはならないのは、秋講冬講の記錄の出現である。前にも一言せるやうに、慶應三年八月晦日の達書には、知空の頃、已に秋講冬講の制が創設されたやうに記されてあるが、事實この名稱の見出し得るのは、義敎の頃を最初とする。卽ち明和三年には、功存が秋講として『淨土和讃』を講じ、同四年には、同じく功存が秋講として『正像末和讃』を、冬講として正楷が『阿彌陀經』を講じてゐる。これは、學林の記錄に於いて現れた秋講冬講の初見である。

義敎に次いで能化となつた功存、並に智洞の時代は、時には宗學に秀でた學者を擇び、代講せしめたこともあつたが、大體に於いて、能化が安居の講席に望むことにしてゐた。而してその他の點に於いては、義敎の時代と大差がないやうである。

これを要するに、能化時代に於ける學林の講筵は、年を經るに從つて擴充の一路を辿り、次第に本講・代講・附講・內講・春講・秋講・冬講等の制度を整備し來つたのである。

二　講本と期間

能化時代に於ける講筵の種類は、前記の如き經路を以て擴充し來つたのであるが、講本は如何なるものが選擇されたか、これは、その時代の宗學界の傾向を知る上に於いて、等閑に附してはならぬ問題である。

淮玄・西吟の時代は『和讃』『大經』『小經』『安樂集』が採用せられたのみで、その選擇の範圍は極めて狹少である。これは宗學草創の際に於いては止むを得ぬことで、日常親炙する手近なる聖典を擇んだのであらう。唯この期間に注意すべきは、西吟が明曆元年に『起信論』を講じてゐることであるが、それも極めて短期間で全部を通講した譯ではない。かくて西吟までの學林は、その講筵は餘り振はなかつたやうであるが、知空の時代になると長足の進歩を示してゐる。卽ち宗乘に於いても餘乘に於いても、廣く各種の典籍を羅し來つて講本に備へ、學林の講席は規模を次第に擴張して行つたのである。宗乘及び餘乘の講本を列擧すれば左の通りである。

宗乘	三部經	安樂集	註
	四帖疏	選擇集	三帖和讃
餘乘	觀經元照疏	觀經妙宗鈔	
	四教義集解	淨土略論	楞嚴經
	維摩經	起信論	念佛三昧寶王論
	原人論		法華經

以上の講本の中で二度または三度講せられたるものもあるが、その種別は右の如くであつて、餘乘の講本は數に於いて宗典を凌駕せんとするの形勢にある。これ全く當時、宗學未だ草昧の域を脱せず、規律の整備せざるに依るものとは云へ、宗學の研究を、單に宗典のみに跼蹐せんとする點は大いに賞すべきものがあると思ふ。かゝる雄大なる攻學の方針は、若霖・法霖の時代を經て、能化闕員の時代に及び、正にその頂點に達し、義教・功存によつて持續されて行つたのである。左にその一例として若霖・法霖の時代及び能化闕員時代の講本の種別を表示して見よう。

(若霖法霖時代)

宗乘
- 大經　入出二門偈　論註
- 三帖和讃　安樂集讃　法事讃
- 往生禮讃　選擇集　四帖疏

餘乘
- 大經述文讃　辨惑論　維摩經
- 十義書　圓覺經　俱舍頌疏
- 起信論義記　仁王經合疏　大佛頂經文句
- 法華經入疏　觀經妙宗鈔　淨土或問
- 指要鈔

(能化闕員時代)

宗乘
- 大經　正信偈　觀經
- 淨土和讃　小經　正像末和讃
- 論註　四帖疏　讃阿彌陀佛偈
- 安樂集　選擇集　入出二門偈

餘乘
- 維摩經　華嚴五教章　四教義集註
- 教觀綱宗　源流章　因明纂解
- 起信論義記　七十五法名目

猶ほこの時代の講本として注意すべきことは、自撰の書並に先哲の遺著が擇ばれてゐることである。卽ち知空が寛文十年、及び寶永二年に、『論註翼解』を講じたのはこの濫觴であつて、次いで若霖は、享保二十年に「正信偈文軌」を講じ、法霖は、享保十八年に『笑螂臂』を、元文元年『文類聚鈔蹈涔記』を、同四年『二門偈窺班錄』を講じてゐるが、これ皆自著を講本とせるものである。先哲の遺著を講本に用ひたのは、延享四年の安居に於ける『正信偈文軌』『二門偈窺班錄』と、寛延二年の『文類聚鈔蹈涔記』であつて、これは如何に當時の學林の學匠が、今は亡き若霖・法霖の學德を景仰して居たかを示すものと思ふ。

さて下つて義教・功存の時代になると、宗乘餘乘の兩方面に亘つて、廣く講筵の設けられたことは別に

變りはないが、講本の選擇に於いて、次第に整備の時期に入つたことを認めねばならぬ。卽ち能化闕員時代までは、講本の選擇に一定の規定なく、極めて自由奔放であつたことは、開講年表を見ても直ちに看取し得るところである。然るに義敎が能化となるや、寶曆七年は附講につき左の如き規定を設けてゐる。

一附講五部、宗敎二部他書三部、但本講他敎則宗敎三部（萬檢雜牘）

これによると附講の數を五部とし、この中、二部は宗典、三部は餘典とするのであつて、これは本講が宗典の時のことである。若し本講が他部の場合は附講は宗典三部、餘典二部とするといふのである。尤もこの規定は、その後實行された年もあり、されざる年もあつて、あまり嚴守されてはゐないが、講筵の整理に着手したことだけは、否む譯には行かない。更に功存の時代になると、本講の講本が宗典に限定され、彼が能化在職二十七箇年間に、餘乘の典籍が本講に用ひられたのは、僅か安永九年の一箇年のみであり、智洞能化の時になると、全くこれを發見し得ない。能化闕員時代までは、本講の講本に、或は宗典あり或は餘典あつて、一定の規矩を缺けるに對比して、雲泥の相違あるを知らねばならぬ。

猶ほ義敎・功存の時に於いても、宗典と並んで他部の典籍が盛んに講せられたことは已に述べた通りであるが、その他部の中、前の時代に現れずして、特にこの時代に至つて、講本に採用されたものゝ名をあげると、左の如くである。

（義敎能化時代）

成唯識論　佛心印記　群疑論
百法論疏　般若心經　無關門
五教章　三論玄義　法相義
六物圖

（功存能化時代）

般舟三昧經　釋門自鏡錄　十不二門指要鈔
金錍論　維摩太子疏　入阿毘達磨論
十門辨惑論

これを要するに能化時代の學林に於ける講筵は、廣く宗乘餘乘の兩方面に跨り、極めて壯大なる規模の下に取行れたことが知られるのである。

最後に講筵の期間に就いて一言すれば、安居は若霖が享保八年に設けたる學鬮制法七條にも、「一九旬安居、德學是謀、能講閣書」等とあるから、九十日間行はれるのが原則となつてゐるらしいが、何時も正確に九十日間催されたといふのではない。卽ち四月十五日に開講の式、卽ち開繙式が擧行され、六月に入つて講了、卽ち滿講になることは終始變りはないが、唯六月の滿講日が一定してゐない。『學林萬檢』に現れたところでは、六月五日が最も早く、六月二十六日が最も遲いやうである。春講・秋講・冬講は安居のやうに一定の期間が規定されてないやうで、時宜に應じて春・秋・冬の三季に開講されたらしい。

三　學林の地方出講

中央の學庠たる學林に於ける講筵の狀況は、前來叙述の通りであるが、この外に、學林の學匠が地方に出張して開講したことが記錄に散見してゐる。これは後世の謂はゆる敎令講の權輿を爲すものと見るべきである。

記錄に顯れたところでは、地方出講の初見は知空である。これ蓋し知空は、その身能化の學職にありながら堂衆を兼ね、四方に奔走して、地方に居る機會が多かつたが爲であらう。『通紀』によると、天和二年二月、江戸築地別院に於いて『楞嚴經義疏』を開講し、學徒輻輳したとある。これは、彼が築地別院輪番中のことであるから、學林より、わざ〳〵出張したといふのではない。元祿十五年には、三月二十八日より六月十五日まで、大阪津村別院對面所に於いて『維摩經』を開講し、聽徒千人餘とあり、翌十六年にも、亦五月二十一日より六月二十九日まで、同じ津村別院の廣間に於いて、『選擇集』を肇講し、聽徒緇白合して二千人餘と記されてある。『龍谷講主傳』知空の下には、大阪開講に先だつこと五年、卽ち元祿十年に遠く錫を飛ばし、廣島の佛護寺に於いて『寶王論』の講筵を布けることが記されてゐる。知空門下の中に藝州の義鏡・理圓等の名を見出し得るのは、恐らくかゝる因緣に起因するものと思はれる。『學林年譜』には、大坂津村別院に於いて、寶永二年『正像末和讃』並びに『論註翼解』を、同六年『念佛三昧寶王論』を、翌七年に

は『安樂集』を開講したことが載せられてあつて、而もこれは學林安居としての意義があつたのである。かくて、學林學匠の地方出講は、既に知空に於いてこれを見出し得たのであるが、その後、若霖・法霖の時代には如何になつてゐたか、記錄が充分ならざる爲に、そのことを詳かにすることが出來ぬ。唯だ僅かに殘された資料よりすれば、別に出講した形跡を認め得られないが、これのみに依つて出講がなかつたと斷言することは出來ない。要するに不明である。降つて義敎・功存の時代になると、地方出講の記錄が處々に散見してゐるから、略々その事情を窺知し得るのである。

出講の場所としては、大阪の津村別院、和州の畝火御坊、河州の顯證寺、江州種村の本行寺、長州萩の清光寺、肥前佐賀の願正寺、肥後の元正寺等を數へ得る。これらの出講先と學林との交涉狀態を『萬檢』に顯れたところで拾ひ集めて見よう。津村別院は明和三年二月、時の學林看護僧錄が出張してゐるが、その時の講本は單に『祖鈔』とあるだけで、何の書であつたか明かでない。畝火御坊は、安永九年七月二十一日に能化功存が京洛を發向、二十三日より『選擇集』を開講し、八月二十四日に講竟つて歸京してゐる。顯證寺は、能化功存が天明元年六月十一日より『淨土論』を講じ、七月十二日に歸洛してゐるが、更に寬政元年の秋講には、玄仗が赴き、翌二年の秋講には忍成が行つてゐる。本行寺は、天明元年八月功存歸國の途次に立寄つたもので、同月十三日より『淨土和讃』を開講した。肥後元正寺は、天明四年五月七日に、翌五年夏の講僧を學林へ願出でてゐるから、これまた學林との交涉があつたことを知り得るのである。荻の淸光寺

は、天明三年・五年・六年、其寺に於ける講筵の滿了したことを學林へ報告しきたり、天明四年・八年・寛政二年には、その翌年夏の講僧を學林に對して願出でゝゐる。肥前の願正寺は、天明四年・六年に滿講の報告を學林へ齎し來り、天明八年・寛政元年・二年・三年に、翌年夏の講師を願出てゐるが、右の中、天明八年の分は豐前圓珠、寛政元年の分は肥前義成、寛政二年の分は京智洞へ命せられた。

以上は『學林萬檢』に散見する地方と學林との交涉を拾ひ集めたものであるが、これらの地方が、すべて毎年學林より講師を迎へて、開講したか否かといふ點は明瞭を缺いてゐる。然しながら、上述の如く河州顯證寺・長州淸光寺・肥前願正寺は、學林との關係が極めて濃厚であり、殆んど毎年學林より講僧を迎へたやうであるから、この三箇處は連年開講されたものではなからうか。

さて地方に於ける開講の時期であるが、これは近畿は秋又は春を選び、遠國は夏を選ばれたやうである。津村別院に於いて明和二年に催された僧鎔の講席は二月であり、畝火御坊に於ける安永九年の功存の開講も七月・八月であり、河州顯證寺の寛政元年と同二年の開講も亦秋である。尤もこの顯證寺の天明元年の開講は、六月十一日より催されてゐるが、これとても、この年は五月に閏月があつたので、安居は六月六日に滿講となり、安居終つて功存が出張したのである。江州本行寺にしても八月であるから、何れも皆畿内は秋又は春の季節が選擇されてゐることが知りうる。これ蓋し、夏中は、學林に於いて安居開催中であるから、近國に講席を張つて學徒を吸收し、學林の講筵を衰頽に導くことを慮つた結果である。寶曆十一年四月十七日の『萬檢』には次のやうな事が記されてゐる。卽ちこの年の四月、中座の阿波國出身の觀應なるものが、私黨を結び竊かに讃岐の寛水を請じ、五條烏丸光恩寺に於いて『法華經』並に『五敎章』を講せしめることにした、尤もこれは學林の本講の時刻を避けてゐたのであるが、事輕躁に涉り、安居の妨害になるといふので、學林に呼ばれて罪過に問はれた、猶ほ衆評の結果、安居九十日の間は、洛中の派內に於いては、講經の標を揭げて、學林の講場を妨ぐることなきやう取計はれたき旨を本山へ願出で、四月二十三日には、これが聽許され執政の連署をもつて、各方面へ達せられてゐる。これは事洛中に限るとは云へ、同樣の事が、畿内に於いて警戒されてゐたことを知り得るのである。これに對し長州淸光寺や、肥前願正寺や、肥後元正寺の講席は、その滿講の報告、講僧の願書によるとすべて夏中であるが、これは遙々京洛に上京し來り、學林に懸席するの便を有せざる遠國の向學の徒のために設けられた爲であらうと思ふ。

學林より地方へ出張せしめられる講僧は、如何なる人物が選ばれたかといふ點に就いては、甚だ明瞭を缺くけれども、少くとも學林に於ける附講經歷濟みのものが採用せられたらしい。寬政元年五月、肥前願正寺より來年の講師の願書が出てゐるが、それは同國の義成を差向けられたしといふ希望附きのものであつた。然るにこれを受取つた學林では、地方出講は、學林に於いて附講を勤めざるものは其任でないといふので、わざ〳〵義成に附講として『十二禮偈』を講せしめ、然る後に、彼を講僧として差向けることにしてゐる。これによつても、地方へ出講の學匠の資格は、能化以下附講經歷濟みのものなることが知り得る

のである。

第七章　學林前期の宗學

一　學林發達期の宗學

學林前期、卽ち能化制度の行はれた時代は、これを宗學の發達の程度、若しくはその特徴より區分すれば、凡そ三期に分割し得ると思ふ。卽ち准玄・西吟・知空・若霖の四代の間と、法霖より能化闕員時代を經て義敎に至る間と、功存・智洞の間である。准玄より若霖に至る間は、これを學林經營の方面よりいふも所謂學林の初期に屬し、着々としてその基礎を固めつゝあつた時期であるが、宗學の立場よりいふも未だ完成の域に達せず、孜々として、その發達に努めつゝあつた時代である。法霖より義敎に至る間は、學林の基礎愈〻固く、敎界の中心として學徒輻輳し、稀代の英匠轡を並べて輩出した時代で、學林全盛の域に到達したのである。功存・智洞の時代は、功存の存命中は、前期の盛況を持續し、能化の權勢は最頂に達したが、その裏面に於いては、彼の謬れる宗義上の主張は學林を毒し、派内宗侶に對する學林の信用を失墜し、その晩年には、在野學匠の學林への非難の聲漸く高く、智洞能化に至つて、終に三業惑亂の勃發となり、學林は在野學匠の正當なる主張の前に、潰えざるを得ざる破目に立至つた。

學林前期卽ち能化時代は、宗學の立場よりすれば大體以上のやうに區劃し得るから、以下の叙述は、學林發達期・學林全盛期・學林顚落期の三期に分つて、學林に於ける宗學の狀況を展望しようと思ふ。

さて學林發達期に、學林の宗學を指導してゐたのは、能化たる准玄・西吟・知空・若霖なるはいふまでもないが、外に能化にあらざる者が、學林の講壇に立てることをも注意せねばならぬ。准玄・西吟の時代には、一般學者にして學林に講せる記錄を見ないが、知空の時代になると閑隆・圓性・性海・若霖・峻諦等があり、若霖の時代には性海・峻諦の外、更に慈海・法霖等の名を見出し得る。これ等の人々は時の能化を補佐し、講學の任に當つてゐたのである。就中、閑隆・乘恩・圓性・性海は何れも知空とともに西吟の門下に屬し、峻諦は若霖と同じく知空門下の逸足である。圓性・知空・性海・慈海は、これに長兄たる江州高宮の圓照寺圓海を加へて五人兄弟であるが、何れも揃つて宗門の干城たりしは實に偉觀といふべきである。圓性・性海・慈海の傳は左の通りである。

圓性は京都粟田口眞覺寺の住にして、知空の肉兄である。慶安四年四月長兄圓海が江州高宮の圓照寺の主となつたので、父明性の嗣法として眞覺寺に住持した。元祿十四年四月『楞伽經』を侍講し、また嘗て遠州及び丹州に赴いて法難を平治したこともある。寶永五年四月十七日亡、年八十六。(通紀)

性海は江州高宮圓照寺に住し、長兄圓海の嗣となる。字は無涯、一名慈航といふ。知空の内弟、西吟の門下である。享保十二年正月十日化す、年八十四、宗主謚して誠實院といふ。(通紀)

慈海字は性謙、性海の嗣法となる。學を桃溪に受け享保十年夏、學林に於いて『大經玄槩』を講ず。嘗て親しく『大般若經』六百卷を寫し、その勇猛精進は古人に讓らざることを稱せられたといふ。延享三年六月十八日寂、時に年六十六、宗主謚して開善院といふ。(通紀)

峻諦の傳は『通紀』の外『眞宗僧寶傳』『清流紀談』等に出てゐるが、『通紀』が尤も要を得てゐる。それによれば師は越前之國勝授寺の住持、一名寂清といふ。福井本覺寺良秀の子で、延寶元年十歲にして勝授寺に入る。知空に從つて受學し、師に事ふること甚だ謹直、位院家にありながら己を卑ふすること奴隸の如くであつた。貞享五年九月、寂宗主その學を好むを聞き、命じて『紫柏語錄』を訓點せしめ、銀二十枚を賜ふたといふ。著書數種、後世恩澤を蒙ることが多い。某年『楞嚴經』を講せる時、知空は書を贈つて末世の法鏡なりと讃じ、享保四年八月宗主親しく進學圖の三字を書して與へた。享保六年正月五日福井への歸途暴疾あり、高屋村の民家に入つて念佛して亡ず、年五十八。

當時の學林學匠によりてものされた著書には如何なるものがあつたであらうか。『龍谷講主傳』『通紀』及び『教典誌』等によりて、その主なるものを擧示すれば左の法りである。上段の年號は著作年時を示す。

承應元年(講主傳)　知空　安樂集鉤閫七卷
承應二年　西吟　正信偈要解四卷
同　年　西吟　破邪問答三卷
明曆元年　西吟　客照問答二卷

同　三年　知空　淨土或問鉤隱一卷
萬治二年　同　正信偈助講二卷
同　三年(教典志)　同(講主傳)　三帖和讃首書三卷
同　三年(講主傳)　同(教典志)　論註纂解九卷
寬文元年　同　祖傳照蒙記九卷
同　四年　同　驚森含毫一卷
同　六年　同　金鑰記二卷
同　八年　同　遺教經論疏節要補註私考一卷
天和三年　性海　正信偈要解刊定記三卷
同　三年　同　大經顯宗疏十七卷
元祿四年　峻諦　淨土眞宗略名目圖一卷
同　五年　同　北窓偶談一卷
固　十三年　同　大經會疏十卷
享保十九年　若霖　正信偈文軌五卷
年時未詳　西吟　無量壽經科玄概一卷
同　同　畫圖略要鈔一卷
同　同　妙法蓮華經觀世音菩門品鈔一卷
同　峻諦　觀經會疏二十卷

德川治世に於ける眞宗末徒の著書として、その嚆矢をなすものは、恐らく長福寺慶秀の『正信偈私記』三卷であつて、これは實に慶長十年の上梓に係つてゐる。次いで元和八年になれる京九條西光寺祐從の『宗祖三百五十年忌法事記』一卷、寛永八年になれる祐從の子祐俊の『准宗主送終記』一卷等を擧げねばならぬが、これらの著作は何れも學林學匠の手に成り、而も學的著述としては、知空の『安樂集鑰聞』をもつて最古のものとせなければならない。尤も『龍谷講主傳』西吟の下には「吟著無量壽經疏正信偈要解」とあり、これをもつてわが宗學者の著すところの註疏の始めとしてゐる。『要解』は次にのべるであらう如く『鑰聞』に一年後れるものであり、『無量壽經玄概』のことであらうが、この『玄概』は著作年時不明である。西吟は、慶安二年に大經を安居に講じてゐるから、若し本書がその時の講錄とすれば、これをもつて『鑰聞』に先だつものとせねばならぬが、今は年時未詳であるから、『鑰聞』をもつて一應最古の註疏としたのである。同じく西吟の『普門品鈔』『畫圖略要鈔』も亦著作年時未詳であるから同樣である。『鑰聞』は、知空が西吟の安樂集講說を聞き、年十九にして著したものである。知空はこのほか、二十四歲にして『和讃首書思齊記』を著してゐるが、二十七歲にして『論註翼解』を、もつて彼が、如何に卓拔せる英才なりしかを想像し得るのである。『正信偈要解』は承應二年に西吟の著すところで、明曆二年に上梓されてゐる。古來本派末徒の宗典註疏の梓行は『要解』をもつて嚆矢とされてゐるが、わが學林に於ける上梓の權輿も、亦本書にありと云はねばならぬ。性海の『正信偈要解刊定記』は、

世の『正信偈要解』を講ずる學者が、文に拘つて義を害することあるを慨みとし、要解を刪補修飾したもので、西吟に取つて、性海は孝兒孫と謂ふべきである。性海は、外に『大經顯宗疏』を著してゐるが、これは派内に於ける大經註疏の先頭である。峻諦は、『大經會疏』及び『觀經會疏』を製してゐるが、後者は今日傳らない。若霖の『正信偈文軌』は、その解義よりいふも、その文章よりいふも、この時代の掉尾を飾る名著であつて、今日に於いても、月筌の『正信偈勦說』と並び稱されてゐるのである。

さて以上の諸書は、等しく學林初期に成れるものとは云へ、時期によりて、大いに巧拙精麤の別があつて、概して云へば、知空までの著作は、その解義未だ混沌草昧の域を脫せず、やゝともすれば奇激なる說をなし、後世の宗學の精細穩健なるに比すべくもない。然しながらそれ以後になると、聖淨、眞僞、行信の論に於いては未だ分明ならず、時としては隔靴搔痒の感なきにあらざるも、文辭言句の訓詁的解釋に於いては、廣く外典の知識に訴へ、餘乘の學に參酌し、瑕瑾少く殆んど後代に讓らざるものあるを見る。『大經顯宗記』の如き、『大經會疏』の如き、考證該博にして、或は異譯を對校し、或は他經を引用して詳細を極め、殊に『文軌』の如きは、古今の名著として謳れてゐるのである。かくの如く、時代の前後によつて大いに差別するところがあるが、これらの諸著は、何れも後世宗學の草分けをなしたる點で、大いに意義があり、後代の宗學者は、多かれ少かれ、皆その影響を受けてゐるのである。

さて以上の如き學林の學匠が、以上の如き著述の中に吐露してゐる宗學は、如何なる點にその特徵があ

り、如何なる程度の學的水準に達してゐたのであらうか。惟ふに、わが眞宗教學の發展經路は、最初對外的の問題たる衆生論・佛土論等の聖淨相對の研究よりその歩を進め、次第に對内的の問題に移り、眞假論・行信論等の討究に到達してゐる。卽ち外より内に、庵より細へと赴いたかの觀がある。いま學林初期の宗學は、中心問題が聖淨論にあつたことは、その特色の最も大なるもので、かゝる事實は、安居講義の大半が、一般聖道佛教の典籍に就いてなされてゐることに依つても首肯し得るところである。これより當時の學林宗學の傾向を窺知しようとするのであるが、それには、學林を代表する歴代能化に就て調査するのが最も便利である。但しその學說を詳說することは、本書の性質上、割愛しなければならないから、いまは唯聖淨論及び宗學の中心問題たる行信論研究の一端を述べ、もつて當代宗學の傾向を卜したいと思ふ。

淮玄の宗學は、今日遺著もなく、安居の講錄も殘されてゐないから、これを知る由もないが、西吟の宗學と大差なきものと見て誤りはないであらう。西吟の學風は、聖道通途の理談の上に眞宗教義を打ち立て、一般佛教の道理によつて宗義を莊嚴しようとするにあつたことは、その著『客照問答集』に現はれたところで知ることが出來る。事實西吟の著書を見ると、一箇の法門を說くにしても、常に事を語り理を述べ、事理融卽して解明せるものが多いが、これが皆宗義莊嚴の爲であるといふのであるから、その意圖は大いに諒とすべきである。併し惜むらくは、その事理の間に廢立を設け、理は廢し、事は立するといふ取捨を分明してゐない場合が多い。その一例を擧ぐれば、『正信偈要解』に「應信如來如實言」の信の字を釋し、これに二門を設けて、一は我が心性はこれ彌陀なりと信じ、二は西方に彌陀ありと信ずると云ひ、理事二種の信心を說いてゐるが如き卽ちそれである。かの承應閱藏の時、月感より自性唯心の理談を好み、聖淨二門の差別を混亂せしめると非難されたのは、たとひ西吟の本意は眞宗安心の本領を充分に辨へてゐたとは云へ、彼にも亦幾分の缺點がなかつたとは云ひ得ない。西吟の宗學は、月感の攻むるが如く、自性唯心の理談に沈めるものと評するのは聊か酷であるけれども、宗義發揚の點に於いて、間然する所があつたことを否む譯にゆかない。然し宗學初開の運に當り、兎も角も宗學の體形を整へ、後世宗學者の歩むべき進路を指示せし勳功は、大いに認めねばならない。

次の知空は大いに西吟學說の短所を補正し、眞宗の特色を明確にすることに努力したやうであるから、西吟にあるが如き宗義的缺點を脫却し、聖淨二門の分界は著しく明瞭にされてゐる。これは彼の著書『正信偈助講』や『高僧和讃首書』等を繙けば、直ちに看取し得るであらう。しかし彼とても亦、未だ原始宗學の域を全脫し得ず、宗義の發揮に於いて充全ならざる點が認められる。かの『論註翼解』に、淨土門内に於いて上機と下機とを分ち、上機は觀正稱兼、下機は稱正觀兼であつて、これが萬機普益の意なりとするが如き卽ちその一例である。されば知空の宗學史上に於ける功勞は、大は卽ち大であるが、その反面に完璧ならざるものの存することも亦事實である。知空門下の雙璧に若霖と月筌との二師がある。二師はその學識相匹儔し、一は學職にあつて一派の學政を司り、他は野にあつて德化を道俗に施した。西吟・知空の宗

學は、徒らに天台・華嚴等の餘部の諸經論を引證模倣するにつとめ、宗學としては索然たるものがあつたが、若霖・月筌に至るに及んで、その學力大いに進み、眞宗獨自の立場が明晰に認識され、宗學の問題は、ここに至つて漸くその所在が明白になつたかの感がある。この間の消息は若霖の『文軌』、月筌の『勦說』を一見すれば直ちに看取し得るであらう。殊に若霖は聖道門に對し淨土敎の優越性を確立するに努め、『正信偈文軌開首』には次の如くいふてゐる。

> 然るに淨土の學者往往他の圓融卽具の談を羨み、我淨土敎に於いて自ら隔別取捨の麤淺に似たるを鄙恥し、其言を建て宗を弘むるの際に、或は彼義旨を竊取し、或は彼名相に摹擬して以て抗衡して並びに馳せんと欲し、殊に超世の本願獨拔の眞宗却つて他の門戶に傍するを知らず、哀れなるかな、下りては自ら彼敎の範圍に入り、企て及ぼして肩を齊ふし優劣なきことを形す、更に下りては彼徧權中に甘處して以て其所を得ると爲す、雞肋尊拳を避くるに似たりと雖も、其實は我敎を以て慊らずと爲すが故なり、甚だ悲しからずや

これは彼が宗學に於ける終始一貫せる態度であつて、かの西吟・知空の宗學に比して隔世の感あるを認めずにはをられない。かの性他力修他力の說の如き、後世學者の間に兎角の批判があるが、眞宗獨自の特徵を打出した學說としては、大いに注目すべきものがある。それはとにかく若霖が眞宗の優越性を確立するに努力するとともに、豐富なる餘乘の知識をもつて、宗學の難問題に、快刀亂麻を斷つが如き調理を與へた風光は、到底後世凡庸宗學者の企及し得べきところではない。

これを要するに、學林初期の宗學は、その主力が聖淨論に傾注されたところに特徵があつて、最初は聖道の理談を羨み、それに阿諛するが如き傾向があつたが、時を經るに從つて、次第に淨土眞宗の獨自性と優越性とを確立せんとするに至つたのである。猶ほこの時代の行信論に一言するならば、宗學に於いて占むべき分野としても極めて狹少で、聖淨論に比すべくもないが、その學說に於いても、亦極めて幼稚粗笨たるを脫れない。西吟・知空ともに能行立信說であり、若霖に至つて、纔かに所行思想の萠芽と覺しきものを見出し得るけれども、これとても未だ能行的色彩が濃厚である。殊に行信の關係を論ずるに至つては、何れも論理の周密を缺き、概ね信行同時說となり、後世の精妙を極めた行信論に比すべくもない。

二　學林全盛期の宗學

全盛期の學林宗學界を代表するものは、能化たる法霖・義敎であることは明かであるが、外に能化缺員時代の代講者たる高霖・致遠・慈海・慧鐺・義敎・性均・智暹・古貫及び義敎時代の代講者たる道粹・僧樸・繼成・功存・天倪・敎乘等の名を逸してはならぬ。このなか、學林宗學を代表するものは法霖門下たる高霖・致遠・道粹・僧樸・天倪・繼成等であつて、殊に道粹・僧樸は霖門の統帥として學界に重きをなし、大坂の泰巖と共に常に學林に出入して義敎に代つて學徒を奬勵したのである。而して泰巖は月筌の逸足であり、僧樸は日溪の衣鉢を傳へ、ともに師說を啓拓發揮し、本派學事の上に偉大なる足跡を遺してゐる。殊に僧樸の如きは本派の學事史上、稀に見る大敎育家であつて、その門下に數多の英才を出し、他日各々一學轍の祖として學界に雄飛してゐるのである。もつて學德共に英で、稀に見る巨匠であつたことが

知られる。性均・智暹の二人は、當代の代表的なる英匠でありながら、これは寧ろ學林に對立すべき人物である。卽ち性均は知空晩年の門人にして博學多識、一方の人傑であり、知暹また若霖の遺弟にして、法霖と匹儔し得る學識の所持者である、然るに後に至つて詳述するであらう如く、性均は安居代講の節、林徒より彈斥され、怨を呑んで退京した人であり、智暹また明和法論に於いて、學林側と抗爭した程で、法霖の時代以來、常に播南に蟠居し、學林の外に在つて、別に一幟を翻してゐた人である。慈海は既に派内の老耆宿であつて、寧ろ前代に屬すべき人物である。左に代講せる學匠の略傳を掲げて置かう。

高霖は紀州磯脇安樂寺の住侶、一名南麟といふ。桂華と號し、又謙溪と號する。安樂寺に住持したが、後辭去して泉州佐野の敎蓮寺に寓し、久しく日溪に師事し、恩誼最も淳かつた。學業優秀にして同學に領袖として仰がれたといふ。寛保三年三月十六日泉州貝塚の客舍に逝く。安永年間宗主諡して理含院といふ。（通紀）

慧鐺は越前太田平乘寺の住侶、同國演仙寺の次子である。嘗て金津の卞關に就いて修學し、延享三年『小經弊箒記』を著し世に印流した。寶曆元年十一月十五日逝く、時に壽五十八、宗主諡して顯明院といふ。能化講主にあらずして、學功をもつて院諡を受くるはこれをもつて始とする。（通紀）

古貫は藝州高田郡淡谷村專德寺の住侶。性聰敏にして辯舌に長じ、十四歲初めて龍原佛護寺に唱道したが、その辯大人の如く人皆嗟歎したと傳ふ。壯歲叢林に懸席し、爾來年々上京して、學林に於いて重きを

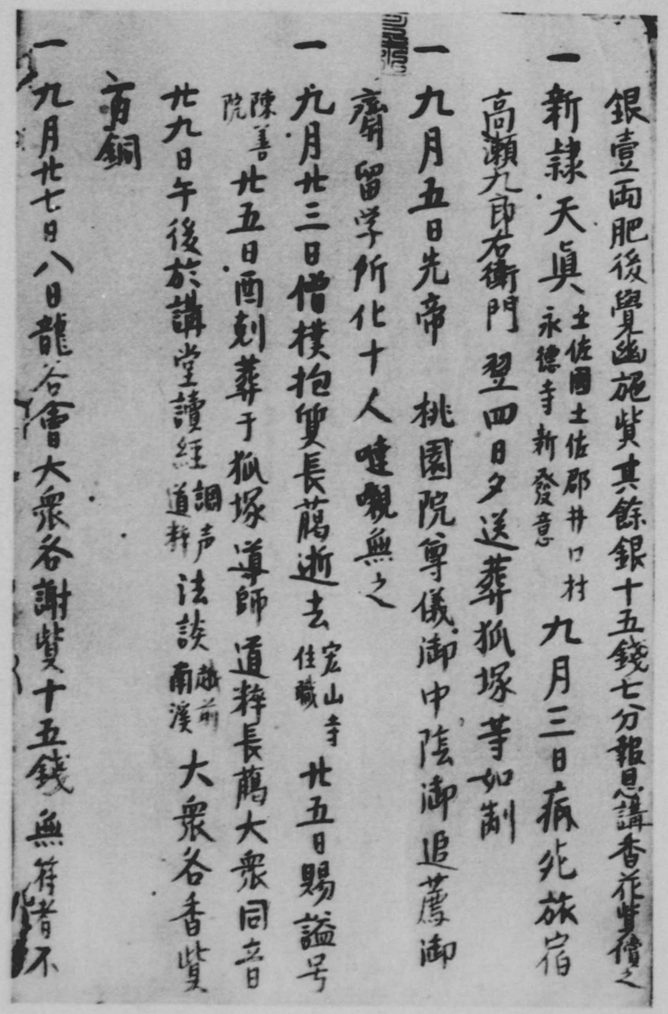
銀壹両肥後覺幽施貲其餘銀十五錢七分報恩講香花貲償之
一新隷天眞 土佐國土佐郡井口村永德寺新發意 九月三日病死旅宿
高瀬九郎右衛門 翌四日夕送葬狐塚等如制
一九月五日先帝 桃園院尊儀御中陰御追薦御
齋留学所化十人嗟嘆無之
一九月廿三日僧樸抱質長薦逝去 宏山寺住職 廿五日賜諡号
陳善院 廿五日酉刻葬于狐塚導師道粹長薦大衆同音
廿九日午後於講堂讀經 調声道粹 法談 越前南溪 大衆各香貲
有銅
一九月廿七日八日龍谷會大衆各謝貲十五錢 無符者不

「萬檢雜牘」寶曆十二年の條（看護仰誓筆）

爲してゐた。寶曆八年『論註』を龍原山に講じ、その「卽入大乘正定之聚」の文に就いて智遍の『樹心錄』を難じたが、某なるもの『攘蚊篇』なる一書を著して反擊を加ふ。師乃ち『鑪鞴篇』を著してこれに應じた。學統及び歿年は詳でない。(僧寶傳)

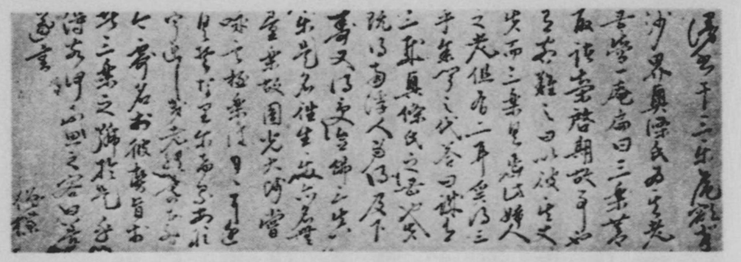

僧樸書簡

道粹は出羽坂田大信寺の住侶で、字は純夫、鷲峰と號し越後新潟の產である。若霖及び法霖に師事し博覽通識にして英名一時に高かつた。僧樸に長ずること六歲、相交つて金蘭の契をなし、相携へて學林の守護につとめた。寶曆九年、命を奉じて樸、巖二師と共に『眞宗法要』を參校し、翌年長門圓空の邪義を糺明した。同十二年掛塔入貲の作法、及び典座直日所食堂等の規則を作り、學林の基礎を固めた。翌十三年功存の『願生歸命辨』に對し、樸・巖二師と共に之を審議し、十月疑問六章を功存に寄せた。明和元年十二月二十六日化寂、年五十二。宗主謚して本立院といふ。(通紀・清流紀談)

僧樸は京都宏山寺の住侶、初名關樸、字は抱質、林休子と號し、また昨夢廬と稱す。俗姓は高橋氏、越中射水郡小泉村に生る。元文元年京都に遊學するや法霖に從つて修學したが、雄才强記、苦學懈らず遂に大器となる。延享二年藝州に遊びて佛護寺に寓し、寬延二年同國可部品窮寺に住す。その後西上して泉

261.42

河の間に住し、常に學林に出入して育英に任じた。居常聖典を講じ、旁ら唱導を善くし、殊に後進の教育には力を盡したが、門下に數多の英俊を出したことは、宗學史上に於ける最も光輝ある事實である。傳ふるところに依ると、師は學徒を呼ぶに「弟子」の語をもつてせず、但「法友」と稱したといふが、その育英に於ける卓見思ふべきである。寶暦八年、本山黒書院に於て『往生禮讃』を講じ、爾後命を奉じて屢々侍講をなした。寶暦十年秋宏山寺に住持し、十二年九月二十三日寂す。年正に四十四。世を擧げて早世を惜んだといふ。二十五日には送葬の式をなし、道粹之が導師をつとめた。師は宗主の信任極めて厚く、その訃報傳るや、卽日陳善院と謚せられてゐる。

繼成は豐前小倉永照寺の住侶、諱は西成。法霖の門に遊んで宗學を究め、爾來數々上京して學林を莊嚴した。明和法論の時、天倪・功存等と共に鞫之間論議に出で、大いに奮闘したのは有名な話である。安永三年四月二十五日寂す。享壽詳でない。(眞宗僧寶傳　永照寺返信)

天倪は豐前小倉西淨寺の住持、字は淨和、華泉堂と號す。安藝廣嶋の醫師某の子である。宗學を法霖に承け業成るの後、西淨寺に入る。明和法論に奮戰し、また性均との論諍に當り、最もその好敵手たりしといふ。寬政元年三月二十一日寂す。享壽明を缺く。(眞宗僧寶傳　西淨寺返信)

敎乘・致遠に就てはその傳を明かにし得ない。唯今日知り得るところを記すれば、敎乘は京都光隆寺の住侶、明和の頃、讃岐東光寺了空と宗義に就き度々論諍した。安永二年三月十三日歿、年四十三。著作として『似是決』、『斥異辨』、『破邪義』、『讃陽問答』がある。致遠は江州栗太郡大橋慶崇寺の住、學を日溪法霖に承く。寶暦二年性均の問題起るや、遠また『眞宗十義問』一卷を撰して均に送り、答釋を促した。寂年享年共に不明(光隆寺返信　大辭彙)

猶ほ憲榮は代講したことは無いが、樸・粹二師と並んで學林の重鎭であつた。師は攝津小曾根常光寺の住にして字は泰巖、廬雲と號し、敎遵(桂巖)の內弟である。宗學を月筌に受け、操行高邁專ら弘道を以て任とした。寶暦九年六月華藏會徒とともに、本山に眞宗法要を校刻せんことを乞ひ、粹・樸二師とともにこれに從事した。十一年四月學林に隸籍したが、德望已に高かつたので特に十一日を以て十一年に充て、直ちに上座に進み法華を講じた。十三年五月錦華殿に侍講し、九月十六日寂、年五十三。安永二年宗主謚して直入院といふ。

性均・智遍に就ては後に至つて叙述しようと思ふから、茲では割愛することにする。

さて、當代學林學匠の代表的著作物を擧ぐると左の通りである。

註疏部

無量壽經要解三卷	法霖	
觀無量壽經述要二卷	同	同
阿彌陀經聖淨決二卷	同	同
選擇集知津銀十卷	同	同

正信偈捕影記三卷	同	同
文類聚鈔蹄涔記四卷	同	同
二門偈窺斑錄三卷	同	同
淨土讃望洟記七卷	同	同
安樂集正錯錄一卷	道粹	

論註啓講義九卷	高霖	
阿彌陀經錄一卷	僧樸	
安樂集講錄七卷	同	
法事讚甄解七卷	同	
往生禮讚甄解五卷	同	
正信偈五部評林三卷	同	
文類聚鈔蹄涔記講錄五卷	同	
大經海蹄記二十卷	泰巖	
小經佩鏑記三卷	同	
文類聚鈔慶哉錄四卷	同	
四帖疏講錄十三卷	義教	
二卷鈔模象記六卷	同	
阿彌陀經幣帛錄二卷	慧鐫	
讃述部		
日溪學則一卷	法霖	
日溪百問書三卷	同	
要門弘願章說一卷	道粹	
論學賸一卷	高霖	
淨土眞宗要益辨一卷	僧璞	
行信辨疑一卷	同	
平生臨終業成辨一卷	同	
聖道權假辨一卷	泰巖	
三家安心說一卷	泰巖	
眞宗紫朱辨正續四卷	同	
本尊義破邪顯正一卷	義教	
方便法身應問錄一卷	天倪	
扣鳴錄二卷	同	
辨麾方錄一卷	同	
阿彌陀佛說林七卷	纘成	
對外部		
淨土折衷編二卷	法霖	
芙蠃臂五卷	同	
淨土眞宗論客編	義教	
輪駁行藏錄五卷	同	
千五百條彈憚改十卷	同	

前の時代に於いては、學林學匠の著作は主として註疏部であり、讃述部の如きは極めて寥々たるもので

あつた。しかもその註疏にしても、『大經』『觀經』『正信偈』『和讃』等の如き、日常親炙する聖典に對するもののみに限り、廣く一般の聖教に亙り、これを註解するには至らなかつた。ただこの中にあつて『安樂集』と、上に掲げたる書目を一覽しても明かなるが如く、單に註疏部のみに限らず、讃述部に屬する著作が陸續として現はれ、猶ほその上に破邪部に屬する優秀なる大著をも發見し得るのである。かゝる現象は、向學の氣運次第に派内に浸潤し、宗學者の數が著しく增加した爲でもあらうが、また學界漸く多事にして昔日の如く單純ならず、外は他宗學徒よりの來難あり、内は異安心の蜩起繁く、内外の刺戟次第に激しかつたの基くのであらう。然しながら、その主要原因は何と云つても、宗學の發達と學解の圓熟にありと云はねばならぬ。

『論註箋解』の存するは實に空谷の跫音の感がある。かくの如きは、宗學初開の運に當つては、蓋し止む得ざるところであつて、未だ廣く聖教全般に及ぶ餘裕がなかつたのである。然るにこの時代になると、學林の規模となり、或は引用され、或は參考せられ、或は模倣され、今日に至るまで學者を裨益しつゝあるのである。その影響の如何に大なるかを察すべきである。就中『聖淨決』は法霖自らその卷末に「知我者其唯聖淨決乎、罪我者其聖淨決乎、願王之所以爲王其唯在歸命之心耳」と述べ、もつてその會心の作なることを知るのである。『正錯錄』は道粹の結集になれるものであるが、その說は若霖より出で、更に法霖の辨疑を加へて製作せるところである。この書は『安樂

集』の錯簡を正し、その意を通じ易からしめたもので、一度この指示に依らんか、古來より難解の書と稱される『樂集』も、忽ちにして雲霽れて月出るの感がある。學界を啓發せる功大なりといふべきである。『阿彌陀佛說林』は、廣く四千餘卷の大藏を披閱し、阿彌陀佛に關する文字を收錄し、「諸經所讃多在彌陀」の實を示せるもので、近世の研鑽者が依つて、また無二の寶とせられてゐるのも、誠に宜なりといふべきである。『日溪學則』は、眞宗學徒の修學の方針を指示し、その意見の高邁なるは、吾人をして手を拍つて感歎措く能はざらしめるものがある。破邪部の諸書も何れも雄著であるが、これに就ては後に至つて述べるであらう。『淨土折衝論』（享保十六年作）『笑螂臂』（享保十七年作）はその著作年時よりすれば、前代に屬すべきであるが、今は叙述の便宜上ここに列ねることにした。

學林全盛期に於ける學林學匠の學說に就いて展望すれば、前期に於いては、宗學研究の主題が聖淨論に置かれ、行信問題の如きは極めて微々たるものであつた。然るにこの時代になると、聖淨論が引きつゞいて研盡されたことはいふまでもなく、眞假・行信等の諸問題に至るまで、大いに討究せられ發達を來したのである。殊に聖淨論に於いては、法霖の華嚴鳳潭に對する論馭、義敎の日蓮學徒に對する應酬等があつて、花々しき活況を呈してゐる。先づ法霖の宗學より始めることにしよう。

法霖の學問に對する識見の高邁なるは今更いふまでもないが、『日溪學則』にはそれが如實に露現されてゐる。開解章に曰く

凡學大乘者、無先開解、解已開則於其物也、恢恢焉、然解不獨發、必假於緣、或由師或由讀、淨門之徒、亦不開解、見識淺陋、說不融卽、開解於廣、攝行於略、於宗爲得乃至淨土之爲宗也。非愚而後爲得、亦非智而後爲優、無賢不肖、以信佛願、方爲得、此乃就自行論焉、若欲大化、則非解不能也、解者何也、曰就大乘經論融會也、解有二、曰義解曰圓解乃至圓解之於義解、如天於地隨地者死隨天者活

と。これは、わが宗の徒は自行に於いては、ただ佛願を信ずるの外はないが、學解に於いては、大乘の圓解融會の思想を、所有すべきことを奬めたるものであるが、更に正學章に至ると宗學者の態度を示して

今宗學者、勿學大藏中之三部、須學三部中之大藏、三部根本也、大藏枝末也、今之人以三部爲小、以大藏爲大、可謂謬矣

と述べてゐる。これは爾來眞宗學徒の齊しく愛誦する金言であつて、廣く大藏をもつて、淨土三部經に具現されたる宗義を莊嚴すべきことを誨へたのである。實に法霖の學は、『日溪學則』に示されたるが如く、天台の敎理を應用し縱橫無碍に宗義を解說し、その規模の高妙雄大なることは遙かに吾人の意表に出てゐる。然しながらこれが爲に、却つて後日に至つて、智暹より「他宗の圓融卽具の談を羨み解第一義を以て安心の極意と思ふ」ものとして、非難せられるに至つたのである。

法霖が、かの鳳潭の來難に應酬せる功績は、宗學史上忘れてはならぬ重大事であるが、それは如上の學的見識の所有者にして、始めて能く爲し得たところである。鳳潭は、洛西松尾山華嚴寺の開山で、識見高邁、日本新華嚴宗の弘布をもつて畢生の任とし、遂に學問上より既成各宗を打破せんと欲し、盛んに當時の名匠碩德と論爭を交へた。法霖との論爭は、鳳潭の著作『念佛往生明導劄』にその端を發する。この『明

導劑』は叡山安樂院靈空の『卽心念佛談義本』を破せるものであるが、その傍論は、遂に眞宗の列祖に及び、謗難口を極めた。時にわが學林に於いては若霖能化職に在つたが、法霖はこれに代りて禦侮の任に當り、『淨土折衷篇』を著して鳳潭を評破し、銳利洗鍊の筆をもつて彼をして完膚なからしめた。時に享保十六年、霖師年正に三十九歲である。同じく享保の十六年、鳳潭また『雷斧』二卷を造り應戰を試みたが、法霖再び『笑螂臂』六卷をもつてこれを斥け、痛擊至らざるなかつた。世には駁邪の書多しと雖も、本書の如く輕妙の筆致を以て、敵者の心膽を寒からしめたるものは稀である。この後鳳潭は『却螂臂』と題する小冊子を出し答ふるところあつたが、僅かに口を箝するの譏を負ふるに過ぎず、殆んど一顧の價値なきものである。鳳潭の來難に對しては、江戶の性均『折衷篇雷斧辨訛』一卷を造り、高田派慧海、また『連環辨道略』一卷を出して彈斥してゐるが、正しく彼の銳鋒を挫いたのは、實に法霖の功である。

法霖・鳳潭論諍の要點は如何なるものであつたか。これを明かにすることは、法霖の聖淨論を窺知するに便利であるから、茲に略說して置かう。鳳潭來難の要旨は、法藏菩薩修因感果の歷程をもつて一種の寓話と稱し、淨土廣門示現の莊嚴を全く假說となし、淨土敎をもつて、權敎分齊にすぎずといふのである。法霖は之に對し、鳳潭が誇りとする華嚴圓融の哲理は、淨土門に於いては法體具有の德であり、また佛界の風光として存するのであつて、かゝる本體論的立場に於いては、聖淨二門融卽不二にして、彼此の間に權實高下あるべき筈はない。鳳潭が淨土敎を權敎として蔑視するのは、これを知らざるに出づるものであると應酬し、更にこの聖淨二門融卽不二は性海平等の所談であつて、若しこれを現象差別の立場より云へば、二門の間に相異あることを强調してゐる。卽ち聖道門は、無差別の智見をもつて本具佛性を開覺し、もつて圓融無碍の境に達せんとするものであり、淨土敎は差別の衆生が佛願を仰信し、もつて淨土に入り、ここに圓融無碍の域に到らんとするものであつて、道は異るが證は一であるとするのである。然も彼は更に進んで二門の價値批判をなし、若し圓融の哲理に約して云へば、二門は融卽不二にして雙方ともに實といふべきであるが、若し利益の寬狹につきて云へば、彼は假にして、此は實といふべきである。何となれば、彼は速疾成佛の道を說くも、速疾成佛の人なきが故に別時意となるが、此は十卽十生にして、臨終一念の夕に無上涅槃を證するが故に實であるからである。

以上は法霖の聖淨二門論の梗概であるが、これは謂はゆる別途不共の一角に蹈踏するものに異り、廣く佛法の大海に立ち、これに依つて眞宗の敎學を打立てんとするものであつて、その企圖やまた壯なりと敬せずにはをられない。

法霖を承けたる學林の學匠は、僧樸にしても義敎にしても、別に特色ある學說を成さず、ただ幾分これを潤色せるものに過ぎない。殊に義敎の如きは、法霖と學系を異にし、安定の門人でありながら、その說くところ法霖を承襲するものが多い。ただ信願論に於いて安定を傳へ、後世の三業惑亂の思想的淵源をなしてゐる點は法霖と異つてゐるのみである。

義敎の學界に於ける功績の主なるものは、日蓮宗徒との論戰である。始めその鄕里越中に於いて、空遍なるもの『禪客鷙徒破會評訣』なる一書を製してわが宗を批議したが、義敎は『淨土眞宗諭客篇』を出してこれに當つた。時に元文三年齡四十五歲である。然るにこの『諭客篇』の中「法無權實權實在機」の語あり、日蓮宗徒日珠なるものこの語を不當なりとなし、これを破せんとして『決權實義』一卷を作る。義敎またその學友芳山と共に協力して『輪駁行藏錄』を著し、これを刊布して對應した。時に寬保三年である。然るにまた日蓮の徒日芳なるもの『訶責謗法抄』を著して『行藏錄』を破したが、義敎は『千五百條彈憚改』を造り、之を刊布して對抗した。これ寬延二年義敎五十六歲のことである。『彈憚改』は法霖の『笑螂臂』にも比すべき大著であつて、義敎の功また大なりといふべきである。

問題の「法無權實權實在機」の語は法に權實なく、權實は機執によつて在ることを述べたのである。詳言すれば日蓮宗徒が法華のみを實となし、念佛をもつて權となすは、機の偏執に出づるものであつて、法體そのものは何れも非權非實亦權亦實の妙法である。徒らに法の權實を爭ふべからざることを示せるものである。これは表現の言葉は異つてゐても、法霖の聖淨二門に對する思想を繼承せることは一見して、誰しも氣づき得るが、その他の諸點に就いても、亦同樣のことが云ひ得るのである。要するところ、當代の聖淨論は法霖の思想を演繹し、發達せしめたものが多いのである。

さて、宗學の中心問題たる行信論に於いても、法霖は劃期的なる思想的飛躍を遂げ、名號をもつて大行となし、然もその名號と稱名とにつき能所不二を談じ、後世の所謂「終日能行すれ共所行海を離れず」の思想の淵源をなしてゐる。これは前代の能行說に比して、その差別の大なるに今更ながら驚嘆するより外はない。その他、敎行の關係、行信の關係等の諸點に於いて、師の發揮せる功績頗る多く、殊に前代の諸學匠の多くが陷り勝ちな、信行同時說の如きは全くその跡を絕つに至つてゐる。義敎・僧樸の行信論も亦法霖を踏襲しこれを發揮したもので、義敎の如きは學系を異にするに拘らず、その著書には、しば〳〵『蹄涔記』を引用し、常に讃意を表してゐるほどである。されば法霖の行信論をもつて、當時の學林に於ける行信研究の動向を卜しても、決して誤りではないであらう。

猶ほ當代宗學界の一傾向として逸してはならぬのは、眞假論に關する著作の叢出である。道粹の『要門弘願章說』僧樸の『平生臨終業成辨』泰巖の『三家安心說』等は、學林學匠の手になれる主なるものである。これは宗學研究の發達に伴ひ、研鑽が次第に徹細に入れるが爲なるはいふまでもないが、また一面、幕府の保護の下に隆々たる勢力を保持する淨土宗に對し、眞宗の立場を明確にせねばならぬ時代的要求に促されたる結果と云はねばならぬ。かの安永三年以後、眞宗各派と淨土宗增上寺との間に惹起された宗名事件の如きも、直接宗義に關係なき問題ではあるが、その起らざるを得ざる理由は、矢張同じ時代的要求に依るものではなからうか。

これを要するに、學林全盛期は、學林の黃金時代であつたとともに、また宗學に於いても黃金時代であ

つたのである。然しながら榮枯盛衰は世のならひとか、功存出でゝ『願生歸命辨』を著し、三業歸命說を唱道してより以來、學林は次第に敎界の信用を失ひ、終に三業惑亂の勃發となり、智洞に至つて、全く顚落の悲運を迎へたのである。

三　學林顚落期の宗學

この時代の能化は功存と智洞とであるが、外に代講に擧げられた學匠としては僧鎔・慧雲・仰誓・暢道・崇廓・廉溪・北天・玄仗・慧琮・襲讓・一憩・辨明・義霜・興隆・廓林等がある。猶ほ代講はしなかつたが、柔遠・環中等も亦注目すべき學者であつて、夫々秋講を命せられてゐる。この中、所謂學林宗學を代表するものは、何と云つても、能化功存及び智洞一派の三業歸命說の主張者であつて、その支持者は功存の門下たる玄仗・暢通、僧樸の門下たる崇廓、智洞の門人環中・義霜・一憩等である。學林には外に智洞の門下たる所謂學林の八僧と稱する曉性・正運・智藏・求道・密嚴・芳英・大魯・昌瑞があつて能化を補佐し三業說をもつて學林宗學を統制することに努めた。その結果學林は終に三業說の一色に塗りつぶされ、これに逆ふものは學林より擯斥されるに至つてゐる。僧鎔・慧雲・仰誓等は僧樸の門人であり、何れも學德兼備の英匠にして、而も穩健なる思想の所持者であるから、當時學林に出入する學者の中には數多の正義派もあつたのである。然るにこれらの學侶が講主功存が三業說を主張し、これをもつて學林宗學を統制せんとせるを目擊しながら、これを傍觀して彼に對して一言の忠告を與へなかつたのは何故であらうか。吾人の了解に苦しむところであるが、これ恐らくは、當時能化の權勢赫灼として、傍らより忠告を爲すの餘地がなかつたのであらう。從つて他の諸學者に於いても學林の講壇に立つことあるも、その態度を曖昧にして、一時を固塗するより外に道がなかつたのではなからうか。然しながら僧鎔の門下に柔遠・道隱出で、慧雲の門下に大瀛・僧叡起り、他日宗義の惑亂に際しては、衆に先んじて正義の旗幟を飜し、反正の動功を奏したのは、その根源を尋ねれば、實に鎔・雲二師、更に溯れば僧樸の醇正の識と精密の學とを以て培はれたる薰陶誘掖に歸せねばならぬ。

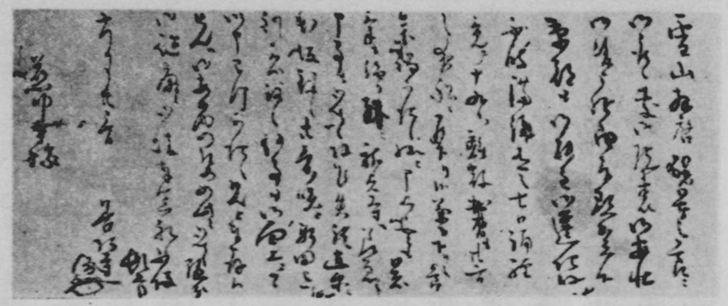

僧鎔書簡

かくて當時のわが派の學界は、先づ僧樸門下の俊秀が轡を並べて學界に馳騁し、次で鎔・雲二師の門下生また活躍をなし、學界の春色正に酣の觀があつた。それ故に、わが派全體の立場より見れば宗學界は依然として黃金時代を持續してゐたのであるが、學林はその指導方針の蹉跌より敎界の信用を失ひ、終に在野學匠の前に屈服し、學林宗學の顚落といふ悲運に遭遇したのである。

僧鎔・慧雲・仰誓・崇廓は同門の學友である。僧鎔は越中浦山善巧寺の住侶、空華と號し、また雪山と號す。十一歳靈潭に就いて祝髪し、法名を靈關と云ひ、後今の名に改めた。天性仁慈鷄卵蚌蛤等の生類を啗はず、十九歳善巧寺に入つて嗣となる。笈を京畿に負ふや孜々として倦まず、終に陳善門下の上首に推さる。僧樸歿に瀕するやその祕籍を以つて悉くこれに屬したが、もつて信任の厚きを知るべきである。明和元年再び學林に隷し、直ちに上座に進み、錦華殿に侍講をなした。時に年四十一。安永三年侍講の褒賞により位餘間に進む、年五十一。また嘗て飛驒古川の異諍を治め、宗主より親しく九字十字の尊號を書して與へられたこともある。天明三年秋富山の客舍に於いて病を得たが、爾來一心稱念、十月二日夜化寂した。時に年六十一。宗主謚して明敎院といふ。(通紀)

慧雲は安藝廣島報專坊の住侶、初名寶雲、後、慧雲と改む。字は子潤、甘露と號し又東岳と稱す。廣島專照寺の次子にして、報專坊に入つて嗣となる。僧樸を拜して師となし、僧鎔と並んで門下の雙璧と稱せられる。某年崇廓代講の命を蒙り、淨土論註を講ずる筈のところ、期近くに及んで會々回祿の災に罹り急遽辭去した。よつて慧雲これに代つたが、事忽卒にして講錄を草するの暇なく、廓師の本を借りて講席に臨んだ。然るに辨懸河の如く、義滯澁するところがなかつたので、聽者嘆賞して、崇廓多年の覃志、慧雲一座に說盡すと稱したといふ。思ふにこれ天明二年のことであらう。同年十二月二十二日化寂、年五十三。同八年五月八日宗主謚して深諦院といふ(通紀　清流紀談)

仰誓は石州淨泉寺の住、字は欽願、合明と號す。京都明覺寺寂便の子、十四歳祝髪して僧樸の門に入り、二十歳出でて伊賀明覺寺に住持す。中年數々學林に出入し、樸・粹・巖・鎔・雲等の諸師とともに講學し、寶曆十一年命を奉じて長州圓空の邪徒を糾明した。後山命によりて石州淨泉寺に入寺し、化を大いに施したので、群民の頽風を一掃しその德延いて藝備防長に及んだといふ。明和八年上京して居ること數歳、その間或は本山の家臣を敎誡し、或は學林に講學し、或は殿內に侍講をなした。天明二年老を以て退隱し、宗主より號を實成房と付與せらる。後再び山命によりて上京し力を敎學に竭したが、寬政六年四月二日石州諸寺を巡廻中、覺永寺に於いて歿した。時に年七十四、宗主謚して實成院といふ。仰誓人となり言行端正にして、規矩に遵せざるはなく、ために人稱して眞宗律といふ。(學苑談叢)

崇廓は豐前森山敎覺寺の住侶、陳善門下の上足として、鎔・雲二師と鼎立し並び稱せらる。晩年は絕えて京に來らず、世人は廓師の新古兩派の中何れに屬するやを疑つてゐたが、天明五年上洛して爲せる講說は、亡師僧樸の義を祖述して新說を用ひなかつた。然るに翌六年能化の命に應じて學林に講說するや、『旁觀記』を著して功存に左袒したので、時人譏つて廓は末後の一著に至つて一世の學業を誤つたと評した。天明六年十月十八日亡、年五十八。八年五月八日宗主謚して窮達院といふ。

柔遠字は子歸、柳溪と號す。越中新川郡高柳明樂寺の住である。僧鎔の高弟にして師說を眷々服膺し、而もその闕けたるを補ひ遺れたるを拾ひ、空華の學風を遐邇に振はしめた。寬政十年二月寂、享年五十

七。

慧琮は浪華西光寺の住侶、元は越後の產にして道粹の直弟である。別號を頰翁と稱し或は越翁といふ。博學多識にして三論に名あり。初め智洞の紹介にて西光寺に住し、後惑亂の頃閭閻對話の和融を計り、また山命により美濃大垣緣覺寺に下る。美濃に於ける勸諭は新古兩端に跨りし爲か、一旦關東の糾察に遭ふて下向したが、終に正意を申し立て不日歸國を免されたといふ。歿年・享壽を詳にせず。(清流紀談)

北天宇は默照、星聚閣と號す。越中中頸城郡今保領勝寺の住侶。義敎に師事して宗學を修め、後或は學林看護となつて經營に盡し、或は講壇に立つて研學に努めた。文化元年十一月八日寂。壽七十一。(大辭彙)

玄仗は越前國丹生郡白山村字黑川敬覺寺の住侶。十歲にして功存の門に入る。學成つて後、『歸命辨』に對する論漸く熾烈となるや、存に代つて數著を公にし、學林に重きを爲してゐた。寬政四年十二月十五日寂。壽五十五。(大辭彙)

廉溪、法號は乘應、廉溪はその籍名である。越前足羽郡小稻津光福寺の住侶。宗學の系統は詳でない。所住の寺近き爲か功存と交遊し、夏期『歸命辨』に對して問難する學徒あるときは、代つて應答の任に當り、曾て墮負したことがなかつたといふ。寬政七年十二月十五日寂。壽六十一。(大辭彙)

環中は熊本八代郡野津村東光寺の住、龍北と號す。慧雲に就學すること三年、後上京して智洞の門に入る。三業惑亂に當つては、智洞に與して『建幢摧邪篇』等を著しこの義を翼贊したが、大瀛の『金剛錍』出づるに及んで飜然として回心歸正した。文化三年五月十八日寂。壽六十五。本山號を下して忍成房といふ。

一憩・義霜・興隆また智洞の門人である。一憩は石見國邇摩郡溫泉津村西樂寺の住侶、臥安廬と號す。義敎及び智洞に歷事し、三業安心の論起るや智洞に與し異義を固執したが、後飜迷して正義に歸した。享壽・歿年を詳にせず。義霜は越中氷見西光寺安貞の門に入り、後智洞に學ぶ。智洞に與して自然三業の說を唱導した。寂年・年壽不明。この外代講者には越前大野町淨勝寺の住にして功存の門弟たる暢道、江州大津の襲讓、江州外山の辨明、信濃の廓林があるがその傳は何れも不明である。猶ほ智洞八僧の中、學林宗學を代表するものに正運・芳英の二人あることを忘れてはならぬ。殊に正運は大坂今橋筋尼崎町善行寺の住侶、三業歸命說の最も熱烈なる支持者である。三業惑亂に連累して江戶の獄に投ぜられ、文化三年七月十一日脫衣中追放に處せられた。終生自得の學解を捨てず、終に天保元年五月十七日幕吏に捕へられ、八月十八日江戶獄中に於て戮せらる。その著す所二十數部あり、多く三業說を主張し、その說精細を極めてゐる。芳英は紀伊有田箕島村の人、宗學を智洞に受け、八僧の隨一に數へらる。殊に華嚴の學に秀で、且つまた性相天台にも造詣が深い。後關東に於いて寺社奉行が宗主の命を傳へて示諭するに及び、卽時に正義に復して回心狀を呈出し、後年自督の旨を記して窃かに宗主の覽に供した。文政十一年四月十三日寂、壽六十六。著すところ十數部、中にも華嚴關係の書が多い。(大辭彙)

さて右の如き諸學匠によりてものされたる主なる著述を擧ぐれば左の通りである。

註疏部

大經稱揚錄五卷	功存
往生論註風航記九卷	同
安樂集太田錄五卷	同
教行信證科目一卷	智洞
正信偈講林一卷	同
略文類講錄二卷	同
二卷鈔講林三卷	同
高僧和讃講林六卷	同
觀念法門甄解五卷	僧鎔
改悔文略辨一卷	同
愚禿鈔溫故錄五卷	同
三帖和讃方軌十二卷	同
正信偈聞書二卷	同
本典一滴錄二一卷	同
末燈鈔管窺錄六卷	同
阿彌陀經甲午記二卷	慧雲
往生論註服宗記六卷	同
觀無量壽經微笑記六卷	同
觀經玄義分丁酉錄四卷	同
教行信證義例一卷	同
讃阿彌陀佛偈錄二卷	同
正信偈吳江錄二卷	同
選擇集通津錄四卷	同
法事讃刊定記三卷	同
無量壽經安永錄十二卷	同
三帖和讃略解六卷	仰誓
正信偈夏爐記三卷	同
十二禮敝蓋錄二卷	同
往生論註疏六卷	崇廓
往生要集唯稱記三卷	同
教行信證六要鈔助覽二卷	同
易行品螢明錄二卷	柔遠
往生要集講錄十卷	同
教行信證頂戴錄六卷	同
教行信證六要鈔指玄錄十五卷	同
選擇集錐指錄七卷	同
般舟讃甄解五卷	同
文類聚鈔肩窺錄四卷	同
一念多念證文錄一卷	興隆
尊號眞像銘文棲心錄一卷	同
龍樹願往生禮讃偈錄	環中

讃述部

願生歸命辯一卷	功存
三定聚義一卷	僧鎔
聖淨二門義一卷	同
行信一念辨一卷	同
小兒往生辨一卷	同
眞宗小部集一卷	仰誓
僻難對辨一卷	同
二十邪義一卷	崇廓
信心佛性義	柔遠

其他

眞宗法要典據六卷	仰誓
妙好人傳二卷	同

以上の外に、明和法論及び三業惑亂に於いて、在野の學匠と論戰せる、學林側諸學者の著述十數部を擧げ得るが、これらに關しては、後に章を改めて詳論する筈であるから、ここにはわざと省略することとした。

さて註疏部を一覽するに、前代と同じく一宗聖敎の各方面に亘り、手廣く研究の行屆いてゐることは勿論であるが、この時代の特徵として、先づ第一に數へねばならぬのは、『本典』に對する註釋書が數多く出で、而もその內容に於いても、優秀なるものの少くないことである。『本典』は浩瀚にして、而も內容幽玄を極めたる聖敎であるから、宗學思想の素朴なる時代に於いては、これが註解を爲すことは至難の業たるを免れない。然るに當代に至つて、漸くその註疏を見るに至つたのは、蓋しこれ宗學研究の佳境に入れる

一現象と云はねばならぬ。抑『本典』の註疏の魁をなすものは存覺上人の『六要鈔』であり、次で寛永已降高田派惠雲の『敎行信證鈔』十五卷があるが、これは主として『六要』の釋により、それに少しく私見を加へたるものに過ぎない。その後智遍は『樹心錄』九卷を著し、玄智また『光融錄』四十卷を製し、解義大いに見るべきものあるに至つたが、これ實に本派宗學界に本典研究熱の勃興し來つた一證左に外ならない。かゝる氣運に乘じて出現し來つたのが、前揭の『本典』諸註疏であつて、中にも僧鎔の『一滴錄』柔遠の『頂戴錄』『指玄錄』等は最も勝れ、慧雲の『義例』また特色ある名著たるを失はない。

猶ほ廣くこの時代の註疏一般に就いて特に注意すべき傾向は、聖典を註解するに當り、學者が何等かの主義を有し、それをもつて首尾一貫せんとすることこれである。謂はゆる學派的、若しくは學系的の見識をもつて、調理し解明せんとする態度を取り出したのであつて、かゝる傾向は、今後永く持續せられたのである。

讃述部に於いては、本尊論・得益論・信願論・行信論等の內部關係のものが多くなり、聖淨論等の對外關係のものが、前期ほど優勢でなくなつてゐる。これは明和法論の結果、本尊や得益の問題が注意し始められ、『願生歸命辨』を中心とする論爭の影響を受けて、信願や行信の課題が關心を引いたのに依るのであらうが、而も更にその根本的原因を云へば、宗義研究が次第に微細になり、內部問題に深き省察を加へ初めたるに職由すると云はねばならぬ。

仰誓の作である『僻難對辨』は、神道に對せる著として注目すべきものであり、『妙好人傳』は眞宗法味を愛樂する好資料として、爾來萬人に愛好されたる名著である。また『眞宗法要典據』は豐後靈範の『稽據』一卷を參考として作られたるもので、後履善增補して十卷となし、超然更に校補して三十二卷とせるもので、『眞宗法要』を讀むものも、必ず座右に具ふべき寶典である。この三部は、當代の特色ある製作である。

さてこの時代の宗學研究の主題は、何と云つても信願論で、これは三業惑亂を控へた時期としては、蓋し當然なることゝ云はねばならぬ。行信の研究も次第に熾烈となり、學轍分裂して蘭菊美を競ふと云つた盛況を迎へる氣運が、早やこの時代に萌し初めてゐることも亦見逃せない。聖淨論は主として前代の踏襲であつて、別に吾人の關心を引くものはない。

信願論は、寶曆十四年正月に上梓された功存の『願生歸命辨』の中に、主張されてゐる三業歸命說を中心として展開された問題である。本書の成立事情その他に就いては、後章に至つて詳述する心算であるから、ここではその學說のみを叙するに止めて置きたい。『歸命辨』の內容を檢すると、欲生正因と三業歸命との二面を包含してゐる。欲生正因といふのは、『御文章』のたいむとは惡人救濟の本願に歸依信順する信樂のことにあらずして、三心卽一の欲生のことゝなすものであつて、これは卽ち欲生我國の欲願の意をもつて一念開發の安心とするものである。從つて「後生たすけ給へ」といふ『御文章』の指示は往生について衆生より祈願し請求することゝなるのである。『歸命辨』(上一丁左)に

今吾宗に傳る彌陀をたのむといふことは、本願の三信を統括して近く六字の名號なる事を示し、三心卽一の欲生の一心開發をあらはしたまふすがたと見えたりとあるはこの意を示したものである。この欲生正因のことを、また願生歸命ともいふがその意は同じである。三業歸命とは、すでに意業に於いて、後生助け給へといふ祈願請求の意あれば、身業口業に於いても、亦その意を表現するのは當然であるといふ主張である。卽ち意業に於いて、助け給への想ひを爲すと共に、身業に於いては、佛に向つて合掌敬禮し、口業に於いては助け給へと述べ、三業揃へて佛に願ふのである。かの『淨土論』願生偈の初行は、禮拜、讃嘆、作願の三念門をもつて安心の標相とせるものであつて、これが卽ち三業歸命の證權である。但し三業歸命は歸佛の原則をのべたるものであつて、別に障緣なきものはかくあるべきであるが、若し障緣あるものは、必ずしも三業を揃へねばならぬといふのではない。意業さへあれば、或は身業を缺き、或は口業を缺くも亦可である。これ蓋しここに謂はゆる三業は、佛より起さしめられたる他力の三業にして、三業は一體の中に具せられてゐるがためである。

以上は、功存の三業歸命欲生正因說の概略であるが、これは三業惑亂を叙述する下に至つて詳かにするであらう如く、無歸命安心を打破する爲の、一時的啓蒙の說としては、大いに意義もあり、且つまた當時僧樸・道粹等も一時救弊の說として是認してゐたのである。然るに功存はその能化に就任するや、これをもつて本宗の正當なる安心となし、且つ學林の宗學も亦この方針によつて統制せんと計つたのである。その結果、學林は次第に功存一派の三業派の獨占するところとなり、主義を同ふせざる學者は學林より遠ざかり、地方に割據して各々正義と信ずる主張によりて宗學の鍊磨につとめたのである。

功存に代つて能化となつた智洞も、また同じ方針を取り、益々露骨にこれを主張したので、終に大瀛・道隱等の率ゐる在野學匠の蹶起となり、ここに開宗以來の大騷動たる三業惑亂となつたわけである。在野の學匠は『御文章』の『たのむ』は歸依信順の信樂であつて、祈願請求の欲生にあらず、三業歸命は自力歸佛の形式なりと主張し、ここに花々しき論戰も交へられたが、學林派の旗色次第に惡く、終に大瀛の『橫超直道金剛錍』によつて最後の止めを刺され、ここに敢なく潰えたのである。智洞は論戰の必要上、功存の學說を進化せしめて、欲生正因に就いては信體願相の說を爲し、三業歸命に就いては故發三業、自然三業、運想三業、義解三業と、轉々その主張を變化し、これが更に古道正運になると精細を極めた學說にまで發展してゐる。何れにしても、當代の學林宗學を代表する學說はこの三業歸命說にありと云はねばならぬ。

その他行信論聖淨論に於いては、功存・智洞は法霖・僧樸を承け別に精彩ある主張はない。當時の學林より云へば傍系ともいふべき僧鎔・慧雲は僧樸を踏襲し、更に徹を穿ち細に入つてゐるが、殊に僧鎔の行信論は、三業惑亂鎭定以後、學林宗學の主流となつた所謂空華學派の根源をなすものであつて、注意すべき學說である。僧鎔は本宗の大行をもつて能所不二圓融無碍の妙行となし「終日能行すれども所行海を離れぬなり、爾れは所行が卽能行となる。能の外に所なく所の外

に能もなし、能所不二これ圓融無碍なり」と頗る巧妙なる說をなすに至つてゐる。かゝる考へ方は上は法霖・僧樸の思想を繼承し、下は、永く空華學派諸學者の金科玉條となれるものである。

第八章　圖書の蒐集

一　初期の圖書蒐集

學林の藏書に關する記事の初見は、『龍谷講主傳』(西吟傳)に、「慶安二年、中村氏施二銀四百兩一新建二衆寮一幷施二數十部書一」とあるものである。而して承應元年、西吟定むるところの職制の中、上座の項に、「捨頭、會中、有レ借二求藏書者一輒與レ之記帳」とある。卽ち當時既に、學寮に藏書の設備あり、上座中の下位捨頭(または捨士)が、その閱覽の事務を取り扱つてゐたことを知ることが出來る。

右の西吟の時代の後、學林の藏書に關して徵すべき文獻が存しないので、知空・若霖・法霖等能化の時代のことは推察すべくもない。然し現存『萬檢雜牘』の卷初延享四年の條に、

七月三日　大藏經藏干終、更收二納轉輪藏一、本藏五十四函　今年之藏司越前江雪改、藏外四十函　委曲書函錄ニ記之、

とあつて、當時本藏・藏外合して九十四函の藏書があり、收藏のために轉輪藏があつたのである。而かもそれを司る職として藏司があつた。されば上記の如く、知空時代以後、學林藏書に關する文獻は、その傳を逸してゐるが、如上の諸能化の時代にも、圖書は蒐集され、轉輪藏は建てられ、その司役も特設されて、次第に整備しつゝあつたことが想像出來る。

先に云つた如く、西吟の制では、圖書を扱ふのは捨頭であるが、この時代には、藏司と改められてゐる。藏司創設の年代は明かでないが、その初見は、『學林舊記』所載延享四年六月二十八日の「定」の中の一條で、それには

一、夏中藏司之事

但其年來集之臘上之內に而壹人相定可レ申、其人、一月之飯食料相渡可レ申、尤預り人分、預り證文知事へ受取可レ申事

とあつて、その年來集の蒭上の中より選出されてゐる。この制は、この時の定四箇條が、翌々寬延二年に廢されると共に、また行はれなくなつたのであらうが、寶曆十二年改修の制では、藏司は、上座の中より、一人選ばれることゝなつてゐるから、蒭滿よりは一階下級の人が就任したわけである。またこの後天明八年夏末の改定規則が同『舊記』に見えるが、それには、「知藏司幷見習飯料、在來之通、自分可レ賄事」「知藏司當役隨身兼帶に而、相勤可申事」等の如き、藏司に關する規定が見えてゐる。

『萬檢雜牘』文政十四年七月十四日の條に見える町役所へ提出の學林の經藏再建願に、「御學林經藏、先年類燒前在來通、三間四面寶形造ヶ再建仕度」と云つてゐる。この學林類燒とは、勿論天明八年の大火を指してゐるから、それ以前の經藏とは、前揭延享四年の條に見える轉輪藏のことである。從つて學林經藏

の初見たる延享頃の轉輪藏は、三間四面の寶形造であつたことが推定出來る。因にこの頃から、『萬檢雜牘』には、閱藏閣または閣寮の名が見えるが、これは多く能化の居室か、または知事の役所に用ゐられてゐるので、文字通り圖書閱覽のために、所化に解放されたものではない。若し然れば、圖書收藏のためには轉輪藏があり、また經藏・文庫等とも稱されてゐるが、所化の圖書閱覽室が特設されてゐたわけではなかつたと思はれる。

上述の延享四年の定には、「一、夏余閱藏停止之事」とあつて、當時圖書閱覽を許したのは、夏講開筵中に限つてゐる。また藏書の虫干は右の延享四年以來『萬檢』に現れて來るが、それは夏講が終ると行はれるので、六月末、または七月初が例である。またこの時藏書の存缺も調査する。それは前揭の記事でも推察出來るが、寶曆六年の虫干は、六月二十日から二十九日迄行つてゐるが、この時は臘上相集つて缺本を調査したことの記されてゐる如きである。

藏書の增加は、寶曆の頃から『萬檢』に見えて來る。卽ち寶曆四年加賀大中の夘するや『三部妙典』合經十帙を寄進し、同六年には合經十部の貨を貞林が施入し、更に翌年には、『華嚴探玄記』二十卷『大日經義釋』十四卷『明史』十六帙を加島屋の喜西が貨入し、同十一年には石州惠照が夘したので、合部三經十卷を入藏した。かくて最初は、主として他からの寄進のみが見えてゐるが、寶曆十三年に至ると、

一、說郛二十帙二函、代金拾一兩一分、今歲出二常住物一求之、納二于藏一

とあつて、初めて學林の圖書購入が明記されてある。而して翌明和元年五月には靈山會の殘金を以つて、『眞宗法要』四帙『御文章』五帖等を入藏してゐる。この時また經藏の垂帳をも求めてゐるが、この頃經藏の柱礎危傾に頻したので、明和二年より補修にかゝり、翌年春完成した。この明和二年には、大阪の妙誓なる者『大藏經』修補の貨を施入し、また唐崎の某が『大乘義章』の缺本補充の貨を寄進してゐる。この後數年、圖書入藏の記事は見えない。然し安永七年以後、また內典外典に亘つて多數の入藏が現れてゐる。卽ちこの年『淵鑑類函』二十帙百四十卷『眞宗關節』十五卷、その他五部百七十四卷と、『四教集解』三卷以下、『般舟讚祕抄』に至る十二部四十六卷等二回に亘つての入藏があり、同八年には『淨土十要』以下二十八部を購入してゐる。次で翌々天明元年には、『御本書會本』以下七部と『易行品科』以下六十七部を入藏、同二年玄智が『淨土十要』以下『兩祖傳』再治本等七部の校刻成るや、直に寄進し、また『武家嚴制錄』六十七卷以下『性學開蒙』に至る五部百三十四卷と『窺班錄』等五部を購入してゐる。次節に引抄するところの『萬檢雜牘』の記事によれば、この當時は、學林には一定した出入書店があるが、如上の典籍の入藏は、さうした書店の手を通じて購入されたのであらう。それはともかく、右に次で、天明三年には『眞宗教典志』三卷を玄智が自ら施入し、『大經要解』が、前年學林が助援して開版されたので、この年入藏してゐるが、この年七月以來、智洞は經藏に於いて藏書を調査し、また多數の典籍を購入して、『龍谷學黌大藏目錄』を編纂してゐる。

二　龍谷學黌大藏の成立

徳川時代の中期に至り、一般學界には巨匠輩出し、各種典籍の刊行頗る數多かつたが、佛教界に於いても、その時運に遭ふて教學の盛觀洵に著しいものがあつた。一例を眞宗聖教の刊行にとつても、『眞宗法要』の校刻が初まつた時、寶暦十年書店より謂ゆる町版として、版木の存するものを呈出した書上（「眞宗法要開版始末」卷上所收）によれば、その數、實に百三十二部に及んでゐる。以つて典籍刊行盛行の一面を推察すべきである。斯くの如き學界の盛觀は、學林の藏書にも反映したのであつて、既に述べた寶暦以後の學林に於ける藏書の加增はその一斑を示すものであるが、天明三年、當時首座であつた智洞が、學林藏書を整理し、未藏の典籍を蒐集して、林藏の整備につとめ、組織ある目錄を編纂したことは、卽ちその最も著しい事實である。

『萬檢雜牘』天明三年七月の條に、

一、七月廿六日智洞首座及實道子入林、藏外之續書圓滿を取組、依レ之兩士在林中飯料は常住ゟ出す、依レ右先達而御能主江申上、猶又書林之義江南復古候事尤之儀ニ候得共、壹軒に而は不自由に付、兩家可ニ申付一旨、御能主侍者ゟ申來候故、自今林門之書林江南四郎右衞門・額田庄三郎兩家江申付、今般藏外續書圓滿之用も、右兩家へ申付候、右之趣、九月十一日出レ之便に御侍者迄申遣事

と云ひ、また同年十一月の條に、

一、智洞（マヽ）老滿及實道子藏書具備之用事、十一月三日迄ニ能事終、委曲如ニ別記一、

と述べてゐる。以つて、約三月餘を要して、林藏の整理、未藏書の入藏に盡力しつゝある事情が推察出來るが、更に『萬檢』には、伊賀深誓が「看護中入藏書籍數千卷、目錄如ニ別記一」と記してゐて、この度書店江南及び額田の兩家より購入せる典籍が如何に多數であつたかを物語つてゐる。

斯くて林藏の整理・入藏が完成し、こゝに編纂されたのが『龍谷學黌大藏目錄』である。これには天明三年十一月二十八日の當年看護深誓の序と、同年十二月の智洞の凡例とがあるから、十一月初旬整理を終るや直に本『目錄』が編纂せられたことが知られる。而してその序には、本『目錄』成立の由緣が記されてあり、凡例には『目錄』編纂の識見を見るべきものがあるから、次に兩者を引用しやう。

龍谷學黌大藏目錄序

印度支那皇和、風土相距、十數萬餘里、邈焉愍焉、言語不レ同、文字亦異、矧古今相去千百世、不ニ啻然一、不レ出レ戶而接ニ賢聖佛陀之神遊一、居然左右取レ之、逢ニ其原一者、結ニ集經家論家釋家一之功、寧不レ偉乎哉、在昔西天、失ニ起信一、弉公譯而傳、中夏失ニ台教一、大東謄乃贈、又復朝鮮海印藏、既罹ニ兵燹一而散亡、則貝多琪軸流傳、其難矣哉、幸遇ニ昇平之聖代一、而吾龍谷教黌之大藏、具備レ舊矣、猶且釋ニ三藏之九流百家一、旁及ニ佛教之三墳五典九丘八索老莊子史之類一、豈不ニ一大盛事一邪、先是講主辟レ命、誓以ニ教黌之監護一、洞首座亦奬勸莫辜負師命焉、固辭無レ地、出以監ニ學黌之事一、一日首座把レ手曰、洞頃拜ニ師之昌言一曰、今夫吾學黌大藏富矣、雖レ然如是佛法大海、未レ盡ニ天下之佛書一、不ニ亦遺憾一乎、念レ茲在レ茲出レ茲在レ茲、尙一乃心力其擧克有勳、若夫至レ發ニ淨財一財監護生レ之有矣、伯仲懋哉、伯仲懋哉、於汝意云何、誓起レ座抵レ掌曰、時乎哉時矣、不レ憤不レ啓、不レ悱不レ發、吾何罪而向晚預ニ乎此擧一、可レ畏君子何幸、乃遇ニ此盛事一、居然左右取レ之、逢ニ其原一、不レ出レ戶而接ニ賢聖佛陀之神遊一也、雖ニ吾將ニ老、敢預聞レ之而已、南侶上絃首座隅ニ二三子一、以就レ館則寢食相忘、至ニ

黃鐘上浣、而新目成矣、嗚呼佛法大海、流入吾龍谷敎黌大藏中、豈其不天下之一大盛事邪。謹梗概其盛擧、以冠卷首、天明三癸卯仲冬念八日

伊州　釋　深　誓　拜　識

凡　例

一天竺目錄、覈異譯甄本支者、全依八不道人閱藏知津、其中先淨土經者吾宗所依也、次及華嚴法華般若寶積等大部者、順習聖敎目錄爲令易檢尋不同用、彼五時次第也、又論藏及西土撰集之際、彼以其分齊定之、今西土菩薩賢聖之作、稱論者皆屬論、稱經者皆屬西土撰集、是亦爲令易檢尋

一支那日本目錄、釋經釋律釋論、皆先擧本部於其下列其釋、必不以宗分之、至雜著則隨宗分之、亦爲令易見耳、其中先淨土者吾宗所基也、次華天密禪三論法相等次第者、從禿鈔指南、

一日本禪宗及日蓮宗諸書不廣索之、禪老茶話日徒慢論無用研義

一眞宗諸書無問若眞若僞、縱令雖末學俗說、全收不捨、此乃本宗所撰、爲呈研究一助也

一世稱勸化書者、何宗所撰皆捨不列、然至眞宗諸祖傳記、則一二有取焉、事蹟之類于時五三非無所驗

一三國諸書雖一紙半面、皆稱一卷、以此爲例

一淨土十要中有彌陀經要解、閱經十二種中有心經略解等、皆於各經下列之、更到雜著出總部名下復列之、傍書目再出

一如天台止觀等、雖爲雜著世稱三大部註疏、亦有合解者故、合于玄義文句而列釋經中

天明癸卯冬十二月

京兆　桃華坊釋智洞謹撰

この『目錄』に收載さるゝところの藏書の數は、內典部四千五百七十七部、外典部百二十二部、總計四千六百九十九部に達してゐる。分類は、天竺・震旦及び日本の地理的區分をなし、天竺の部は、大乘經藏第一・小乘經藏第二とし、次に律論・西土撰集並外論とし、震旦の部は、釋經・釋律等とこれに準じ、次に雜述・傳記・音義・目錄及び次に諸宗部とし、日本の部も、亦これに準じてゐる。大體の綱格は『明藏目錄』の分類に從つたものと云はれてゐる。玄智が一卷本『敎典志』に、本『目錄』を評して、「凡本邦現存內典、搜羅殆盡」と云つてゐるのは、蓋し至言であらう。

三　天明以後の林藏の一面

「龍谷學黌大藏」の成立と同『目錄』の編纂は、林藏にとつて、洵に劃期的事業であつたと云ふべく、學林の藏書は、こゝに一往整備したのである。而かもこの後每年入藏加增して、藏書は益々豐富となつた。今その狀況について、一々事例を列擧する煩を避けて、次に學林の藏書にとつて注意すべき二三の點を『萬檢雜牘』等から摘記しよう。

既に、第五章第四節に述べた如く、天明八年正月の京の大火に、學林も類燒の已むなきに至つたが、經藏は、使丁傳助の盡力によつて延燒を免れたことは、洵に不幸中の幸と云はねばならぬ。而してこの火災の後、學林の建築中、先づ最初に復興したのは食堂であつて、この年三月二十日に上棟したが、この日から經藏の修理・差掛の工事を初め、非常に急いで、四月七日の食堂落成以前、既に工を竣へたのであつた。これは勿論四月十五日からの夏講開筵に備へるためであつたことは云ふ迄もないが、經藏の修理が、食堂と併行して成されたことは、當時の所化が、如何に藏書を利用すること多かつたかを暗示するものに外な

らぬであらう。從つて彼等が藏書を大切に取り扱つたであらうことは、容易に想像されるが、その一面を物語るものは、この年夏猶鬱舍の復興緒につかず、混雜中にありながら、夏講が終ると直に虫干にとりかゝつた事實であらう。卽ち經藏は、幸ひ類燒を免れたが、大火に蒸されてゐるため、虫の入る恐があると云ふので、衆評の上、本山集會所に曝書することゝなつた。この當初の日は快晴であつたので、朝より晝まで人夫二人が鉤臺一つで、經藏から藏書を集會所に運搬させたが、容易に進捗しない。そこで覺善上座の門徒四人に依頼し、鉤臺を三つとして、六人で運搬したところが漸く暮に至つて運び終るこが出來た。以つて藏書の容量を凡そ窺知されやう。この夜は、覺善と下座一人とが、藏書警護のために集會所に宿泊し、六日は雨であつたが、右の兩人は、警護を絕えさせられないので同じく滯在し、七日八日は曝書、警護絕えざること前日と同樣であつた。九日快晴、この日曝書を終ることゝし、朝より人足二人は鉤臺で運び、三人は持ち運んで、漸く七つ時（午後四時）迄に學林經藏に納めることが出來た。因に、この翌年八月には、近年藏書錯亂紛失があると云ふので、萊洲・覺音兩人が整理してゐるが、九月初にも覺音と智進とが、さうした整理を行つてゐる。猶この後林藏曝書について次の如き規定がなされて、その狀を察すべきものがあるから、因にこれを揭げておかう。

藏書虫拂凡例

一年々相勤候而勝手覺し人を以支配人と定むへし
一人數多く集候事甚悪く隨分日數をまし叮寧に□へし
一講堂に而書物をひろけ候時必西の方より東の方へ次第にひろけ、仕舞候時もおなしく西の方より東へ次第に仕舞へし、書物幷函人類日影のあたり候を甚嫌事也
一隨分書物のとちめの處をたゝきほこりをはらひ于へし、虫の增候はほこりよりわき候なり
一唐本の分はうつむせにほすへしあほのけにする時は風に而あほち候ゆへ破候事儘是あり
一函に納め候時は必す此目錄に引合せ候事、若紛失の品有之候はゝ別に帳面をこしらへ、それを記し後に吟味すへし
一書物の內藏本の印無之品見あたり候はゝ早速印形を押へし
一函に障腦を入候時隨分多く用ゆへし、必儉約すへからす
一書物はらひ席未滿の所化中其役に加り度被願出候とも其人物勘察の上可指許、文字もなく學に志しなき人をましへ候時は大に取紛し反而紛失の基に候事
一虫拂の節役人の外は講堂へ出入する事を不許、既に當夏未虫拂の節初日まで現存の書籍一部致紛失外無役の輩壹人に而も出入いたし候へは吟味の節行屆不申候、此段御心得可有之事

寬政五丑安居六月　日

勢州　萊洲
江州　海藏
城州　覺音

（大藏虫拂目錄）

次に、入藏加增の書籍中『萬檢』に購入價格の記入されたものがある。それは色々の點で興味があるから、左に一二の例を擧げておかう。

(天明五年)

觀經疏證定決　代廿七匁
蒙教波篇唐本　代廿五匁　但し直し賃共に
天台直雜　代四拾五匁
四教義資(ヤ)始記　代拾貳匁五分
和漢合運　代四匁五分

(天明六年)

一、當夏入藏之書

大經起信論　代拾五匁
起信列綱講錄　代廿匁
善女人傳壹卷　代四百五分
瑜祇經疏　代四百五分
僧傳排韻　代四拾三匁
太子傳考函入　代卅匁
西方公據　代三十五分
唐書　代百六拾□九分

一般流布の典籍蒐集は、時日と貨金とに餘裕があれば必ずしも困難ではない。然し古寺祕藏の典籍を緣を求めて寫傳入藏したり、また能化の自筆本等、學林有緣の典籍を購入收藏することは、相當細心の注意が拂はれて、初めて可能であることは云ふ迄もない。天明以後の學林藏書に於いて注意すべき、第三の點として、こゝに斯うした云はゞ稀覯本の蒐集について記述し、以つて當時學林當事者の學徒としての風懷を追想したいと思ふ。

『萬檢雜牘』天明六年七月の條に、

一、同(〇七月)十八日淨影涅槃義記全部十二卷、東寺勸知院之寶庫に四百餘年祕藏有之處、當丙午夏、智積院海音法師義林衰鏡開板之次手(ニ)此本を借得て寫功畢候、幸有(レ)由、今海音法印より此本を借(レ)之　但し右銀貳兩之內寫本延引に付被成壹兩智洞藏滿ゟ受取雜費算用中に受取畢

と記してゐて、慧遠の『涅槃經義記』寫傳の由來が推察出來る。現在本學圖書館に『涅槃義記』寫本數本を藏してゐるが、何れが如上の寫傳本か明かにし得ないのは遺憾である。また少しく時代が下るが、本學圖書館現藏の『西谷義論草紙』一卷の奥に

時寬政九丁巳夏、借得西山光明寺能化林學坊祕本一令書寫(二)者也　智洞識

とあり、『西谷義論題』にも、同樣の意味が記されてある。而して共に智洞の筆になる題箋がある。前の『涅槃義記』の寫傳にも、智洞の關與してゐる形跡があるが、併せ考へて彼の性格の一面を推察すべきものがあらう。

『萬檢雜牘』天明四年の條に、次の如き一節がある。

一、普門品抄　二卷　　一、畫圖略要鈔　一卷

右二部、成規講主、應二小倉侯之請一所レ選（マヽ）、事如二傳載一、今茲十月、書肆某、偶得二講主手澤本一、告二來校衆一、乃議藏レ之、價如二別記一、

卽ち西吟の自筆本購入の記事で、この兩書共に本學圖書館に現藏されてゐる。『畫圖略要鈔』には何等記入はないが、『普門品抄』の奥には、

成規院師直筆之書、學林之珍寶也

と二行に記してあるが、恐らく當年の看護か藏司の筆になるものであらう。また同じく『萬檢雜牘』寛政元年六月の條に、

一、十一日（〇六月）論註翼解知空書入干及佛性論（本カ）、念佛三昧□□學林ニテハ寶□ナルユヘニ光隆寺ヨリ賣拂候内金壹歩二朱□□

但シ臘滿中衆評之上求レ之、

とあるが、右の三部は圖書館に今に襲藏されてゐる。而して『翼解』は萬治四年刊行の五冊本に著者知空が書入したもので、各冊卷尾に、著者が寛文九年・同十年・延寶四年・元祿十五年・寶永二年等五回に亘つて講義した識語が記されてある。また第一卷の表紙裏に、

此書九卷、原爲二光隆寺知空所持一、卷尾手記可レ見、準レ此文中處々加筆、亦出二空公之筆一明矣、天明年中、光隆寺現住某、鬻二傳持諸本於書肆一、三年癸卯夏、書賈醒井通伊豫屋佐兵衞者、携來示レ予、當寺、素藏二此本一、然惜二先哲手澤所存流二落人間一、出二鑕銀如干一買レ之、念佛三昧經、寶性論、佛性論等亦尒、國字祖書合纂、明覺寺法照買レ之、照蒙記瑞泉寺善藝買レ之、其餘令二學黌諸子買一レ之、凡各本卷尾、空公親記二自名等一、而及レ鬻レ之、恐下世由二其記一發覺議上、已以レ墨塗沫令レ不二復見一、慵哉、

とあつて、その流傳を記してゐるが、この筆跡は、右の記事の側に別筆にて、「此記慶證寺玄智筆」とある如く、玄智の手になるものである。而して右の記事及び次下の識語等によれば、本書が、玄智の手に入つたのは天明三年であるが、寛政元年六月に至り、これを學林の藏書に讓與したのであつて、その時、彼は本書の流傳を右の如く記しとめたものと思はれる。而して本書第四冊の奥に張紙して

全部九冊光隆寺藏書知空師眞蹟書入之書、於二學林一可二珍藏一之書故求レ之、入藏永世、不レ可二變轉一者也、

寛政元年酉六月　　知事儀天　智洞

と記してゐる。斯うした古書に非常な關心を抱いた智洞が、藺上の衆評を經て恐らく玄智から讓り受けて入藏し、その旨を記してとめたものであらう。また『佛性論』は、慶安四年春知空が未だ眞覺寺の所化なりし十八歳の時、誓願寺の藏本を以つて寫したものであるが、その識語の次に、「天明三年夏就二書林伊豫屋佐右衞門一買レ之」とあつて下に方形朱印があるが、一つには印文「景耀」と讀まれ、筆蹟また明かに玄智の手である。前記『翼解』の玄智の識語に云ふ『佛性論』とは卽ちこれであるが、本書の卷尾にも、前記『翼解』と同意の文と寛政元年六月の日附及び儀天・智洞の兩知事の署名がある。更に「念佛三昧□□」とは、本學現藏の『菩薩念佛三昧經』（六卷合本一冊）で年記はないが、知空が萬曆辛卯（十九年）の版本より書寫せるものである。これの卷尾にも玄智の筆で、天明三年伊豫屋佐右衞門より贖得せる「光隆寺傳持之經本也」とあり、裏表紙

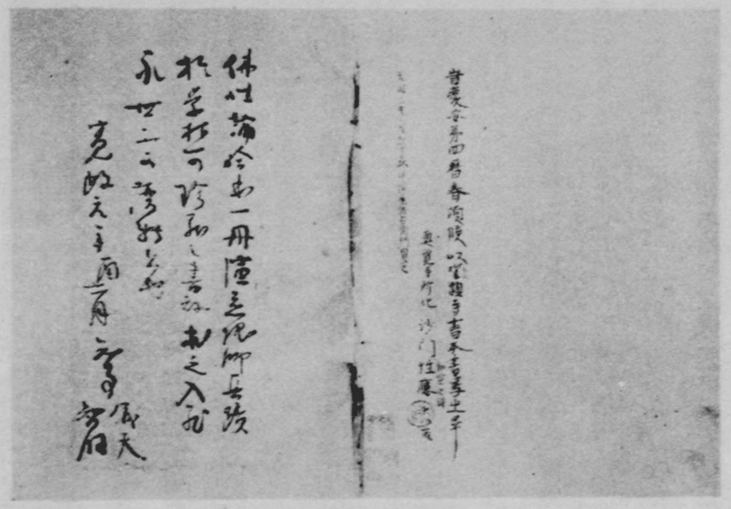

知空寫「佛性論」卷尾並智洞筆入藏の記

裏には前二書と同樣儀天・智洞の識語が張られてある。

斯く叙述し來れば、當時の學林當事者が所謂稀覯典籍の收藏に非常な興味を持つてゐたことが想察出來る。また玄智の手記によつて、斯うした關心を持つた人々の尠くなかつたことが思はれる。就中、智洞は、三業惑亂の首魁として終を全ふせず、宗門安心史上、後世から甚しく羈縻されてゐるが、彼が一學徒として學林に盡した點は、また沒却すべからざるものがあり、殊に學林の藏書に關しては、彼が龍谷學衆大藏の構成と、その目錄の編纂に盡力し、また如上の稀覯本の蒐集に努力して、林藏に貢獻するところ多かつたことは、學徒として、またこれを認むべきであらう。玄智景耀は、當代一方の識者として顯著な存在であつたが、彼は御堂衆であつて、學林に直接關與した形跡はない。然し彼が、常に學林の藏書に深い關心を持つたことは、先に一言した如く彼が自己の著述や出版をその度毎に學林に施入したことによつても推察出來るし、また智洞の『目錄』を推賞したのも、學徒としての彼の態度を見るべきものがある。或は彼の『敎典志』の編纂には、一面に於いて學林の藏書から裨益されるところがあつたのではあるまいかとも思はれるが、勿論これは憶測の域を出でない。それはともかく、かうした態度であつた玄智は、彼が散逸を惜んで、購入した典籍を恐らく智洞から請はれて、これを讓つたものであらうが、彼としては、個人の架藏に終らしめるよりも、寧ろ學林に襲藏することがその初志を滿足せしむるものであつたからであらう。何れにしても、吾人が今日、三百年を經た初代二代兩能化の自筆本に、親しく接し得るにつけても、當時の學林當事者や學匠達の學徒としての風格が偲ばれて、洵にゆかしいもののあるを感せざるを得ない。

第九章　制度の整備

一　歷代能化の制法

こゝに謂はゆる制法とは、學林の學則や清規を指して云ふので、卽ち歷代能化が、衆衆・所化に對して、研學の綱領を指示するとゝもに、所化生活の規範たらしめたもので、制法または法制・制條・條約等種々に稱せられたものである。前節に新入の所化に初めに讀み聞かしめると云つた制條は卽ちこれである。

學林に初めて制法を立てたのは西吟である。西吟が淮玄の後を承けて正保四年九月能化職に就いて定むるところの法制七條、卽ちそれである。このことは、次下に揭ぐる慶安五年の西吟の「制法跋」によつて明かである。この本文は現在傳つてゐないが、彼が更に後に定めた制法はこれを增補したところのものであると云ふから、凡そその內容を窺知することが出來る。

斯くて學林最初の制法が立てられたが、承應元年十月に至り、西吟はまた法制十二條を立てゝ、衆衆を策進した。これは後に言及する職制とゝもに出されたもので、職制は學寮に於ける創設である。蓋しこの年九月學寮興正寺南邊移轉の功成り、十月八日より『安樂集』が開講されたので、この機會に、學寮內部の

整備のために職制を立て、また制法を新にしたのである。本文は次上の七條の制を增補したものである。この制法は、『學林古記錄拔書』『學林舊記』『學林年譜』『嚴護錄』(卷二)『叢林拾葉』(職制部)等に傳へられて居り、その跋の奧には、「慶安五玄黓執除年支多初三」とあるから、開講數日前に發表されたものである。尤も、慶安五年九月十八日改元せられて承應元年となつてゐるにも拘らず、こゝに慶安五年十月三日とあるのは多少疑問の存する所であるが、この跋の日附は何れのも同じであるから、今はこれに從つておく。

制法

一晨昏念佛勤行不レ可レ退
一大衆互以二人我一相罵者、隨レ義可レ出二罰錢一、若行レ杖可レ出二僧外一
一講譚時必可二出座一
一大衆各可レ著二宗衣一
一僧出二市中一行二惡事一、隨レ宜可レ增二其役一、重過執レ衣可レ出二僧中一
一大衆頭巾及綿服各如レ制
一大衆各上見レ下如二父愛一其子一、下見レ上如二子事一其父一
一有二病僧一各發二慈悲心一、敢無レ違二逆病人一、勿レ憎二嫌病人一、又自貧不レ能レ求二飯食湯藥等一、治事告二上座司教一出二常住物一、隨二病僧望一可レ與二飯食湯藥等一
一各歸二其國一調二諸商人債一
一除二剃刀小刀一不レ可レ可レ畜二劍類一

一無レ符者不レ可レ出ニ内外一、
一托鉢可ニ如法一、

講肆制法跋

古之學士、潜ニ形於深山一、灰ニ心於幽谷一、家ニ于穴一、衣ニ于草一、掬レ溪而飲煮レ藥而食矣、以レ昔計レ今、堂殿之華窻牖之明、牀榻之安飲食之盛哉、不レ知何爲左右乎、謂昔不レ美豈無レ美乎、今有レ美奚有レ美乎、又云學者見レ道不レ見レ美、今盍無レ美哉、若學人朴レ形不レ見レ道、昔闔有レ美乎、夫道焉隱乎焉顯乎、若形於ニ山間一、心於ニ市中一、山谷慣ニ閙於市中一、又形於ニ市朝一、心於ニ山間一、市鄙寂ニ寥於山谷一、或始終道于山而闕レ於利ニ塵世一、是佛所レ彈且儒所レ憎也、若心見ニ今美一不レ體レ道罪卽是不レ足ニ容用一、須レ知依ニ當人直下一不レ依ニ所居山市一矣、乞學者深思レ之、汝等遠別ニ鄕閭一、身栖ニ講肆一、所ニ以擇レ善建レ志起レ行立ニ身也、光陰不ニ爲レ我待一、遲々何不レ修乎、只願害レ善之法千里避レ之、損レ惡之法方寸用レ之、口無ニ自乖一、無ニ自欺一、修レ身踐レ言愼レ終如レ始、避ニ惡緣一如レ避ニ虎狼一、親ニ良胴一如レ親ニ父母一、若乃縱ニ無明之逸馬一、任ニ業識之野猿一、見レ善不レ遷作レ惡無レ恥、今居ニ斯堂一、其爲ニ何學一矣、蓋予於ニ正保龍集丁亥一、既預ニ此職一、巧初置ニ七制一而引レ之、今當ニ慶安歲次壬辰一、重爲ニ學徒一潤色而爲ニ十二一教レ之、愚若名レ之利レ之閭老之謫何避レ之乎、嗚呼勤ニ爾學問一、謹ニ爾行狀一、學到ニ于無學一而遊レ學、制臻ニ于無制一而有レ制、意在ニ于茲一、勉レ旃制レ之矣、

慶安五　玄戮執除　年　玄冬初三

豐前州　永照寺　釋子　西吟

第二代能化知空の制法は、その晩年正德三年に發せられてゐる。『龍谷講主傳』（知空傳）に、「正德三年夏四月、擧ニ越前勝授寺峻諦江圓（マヽ）正寺性海一代講、命定ニ黌中法五章一」と云つてゐるのが、卽ちそれである。このことは『通紀』にも見えず、また學林の諸記錄にも傳を逸してゐるが、知空自筆の『追日記』（卷下）にこの本文が記されてあることによつて、それを確實にすることが出來る。『追日記』には、「當春對ニ惣所化衆中一

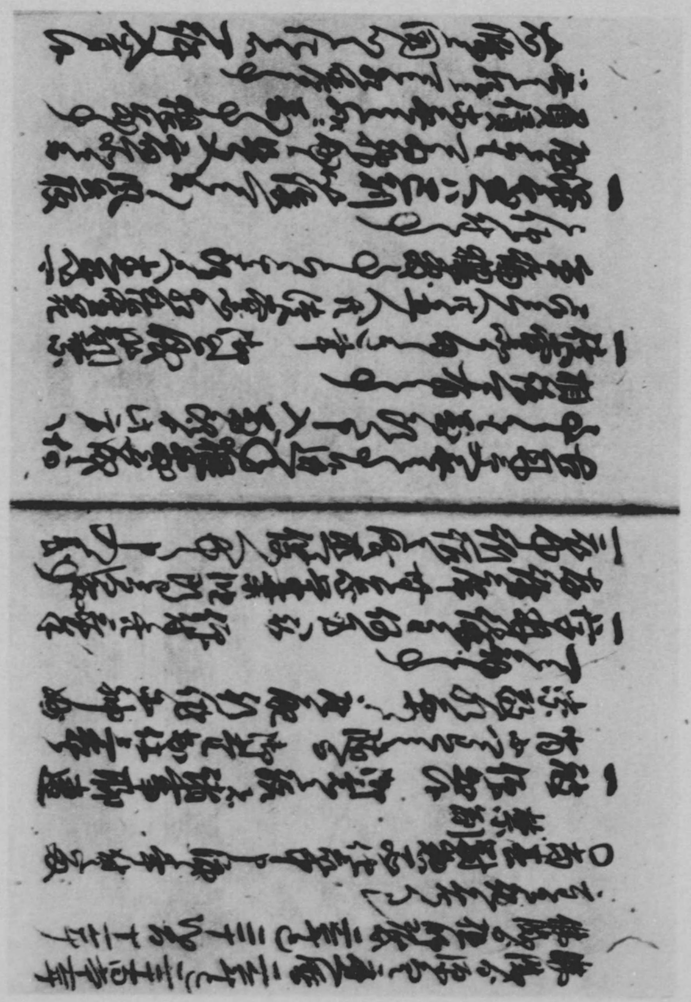

（載所記日追筆自空知）　制禁林學定制空知

申渡候書付之留」と題して次の如き制法を記してある。

學　制

一被二仰出一候御意之趣者、諸事聊違背不レ可レ有レ之、從而御堂出仕三寶崇敬肝要に候、座配行作等神妙可レ令レ勤候事
一學林講主何方へ被二仰付一候共、忝奉レ存、講席無レ怠、學業油斷有間敷事
一衆中訴訟之儀、直に役人中へ申入候義、古來更無レ之事候、近年猥敷被成候、何事にても萬頭へ申入、萬頭ゟ此方へ相談可有之事
一徒黨かましき事、御公儀御制禁に候、三人共五人共徒黨相結、喧花(ママ)爭論猥敷事候はゝ、其頭人迷惑可レ被二仰付一事
一浴室へは巳刻以後可レ被レ出候、風呂板屋に而も可レ爲二神妙一候、且又宿所に而負債等無レ之樣萬事猥敷事無レ之樣に可レ被二相肴一候事
右條々同心之仁者可レ許二入寺一候、於二已後一違背之輩者、於二大衆面前一可レ創レ席者也

正德三癸巳年　月　日　　光　隆　寺

猶、この次に、「右之一紙時々萬頭可運坊へ申渡し、入寺之望有レ之方へ申渡合點之上、入寺帖書入置候筈也」と附記してゐる。

次いで、享保八年第三代能化若霖は、新たに「衆寮條約」七條を制して衆に示した。本文は『學林諸記錄拔書』『舊記』『年譜』『嚴護錄』(卷一)等に見え、文末に「結制前三日」とあるから、これを制したのは今年四月十三日のことである。

衆寮條約

一九旬安居德學是謀、聽講閱書、靡レ逸二眠食一豈應レ無事遊行妨二己道業一招二佗疑謗一乎、若有二事務一出、則必白二之知事及上座一事畢當二速還一不レ許レ及レ夜、不レ獲レ已限二初更一過レ限不レ許レ入二門內一、詖心託レ事數出者、不レ得二共住一朝二本山一拜二祖塔一赴二講肆一非二制限一

一其道同者四海皆兄弟、況聚二頭於一叢社一哉、當レ動柔忍義讓稱二衆和合之名一、不レ得二諍競高聲醜言動色一、新到之事爲二生疎一者、當レ以二善言一誘論一、勿レ慢二罵之一、却激二增彼忿恨一。

一輪差執役勿レ爲二賤事一、流二于不謹一。

附、講時擊二雲版一、最係二大衆觀聽一、不レ可レ不レ愼

一聽習之書當二互討論研究一、其餘愼勿二交レ頭雜話一

一食時版鳴宜須二早出一、其占二鉢位一、不レ得二衣袖等使一觸二比座一、不レ得レ椀鉢作レ聲含レ食語笑私索二醬菜一、衆中獨食一。

一凡在二寮舍一、不レ問二勤舊新隸一、早晩禮佛誦經之後、當レ節二取教文一句半偈一和解講演一、庶幾爲二他日揮麈之資一。

一知事收二隸籍募緣之貨一、當二完レ封歸二常住一、不レ許二竊用追償一。

已上條約各宜二遵行一、有二緣須一レ急、聊二艸具大綱一、至レ如二細節一、竢二他日補一。

享保癸卯結制前三日

次いで、若霖の後を承けた法霖は、元文元年正月能化職に就くや、新に制を立て、所化の規範たらしめた。然るに翌三年講堂の改築を行ひ、その功成つて開講するや、五月十七日再び左の制條を所化に告知した。文は載せて『嚴護錄』(巻一)にあるが、卽ち次の如くである。

申渡條々

一以二爲法之心一、學業相勤、行住坐臥御本山大切存心を他之名利二馳間敷事

一學林本講並內講之節者申不レ及、其外就二法用一、講堂江出席之節、衣體御作法之通可二相守一事

一夏中上中下座之內、就二萬事一、徒黨間敷儀有レ之、妨二他之學業一候者、卽日落席可レ致事

一上中下座參會之節者、萬事御作法之通可二相守一事

一學林江訴訟之儀候者、知事迄達し、拙僧江直訴致間敷事

右五ヶ條之趣、去々年衆中江申出候得共、新學之衆中未聞之人可レ有レ之間、重而申し出候

元文三戊午年五月十七日　正崇寺法霖

學林の制法として立てられたものは、上來述べたところ以外に存しない。然し法霖には有名な『日溪學則』があることはこゝに想起さるべきである。これは早く享保十五年高霖によつて刊行されたが、また後學林に於いても講せられたことあるは注意すべきである。また第五代能化義敎には、特に學林の制法として制定したものはないが、『勸學序』の著があつて、また學徒の用心を勸誡してゐる。尤もこれは芳山の著となす一說もあるが、古くより義敎の撰と考へられ、文政四年聞號が校訂し、學林藏版として印行したことあるは、こゝに思ひ合さるべきであらう。

二　所化の位階と職制

學林に多數の所化が來集し、互に研學を續けてゐる時、所化の間に等差階次を立て、職制を設けることは、學業の進歩や所化の統制等から見て、必要不可缺のことであるは云ふまでもない。こゝに於いてか、學林では早くより所謂僧伽位階が分別されて所化生活の基調たらしめたが、またそれによつて諸職を任命して多數の所化を統制したのである。

所化の間に、初めて階次を立て諸職を設けたのは西吟である。先に一言したやうに西吟は承應元年學寮

の移轉改築成つて新黌に開講するや、制法十二條を示して所化を策勵したが、それと同時に、所化の爲に位階を立て、また職制を發表した。尤もこれは制法と同じく、正保四年に一度定められたものであるかも知れないが、現存する最古のものは、承應元年發表されたものであり、その卷頭に附された「學庠大衆位職制法序」には、その設置の意義が述べられてある。蓋し、准玄の時代、既に學寮の內容は一應整ふたが何分建學草昧の時に屬し、未だかくの如き施設は存しなかつたのであるが、西吟が就職し、黌舍も三轉して規模漸く擴大せられ、所化もまたその數を增したので、こゝに大衆位職制法を規定し、黌衆所化を統制したのである。次にその席並に職制の全文を揭ぐれば次の通りであるが、また當時の學寮生活の一斑を推知すべきものがあらう。因みにこの序に「大衆位職制法序」とあるのは、この職制の次に前節所述の制法が記されて、位職制法一具のものとされてゐるからであるが、兩々相參照すれば、また西吟の研學の態度と見識を窺知すべきものがあらう。

學庠大衆位職制法序

凡人心險於山嶽、難於知天、蓋有貊愿而益、有長若不肖、有堅而縵、有緩而紆、豈累學知代者知之化之其難矣、於是獨佛靈鑑能應、形現妍媸、遠教之觀其志、近引之觀其信、淵默龍見尸居雷聲大小權實待扣教戒、是以佛是僧師範、僧是佛資命、因功立名、寄德分異矣、夫道非衣服、佛非光頭、名求之利容之去非外離千里、不當而著其服、不得而預其職、猶猿狙舞庭、馬牛服襟、嗚呼恨非近得恥於當世、有遙招報於來際也、南華老人云、顯明之中、不善人得而誅之、幽間之中不善鬼得而誅之矣、若又能見得者、道見于事、事寓于道、故在稊稗、在瓦甓、何況衣服光頭乎、然及乎其至也、叟々若隱如顯、連呼如合如離、巍々如高、崔乎如下、豈一旦而知之一朝而得之、其希哉矣、於戲无常迅速生死事大、喫緊而修之、婆娑而索之、无乃學佛者豈不深思乎、今値淨教要修欲求、須知西方善逝起於无相之大願、引願求者、垂於无相之行、向修行者、故願還于无願、行至于无行、寶池專繫心、實不出當處、六識縱橫而不覺入眞如矣、淺深其隨望羽化、末葉迷倫修有便、故今我所以爲現前大衆立位階設職制爲使後生進學調事入德、而非全是好名聞矣、若入此堂空費施信、上乖佛祖下闕利生、其報猛火熱鐵燋背爛膜、故造次思之、顚沛必之矣、

僧伽位階名

一　僧使　員二十、上一人名住會、此僧典座役一日也、餘兩日
一　越信　員無定、上一人名慈士、此僧無除塵役
一　治事　員十二、上一人名悲頭、此僧免齋事記帳役
一　司教　員七人、下一人名簡寮、亦名喜士
一　上座　員五人、下一人名捨士

各職

僧使

一　於當堂晨昏勤行各隨宜不可退
一　除庭中塵
一　堂外使
一　典座兩日

越信

一　於當堂晨昏勤行各隨宜不可退

一　典座一日
一　可レ除二堂中塵一
一　堂内使

治事

一　於二當堂一晨昏勤行各隨レ宜不レ可レ退
一　僧有レ事出レ堂改二考其用一、實行如法、執二其符一可レ出二堂中一
一　有二新來僧一能改二其國及姓名一若於二天下一實無レ災、於二此法一實有レ志者、早可二以告一上座一、彼僧成二法式一而後引二率寮中一可レ令二舊住識一其面一
一　隨二上座告一用二常物一具記帳算一計之一
一　若人來レ堂望二設齋一者、問二其名一告二司教一

司教

一　於二當堂一晨昏勤行各隨レ宜不レ可レ退
一　會有レ欲レ習二句讀一者不レ選二其人一能愛二教之一
一　治事將二來齋主一者、值二其檀越一具聞二其名一引至二佛前一、令二典座開一佛前戶一作二禮拜一而堅致二其約一日、後告二於之上座等一行二法事一畢以二其所レ用錢財一可レ令二典座記帳一
一　簡寮恒夜間巡レ寮、若有二雜話戲笑一者、堅制レ之

上座

一　於二當堂一晨昏勤行各隨レ宜不レ可レ退
一　會中有二求レ問者一深愛二教之一
一　有二新來僧一者、率二佛前一使二典座開一佛前戶一作二禮拜一而引至二別院一令レ爲二師弟約一後其名記帳
一　捻頭(會中有レ借二求藏書一者一額與レ之記帳
一　捻頭(有二乞レ符者一隨レ宜與レ之

この制では、五位の位階が立てられてゐるが、これは次下に言及するやうに菩薩の五位に倣つたものであり、學問の淺深によつて分別されたものである。五位の中、越信の外は定員があつて人數が限定されてゐる。この點より見て、一應はこの位階に入らない所化も存する如くにも考へられるが、そうした徵證はないのみならず、元來これは僧伽位階であり、西吟が月感からこれを難せられた時、後に引用する如く、所化をして學業を進めしむるためであると答へてゐるのであるから、全所化をこの五位に配分したものと思はれる。無定員の越信一階を設けたのも、各位階中の上首に特定の名稱を附してゐるのも、この位階が全所化の階級であつたからであらう。若し然れば、各位階には定員があるのであるから、位階の進級は、後世の如く懸籍の夏數によるものではなかつたであらうし、また位階の名稱が卽ち各職の名稱でもあつたのである。斯うした諸點は後世の位職に對比して西吟所制の特異點であると見ることが出來る。

それはともかく、右の各位階の間には服裝等に於いて多少異るところがあり、また位は騰級の際には一定の儀禮の行はれたことは承應の圓牆に際して、月感が西吟を論難する一問題として取り上げてゐることによつて、知ることが出來る。卽ち『破邪明證』(卷上)に、月感は、

次明二外現賢善一者、就レ之有二數箇條之威儀一、一者表二菩薩之五位一而立二所化之位階于五段一謂、分二頭巾於三品一定二履於四品一衣服元有二

重疊、咸隨二位級一有二免不免一、云云二者、位位騰級之時、有二種々之威儀禮式一、能所互問訊往復、而密講燒香禮拜而退散云云、（下略）

と云つてゐるが、西吟はこれを答釋して次の如く述べてゐる。（同書卷中）

彼云、二明二外現二賢善一、就レ之有二數箇條之威儀一、一者表二菩薩位階等一云云、彼云、凡於下望二佛果一之釋子上、表二菩薩之五位一而立二所化之位階一、使下弟子進二學業一、有二何咎一哉、儒尙立二於階位一、明二行道之序一、況本出世之佛子乎、然眞宗行者、必非レ要二階位一、故唯隨レ理當然、與二其名字一、於二學校位職制法一者、既備二高覽一、彼奚扼レ之矣、（下略）

この問題については、猶『安心相違之覺書』『破安心相違覺書』等にも言及するところがあるが、要は以上の如くである。

享保八年若霖定むるところの制法第一條に、所化外出の時は知事及び上座に告ぐべきことを述べ、また『學林舊記』所載享保十五年六月の若霖の下令には、上座五人は必ず內講すべきことを云つてゐる。上座が所化の外出を扱ふことや、上座の定員五人たることは西吟の制の定むるところである。從つて西吟所制の位職は、少くとも享保八年の頃まで實行されてゐたのであるが、位階は、この後享保十二年に至つて三階に改められた。卽ち『通紀』是年の條に、「四月講主若霖、於二學林一講二法華入疏一、黌衆、着二輪袈裟一、分二上座・中座・新隷三等一、由レ是上座與二末座一有レ事、輟レ講五六日云」とある。この三等の位階の內容や、またこの場合職制は如何になつたか、等考ふべき問題があるが、文獻の徵すべきものなく、委しいことは明かでない。

右の三等の階次は、元文三年法霖が作つたところの制法に見えるから、この頃まで繼續したのであるが、その後何時しかこの階次は變じて六階となつて現はれて來る。現存『萬檢雜牘』の卷首延享四年の條の最初に、既に「臘上」の語があるが、是年六月四日、本山賜盃の記事中には「中・下座」があり、寶曆七年の條には「耆年」の名目が見える。而して寬延二年五月の條には、學林所化の位階として、藹滿・上座・耆年・中座・下座・新隷の六階が記されてあり、また前に一言したやうに、同年知事道粹は、知事所以下衆寮十室に標札を附した中に、所化の室六室と如上の六階次の標札とが記されてある。斯くその年代は不明であるが、所化の位階は、三階より六階に改められてゐるが、またそれと共に、各職にも變化があつたやうである。『萬檢雜牘』延享四年七月三日の條に「藏司」の目があり、寬延二年の條に「淨頭」の職が見え、更に寶曆八年四月十八日の條下には「往檢」の名目が現はれてゐる。これ等は、皆共に西吟の所制に未だ存しないものである。

されば、何年かに位職ともに更改されてゐるのであるが、寶曆十二年正月に至り、それ等は更に修補された。『萬檢雜牘』寶曆十一年の條の終に、

御上意　寶曆壬午（十二年）正月晦日、學林・食堂等規則改正具在二別記一

とある。また『學林年譜』には、

寶曆年中出羽大信寺本立院道粹、以二先門樣信慧院殿之御別命一修補仕候

と云つてゐる。卽ちこの年道粹が法如宗主の別命によつて更改したのであるが、道粹は去年十月十一日より、今夏間看護の職にあつたからであらう。こゝに新に制定された位職は所謂寶曆修補の式で、『學林諸記

錄拔書』中の寛政四年の書上や、『學林年譜』所載のもの等によつてこれを示せば、卽ち次の如くである。

僧伽位階名	職
藹滿　十六夏結制相勤申候已上輩	知事　兩人、古藹之內より巡番に四月八日より七月八日迄安居の間勤役、安居中都錄之役
上座　十五夏已下	看護　一人、藹上之內より以二講主之別命一七月八日より四月八日迄自恣之間勤役、自恣中都錄之役
耆年　十夏已下	一司教　一人、藹上之內より勤之、寮內之海衆教示之役
中座　七夏已下	一簡寮　一人、上座之內より勤之、寮內海衆之懈怠を誡、及內外出入を司る役
下座　三夏已下	一藏司　一人、上座之內より勤之、藏書出納を司之役
新隸　新入之輩	一厨司　一人、耆年之內より勤之、庫裏諸雜費を司之役
	一淨頭　員無定、下座之內より勤之、晨昏勤行之節香花燃灯を司之役
	一典座　員無定、新隸之內より勤之、講時雲版之役並除堂廳
	一往檢　員無定、耆年之內より勤之、洛中洛外に巡行して海衆不法亂行を制するの役
	一巡察　員無定、上座之內より勤之、市中を潛歩して往檢私計之有無を糺之役

さてこの各職中、知事・看護は後述するところに讓り、先づ全體を通覽すれば、この中には、從來の制を踏襲したものもあり、また更改し、增設したものもある。而して位階は、從來存したものを踏襲してゐるが、更に西吟の所制に對比すれば、それは懸席夏數によつて六階を分別したものであり、從つて各位無定員であることが第一の相違であり、各職は、全體として頗る整備した觀があり、而かも各位階中より何人かを選出してゐるから、何等就職しない所化の存することが第二の相違點である。蓋し所化の數の增加したこの頃としては、その統制上、斯くの如き制度をおのづから必要としたのであらうが、また弊害もないではなかつた。然しこの位職は、永く幕末明治維新まで繼續し、所化生活を支配したものであつた。

右位階に謂はゆる一夏とは、夏講開筵中聽講する意であるが、享保頃から席數最少三十席を以て一夏と數へたやうである。但し、新隸は特別で、『學林舊記』に載するところの寶曆十一年の改定には、「一、新隸縱滿三十席、本講未竟、不許歸錫」とあり、「但事故不得止、則同國同寮願疏以訴、事誠許之」と例外を設けてゐる。卽ち新隸は、本講は講竟まで聽講せねばならなかつたのである。而して若し右の三十席未滿の場合は、「過料」または「贖銀」と稱する金額を納入する義務がある。これについても一定の規定があつて、席數と金額とは定められてゐるが、その詳細は次下の學林常什物の條にこれを述べやう。また事故のため、一夏缺席した場合も、續席の際と同じやうに贖銀を出さねばならず、それ等には、色々の場合を考慮しての規定がある。今『學林舊記』に載する寶曆十三年夏改定の、藹滿入位についての規定を引用して、そ

の一例としよう。

一、滿滿入位之儀、十五夏相結十六七兩年の內安居記帳無ニ相違一者、永可レ有ニ退失一候、十四夏相結十六年安居記帳無ニ相違一も可レ爲ニ同前一候、若十五年迄不レ闕ニ出席一候共、十六七兩夏之安居記帳無レ之者、不レ可レ在ニ滿位之數一事古法分明候、但シ新入滿安居之內故障出來急ニ被レ致ニ歸國一度義有レ之歟、又本國ニ障碍有レ之出席及ニ遲滯一候歟之類、何ヒトモ始終聽講不レ被レ遂之人々、古格明細ニ吟味無レ之付屆斗に而相濟樣ニ心得違等相聞不分明候條、今年ゟ相定、自今以後新入滿之面々通例三旬之日數闕候方、同國之內加レ判受合證文ヲ以、其斷委細被ニ申立一、明白實正不レ拘ニ日數一記帳相濟事、且者可レ爲ニ入滿之優待一者歟、若以ニ虛妄一進座之方は後日及ニ露顯一者、可レ爲ニ擯弃之因緣一者也、

以つてこの種規定の嚴重な一面を想察すべきであらう。『同書』所載天明六年夏末の蔕上衆評の中に、「一、入滿位籍帳除古臘當役猥不可見事」の一條があり、在職中の知事・看護にさへも入滿位籍帳を自由に見るを得なかつた理由も、如上の規定を參照して、理解し得るところであらう。

上來叙述する如く、位階の昇進は甚だ嚴重に取り扱はれたものであるが、又これにも例外が存しないわけではない。卽ち特別の事情で位階を超えて昇進したり、落席されたりする場合もあり、また身分によつては、或る程度にまでしか昇進しないのもある。たとへば、寶曆十一年四月、攝津憲榮は五十五歲にして、初めて懸籍したが、篤學精俊、頗る衆望があつたので、特に別命により「以日換年經十一席接入十一年之末」して、上座に入り、當夏『法華經科註』を講じた。これは『萬檢雜牘』に見ゆるところであるが、このことは『清流紀談』(卷上)にも傳へられた憲榮傳の著名な插話である。斯うしたことは、後世にも時として存した例外である。又これと反對に、階位を特に下降させられることもある。天明三年越前の學山なる所化は、不如法の行爲があつたと云ふので、十五年席より十一年席に落席せられたと云ふやうなことは、早い一例であらう。更に、京でも田舍でも、伴僧で出席の者は、三年限で其上陞進しないと云ふことが、『學林舊記』に載せた享保十年九月の能化の下令に見え、また本山承事、及び幾內にて助伴備番たる者は、上座に入るを許さないが、十年を經たる者にして後一寺に出世すれば、蔕を數へて上座に入れる規定が、寶曆十一年に成されてゐる。

三　知事と看護

前節述ぶるところの、寶曆修補の位職の中には、知事と看護といふ職名があつて、その職務を記してゐる。知事は「安居中都錄之役」で、所化懸籍の記帳以下諸事を記錄すると共に、能化の下にあつて、聲務を代行する職であり、看護とは夏間自恣中、これを行ふものを云ふのである。

先に述べたやうに、西吟が制定した位職では、所化中の最上位は上座で、新來所化の記帳を司り、上座中の上首たるものを捨頭と稱してゐるが、知空の時代には、これを萬頭と呼んだ。萬頭はまた番頭とも云ひ、『通紀』延寶五年四月の條に、善巧寺空吟等三人をして、學林に開講せしめ、聲衆を統領せしめたことを記した註に「時江州弘誓寺慧雲爲ニ番頭一、番頭蓋謂ニ上首一也」とあることによつて、それが知られる。前揭知

空の制法の一條に、所化は訴訟の儀、その他萬事萬頭に申し、萬頭より能化に相談すべしと云ひ、またその追記に、この制法を萬頭可運坊に渡し、新來の所化にこれを申し渡した上、記帳すべきことを述べてゐる。これに對して法霖の制條に、學林へ訴訟の儀ある時は、一先づ知事へ申し出づべきことを規定してゐるのを參照すれば、知空時代の萬頭は、今の知事に相當すると考へて大過あるまい。猶『學林沿革志』に、知空が『安樂集鑰聞』を著すことを記す條下に、西吟が知空を典使に擧げ、典講を兼ねしむとある典使の名目は、或は右の萬頭に類同して先行するものではないかと思はれるが、元來典使・典講等の名目は、『沿革志』以外に所見がないので、その眞相は判明しない。

斯くて後世の知事の役は、古くは萬頭がこれを執つたが、知事の職の創置された年代は、嚴密に云へば明瞭でない。それは現存の『知事看護名籍』は天和元年から記されてゐるが、『學林年譜』に、寛政五年六月本山から下問があつたので、「知事名籍」を上申したけれども、「學林知事名籍相調申候處、延寶已前ハ一同相知不」申候故、天和元年已後相認メ差上申候」とあるからである。從つて、この『名籍』は、要するに編纂當時の知事の初見を記したので、必ずしも知事の創置を云つたものではない。然し右に述べたやうに、萬(番)頭の名は少くとも延寶五年まで見えてゐるのであり、天和元年は延寶九年に相當するのであるから、天和元年の初見は、恐らく知事の創置と考へて大過あるまい。

それはともかく、天和元年の知事は大和向淵正定寺の雖計一人であるが、翌二年には二人となり、その後時に一人のこともあるが、多く二人である。而して最初知事は安居自恣ともに事に從つた。『學林舊記』によれば享保十五年六月二十三日若霖は、知事は、たとひ兩三人あつても古格の通り各々入寮すべきことを令し、更に七月十五日入寮し、翌年七月十五日まで在寮せしむることに定めた。然しその後延享五年(寬延元年)夏末の萬上衆評によれば、地方出身の知事は、夏間は京地の萬上に依賴して歸國しても差支なく、その場合は、飯貨は學林常什物より出すことを定めてゐることがまた『同書』に見えてゐる。

然るに、寶曆五年に至り、義敎が能化に就くや、始めて看護を設置した。看護はまた屢〻監護と記すこともある。尤も『萬檢雜牘』によれば、これより先き寬延四年(寶曆元年)の條に、「看護」として、鳳空・觀亮・一止・了榮の四名を記してゐるが、その後絕えてこれを見ず、寶曆五年に至つて、覺嚴が看護となつて後ちに永續してゐる。『知事看護名籍』寶曆五年の條に、前述の若霖が知事の在寮を七月十五日から翌年七月十五日迄と定めたことを述べた次に、「而至二于此一始有二看護一、以二今推一古、恐以二在役年時長多不一レ勝レ勤之歟、因泰通講主(義敎)受職、恐反亂レ法、以定二此職一、自恣已後令二別人護一林門一者矣而已。」と記してゐる。卽ち知事の在役年限永きに失するためで、前述延享五年の如き特例も作られた程であるから、こゝに夏間には別に看護の職がおかれたのである。看護は後世まで一人であつた。

『學林舊記』所載享保十年九月の能化の下令には、「本山役儀堂達堂住衆等勤候而出席之輩者、雖レ爲二上座一知事職勤申間敷事被二仰付一候」とあつて、知事就任の身分に除外例を設けてゐるが『萬檢雜牘』の記事を綜合

して考へると、知事は古法として、新掛塔の者、弟子の列にあつて未だ一刹に出世せざる者は、その職に就くを得なかつたから、後世では、その資格は第一に蘭滿たることゝ、一寺の住持たることを要した。これは看護に於いても同様である。看護は講主の別命によるが、知事就職の順序は學林掛塔の次第による。初めは例年知事所、または看護所に於いて、來々年迄の巡番の蘭滿へ通知する例であつたが、それのみでは不便な點もあるので、天明四年から、順番の蘭滿の國所・寺號・法名等を役所にも張り出しておくことゝした。中には事情あつて就職を辭退する者もあるが、受諾の場合は、學林から通知を受けると、門徒の請書一札を添へて承諾書を提出するのである。「夏中知事林中の總司、任甚重く」等と『萬檢』にもある如く、知事または看護は甚だ重任であり、また學林の規模が大きくなつて事務が煩雑となると、前例を熟知すべきものが多くなつたので、次年その職に就く者は、前年「見習」として學林に滯在することが始まつた。その起源は詳かにしないが、『學林舊記』所載の延享四年六月二十六日の「定」は、丙寅(延享三年)丁卯(同四年)戊辰(同五年寛延元)の三年間の知事六人が評決したものであるが、これに昨年戊辰の知事が出席してゐる所を見ると、謂ゆる見習の制は、この頃既に存したのである。『萬檢』では天明の頃からその「見習」の名目が見えてゐる。後に「承襲」と呼ばれるものが卽ちそれである。寶暦以後、知事の入寮日は四月七日、看護は七月七日であつたが、天明八年四月二十九日の蘭上衆評に於いて改正せられ、知事は四月朔日、看護は七月朔日となり、中間の七日間に記錄・會計等、事務の引き繼ぎをなすことゝしてゐる。また看護の役料は、これまで銀三百匁であつたが、この時銀十枚と改められてゐる。知事の役料については所見がない。この後天明六年夏末改定された學林規則が『學林舊記』に記されてあるが、その中に、知事・看護に關して、次の如き條項がある。こゝに謂ゆる當役とは在職中の知事・看護を云ふ。

一、夏中知事兩人隨身壹人、看護中隨身壹人相定、飯賃常什物可レ出事、但し隨身食堂四十銅目分可出事

一、知藏司並見習飯料在來之通自分可レ賄事

一、知藏可當役隨身兼帶に而相勤可申事

一、當役之身柄不レ問二是非一彼是申分有レ之人相除候義、古來常例勿論之事、附、學林常什物古借之人是亦相除可レ申事

［萬檢雜牘］表紙

學林の記錄たる『萬檢』は知事・看護の手記になるもので、學内の諸事大小となく記入してゐる。この記